國防稅による收入は當初十億マルクを擧げる豫想であつたが、實收入は九億七千七百萬マルクで其の內六億三千七百萬マルクは一九一四―五年に納入された。

大藏大臣は從來の租稅政策を一擲して積極的增稅政策を採らねばならぬ破目に陷つてしまつた。同年十二月二十日大藏大臣は議會に於て增稅の必要を說き帝國銀行戰時稅法及戰時利得稅準備法を提出して來るべき年の豫算に戰時利得稅の外二三の增稅を行ふべきことを發表した。

玆に於て政府は一九一六年三月十六日戰時利得稅案及戰時增稅案を帝國議會に提出し、前者は豫算委員會に後者即ち煙草稅、收入印紙稅、運送證券印紙稅及郵便電信料金の値上げ案は特別委員會に附託され討議された。所が戰時利得稅以外のものは議會及民間に於て有力なる反對があつたから、豫算委員會は戰時利得稅案を修正して個人及び會社の戰時利得に對する課稅率を引上げ同時に個人の財產增價稅（九〇％以上の增價）を起して兩者を戰時稅と改稱した。又特別委員會では煙草稅、郵便電信料値上率を引下げ、收入印紙稅を撤回して商品賣買稅案を採用するに至つた。

租稅政策は一九一七年に入つてから一段の峻烈を加へた。蓋し一九一七年二月二十三日には公債の利子其の他の爲に十二億五千萬マルクの歲出膨脹となつて、政府は之に對して從來の戰時の二割の引上げを行ひ新に交通稅及石炭稅を設置する法案を提出した。而して七月二十八日戰時稅（一九一四年及一九一八年に於ける財產及所得の增價に對する課稅）及び二割の石炭稅は制定され、この外運送證券の印紙稅の引上、貨物及旅客の運輸稅（一九一七年四月八日の法律によつて印紙稅の代りに新設）の新設を見るに至つた。又一九一六年末を以て廢止されることになつてゐた不動產移轉稅附加稅は一九二〇年迄繼續することゝなつた。

次いで一九一八年には租稅の誅求は益々激しくなつて來た。即ち一九一八年度の財政計畫では公債以外の財源から約四十三億マルクの增收を擧げることを期してゐた。租稅に於ては七月二十六日更に戰時稅、郵便電信稅、取引所稅、葡萄酒稅、麥酒稅、飮料水稅、珈琲稅、茶稅脫稅防止稅の新設增稅を行つて一擧に大收入を擧げる計畫であつた。そして之等個々の稅からの增收の見積りは仲々莫大なもので、例へば酒精專賣は戰爭の終の年から實施して其の收入は無慮數億金マルクと見積られ、從價二割の酒稅を新設し、シヤンペン稅、麥酒稅の增收（アルコールの含有量によつて徵收する）によつて約三億金マルクの增收を

得、郵便電信料、賣買稅、取引所稅から前年より約十三億の增收を擧る見込みであつた。又關稅の引上げも多少行はれた。しかし實際に於ては到底豫想通りの增收は擧らなかつたが、開戰當時に比べると非常なる增收であつて、之によつて公債の利子を拂つて尙剩餘を生じたといはれてゐる。この外政府は開戰以來莫大なる政府貸上金と銀行券發行稅の免除とによつて巨萬の富を作つてをるから、之に對し戰時課稅を命じ、第一回は一九一五年十二月二十四日の法律によつて一億六千五百二十萬マルクを徵收し、第二回は一九一七年三月十七日の法律に依つて一億五千七百六十萬マルクを課稅して政府は豫算上の經費支辨に充當したのである。

以上述べた所によつて戰時中に於けるドイツ政府の主なる諸收入增加の趨勢を揭げると次の如くになる。

（百萬紙幣マルク單位）

會計年度	相續稅、賣買稅、增價稅、印紙稅、交通稅	關稅	石炭稅	ライヒスバンク及貸付金庫獻金
一九一四―五	二二八	五六一	―	五五
一九一五―六	二一五	三六〇	―	二七〇
一九一六―七	四〇六	三四八	―	二五八
一九一七―八	八五〇	二三三	四一三	四八二
一九一八―九	一、三五六	一三三	七五一	八八六

然しながらドイツ政府の戰時租稅政策は英佛に比べると決して苛斂誅求を極めたといふことは出來ぬ。開戰後三ケ年間は國民の租稅負擔は極めて輕微で、當時ユリウス・ウオルフの如きは、ドイツ國民の擔稅能力は英國其の他の歐洲諸國民より大であることを指摘してゐた。彼の計算によれば英國人一人はドイツ人よりも平均財產額に於て一割多く、所得額に於て四割多いが租稅の負擔に於ては七割重くなつてゐる。實際開戰前に於てはドイツ帝國々有財產の額は其の國債の額よりも多かつたし、又其國家及地方團體の總財產額は全公債よりも遙に多くなつてゐたのである。

かように開戰當時ドイツの租稅能力が英國に優つてゐたに拘はらず、ドイツの戰時財政政策があまりに公債政策に傾いて租稅政策を閑却した爲に其の後租稅政策の重要を感じ、之によつていよ〳〵大增收計畫に着手した時は時既に遲く、租稅政

策によつて豫算の增收を擧げることの出來なかつた恨があつた。

戰時國債額（千マルク單位）

年次	國債利付	無利子	大藏省證券 帝國金庫證券	合計
一九一四	四、六九七、八九七	三一〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	五、二五七、八九七
一九一五	八、二七六、八六七	一、二一〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一五、九六四、八六七
一九一六	二八、二九八、九六八	一、九五六、二一一	二五〇、〇〇〇	三九、八五六、〇七九
一九一七	四五、三五二、八〇八	四、七二六、三五九	三五〇、〇〇〇	六九、二二六、一六七
一九一八	六四、一二三、三五〇	七、七九二、八四二	三五〇、〇〇〇	一〇五、八〇三、一九二
一九一九	八〇、九八八、二七三	二一、四〇八、一三八	三五〇、〇〇〇	一三六、七四三、二一一

貸付金庫證券（單位マルク）

年次	貸付金庫 補助機關	伯林ニ於ケル貸付金庫證券	其ノ他ノ地方ニ於ケル貸付金庫證券	合計
一九一四	九九 二七	二、〇三六、八五四、八四四	四、七九四、三五三	二、〇四一、六四九、一九七
一九一五	九九 二九	九、三二九、八六七、二七七	七、三二四、三五四、七九二	九、三三七、一九二、〇七九
一九一六	九九 二九	二九、〇五九、九〇五、九五七	九、八四一、七六二、七五〇	三八、九〇一、六六八、〇五九
一九一七	九九 二三	三五、四二七、七〇七、七二四	一〇、一二六、六三六、八八〇	四六、八四四、三五七、五九四
一九一八	九九 二三	七九、一九七、二四一、二四二	二、五二二、五七七、八八五	九二、七二一、七九九、一二八
一九一九	一〇〇 二五	一九二、八八六、三五九、五九四	二三、三二六、八八三、五五六	二一四、二二三、三五九、九五〇

獨逸の財政經濟政策に關する藏相の演說要旨

茲に參考の爲に千九百二十年四月の國民會議に於ける獨逸大藏大臣の演說要旨を擧ぐれば左の如くである。（寺田氏著「最近列强經濟政策總覽」二三一頁以下）

大戰及其の結果は獨逸の經濟財政に甚大なる打擊を與へ、千九百十九年中には內外共に獨逸財政の瓦壞破產を危ぶみたりしが、今年に至り危險略消散したるもの、如し。是れ全く前大藏大臣エルツベルケル氏の刻苦精勵立案したる巧妙なる租稅政策其宜しきを得たる結果に外ならず。新稅制は選擧後議會に提出さるべき占有稅を除くの外一切の財產に對し其負擔力の極度迄課稅し凡ゆる稅源を探究盡したるのみならず各稅の組織案排又巧緻を極め直接稅制としては殆んど完全に庶幾かるべく經濟狀態平常に復歸するに於ては其の效果燦然たるものあるべし。世上殊に其の有產階級の間には、新稅に對する反對の聲頗る喧しく野心政治家中之を利用して輿論を煽動し政府攻擊の材料に供する者尠からずと雖（一）抑も大戰及其の結果は、直接間接に莫大の財貨を消費し、獨逸は內部的窮困に陷りたるのみならず政府は戰後經營の爲多數の經費を要するを以て、國民が此の犧牲を負擔するは寧ろ道德上の義務なりと云ふべく（二）又新稅を客體たる財產中戰爭を利用して獲得したるものは素より舊來の財產と雖結局國民全勞働の賜たる社會的產物と認むべきものなる故國家緊急の際其の一部を割きて提供すべきは理に於て當然なり。（三）人或は新稅を以て中產階級の敵なりと主張するも、新稅立法の際寧ろ中產階級を寬大に取扱ひたることは稅法を一目せば瞭然たるべし。例へば五千馬克の財產增加に無稅、一萬馬克迄は五百馬克即ち五%を徵收せらるに過ぎざるに反し百萬馬克以上の財產增加は十七萬二千馬克を超過する金額を徵收せられ、又之を財產徵收に就て見るも五人の子と三萬馬克の財產とを有する家庭は原則として何等課稅せられざるに反し百萬馬克の財產は殆んど全額を徵收せらるゝが故に新稅は大に社會的性質を有するものにして、新稅法に依り大農の戰時利得に課稅せられたる結果、農民間の土地兼併を防ぎ、大工業家は之れが爲多額の納稅を要するも革命流血の間に全財產を亡失するの危險を免がれ、又下級勞働者は大に寬大に取扱はるゝ結果資本の蓄積を妨げらるゝことなしと謂ふべし。故に新稅反對は何等の根據なし。飜つて千九百二十年度豫算を見るに其の歲入は叙上の新稅制を中堅とすると雖未だ之が終局的に確定するを得ず、依然一時的緊急豫算たるを免れざるは頗る遺憾とする所なり。

（一）經常部　歲出經常部は貨幣價值低落、物價暴騰、賃銀及俸給增率等の結果第一回の見積たる百七十五億馬克を遙に超過し今次の見積にて二百七十九億五千萬馬克に上れり。之に對する經常部歲入は二百五十億五千萬馬克なるを以て差引二十九億馬克の歲入不足は之を新稅公債等新財源に求むるの外なし。而して此見積と雖勿論絕對的確定的意義を有す

るものに非ず。

(イ)歳出　繼續的歳出は二百三十八億馬克にして前年度に於ける國家及各聯邦並公共團體の全歳出を合計したるものと略同額なり。而して其主なるは公債利子百二十四億馬克、廢兵及遺族救助費三十八億六千五百萬馬克、陸海軍十八億七千四百萬馬克、俸給改正三十一億馬克、勞働者八億一千四百萬馬克、內務省六億二千二百萬馬克なり。陸海軍經費が軍備大制限にも不拘割合多額に上り居るは多數の解散兵を有する故にして又內務省經費の激增は治安警察軍の維持費を含むが爲なり。次に一時的歳出は四十一億馬克にして其の內三十億馬克は食糧品價格の調節費なり。

(ロ)歳入　繼續的歳入は所得稅二十一億馬克、資本收益稅十三億馬克、財產徵收利息二十二億五千馬克、相續稅五億馬克、販賣稅(價格差增稅なり)三十一億馬克、關稅二十五億馬克、石炭稅四十五億馬克、煙草稅十億馬克、輸出賦課十億馬克、銀行預金九億五千萬馬克、社團稅、占有稅及土地所得稅五億萬馬克、印紙稅及旅客貨物交換稅十億馬克、其他の諸稅收入十億馬克合計約二百二十億馬克にして此內石炭稅は下級民のみならず中產階級に對しても亦過重の負擔なるも其の滿期たる六月三十日以後に於て尙繼續を要するや勿論なり。一時的收入は財產增加稅三十億馬克を擧ぐべく而して其の性質上經常部一時的歳出たる食糧價格調節費に充當せらるべきものなり。

(二)臨時部　臨時部は爲替相場、物價及平和條約實施費等の關係上尙全然不確定なるも目下の見積にては一般歳出百十二億馬克。郵便鐵道缺損額百三十億馬克なりとす。

(イ)歳出　主なるものは陸軍解散費二十億馬克、騷擾の爲支出を要する費用十億馬克、海軍解散費一億五千萬馬克、掃海費二億馬克、平和條約實施五十億馬克(占領軍經費、聯合側條約實施委員費等のみを計上したるものにして賠償費等今後決定せらるべきものは之を含まず)郵便缺損十億馬克、鐵道缺損百二十億馬克なり。郵便鐵道の缺損は甚多額に上り引續き斯の如く缺損を生ずるに於ては國家は企業自體の經營にも困難を感するに至るべし。故に鐵道官吏從業員の俸給賃金値上要求も營業維持を害せざる程度の增額に止めざるべからず。

(ロ)歳入　千九百十九年度の剩餘金百億馬克あるも不足額は紙幣發行其の他公債政策に依ること止むを得ざるべし。公債は千九百二十年三月三十一日現在額千九百七十億馬克にして其內九百二十億馬克は確定公債、千五十億馬克は流動公債なりとす。豫算の問題と關聯して稅法施行の問題あり。歳入の中堅たる租稅の收納完全ならざれば豫算は到底實行するを得ず。

人或は新稅法を以て不能を强ふるものなりと爲すと雖是れ主として或種階級の煽動に因するものにして國民の納稅觀念を殺ぎたること尠しとせず。勿論新稅制は稅源を極度迄課稅し、從つて實行の極限に在りと謂ふを得べけんも、元來形式的にも實體的にも合法公正に立案せられたるものなる故納稅者は勿論收稅吏も誠心誠意之が實行に努力せざるべからず。租稅の逋脫は一時之を陰蔽し得べしとするも結局に於て暴露せずんば已まざるべし。次に歳入の不足と關聯して新財源探求の問題あり。前述の如く本年度の歳入は經常部に於て二十九億馬克、臨時部に於ても亦多額の不足を告げ居れるが、之が補塡策としては結局間接稅及公債に據るの外なかるべし。蓋し直接稅に依る收入は殆ど其の稅源を盡し了れるを以てなり。(一)間接稅は種種の缺點あるのみならず殊に納稅額を超過して轉嫁せらるゝを常とするが故に財源として理想的なるものに非ざるも已むなくば新財源を此の方面に求めざるべからず。唯其の形式の採擇は愼重なる考慮を要すべきのみ。間接稅の一變態とも謂ふべき專賣制度は是も研究の餘地あるべく唯之が國民經濟の發展を阻害せざらんこと肝要なり。(二)歳入の不足中特に臨時部に在りては紙幣發行其他流動公債に財源を求むるの已むを得ざるに至るべきも、流動公債は物價騰貴其の他種々の弊害を伴ひ國民經濟上甚だ危險なるが故に在來の流動公債を確定せしむる上よりも今後多額の確定公債を募集するの必要あり。而して獨逸の銀行及貯蓄高等には尙八百億馬克以上の預金存在するを以て內國に於ける起債の餘地少からざるのみならず爲替相場の回復等と相俟つて出來得る限り「クレヂット」を外國に求むる必要あり。(三)以上の外內國農產の增收を圖り以て食糧の價格調節費及食糧分配の經費等を不必要ならしむることは消極的意味の財源として之を研究せざるべからず。以上論じたる所に依り獨逸現下の財政狀態は略之を明にしたるが、抑も確固たる財政は健全なる國民經濟の上にのみ建設し得らるゝ者なる故財政政策と相俟つて國民經濟の振興を圖ること必要なり。而して政府の經濟的財政政策に關する具體的方針は概ね左の如し。

(一)　聯合側の平和條約に基く要求を明にすることは第一の要件にして斯くして始めて確定的財政政策を實施し得べし。但其要求たるや獨逸國民の負擔力を限度とすることを要し然らずんば獨逸のみならず延ひては全歐洲の經濟を破壞するに至らしむることなきを保せず。

(二)　內國債を起して出來得る限り流動公債の確定に力めざるべからず。

(三)　國際的「クレヂツト」を得ること又極めて肝要なるも之が爲獨逸の資財殊に不動產を擔保に供するが如きは絶對的に不可なり。原料食糧の輸出入は結局獨逸の勞働に依り支拂はるべきものにして之を換言すれば輸入と輸出とが共の價値に於て平均を得ざるべからず。之が爲には(イ)獨逸商品の投資を避け(ロ)不必要なる輸入を避けて輸出殊に加工製作品の輸出を奬勵し又內國製產の振興を圖るを要す。

(四)　以上は結局生產政策に歸屬すべし。但し(イ)特殊の生產に對し特殊の優遇を與ふるは不可にして生產政策は一般的經濟生活の基礎を形成するを以て其の本務とせざるべからず。而して工業及農業は特に注意を要す。(ロ)又速に生產を振興する爲には最大の經濟的效用を有し且つ自由經濟上自然的に形成せられたる凡ゆる組織を採用すること必要なり。

叙上の政策にして成巧するに於ては其の結果として我貨幣價値を上騰せしめ且之を確定するに至らしむべく延ひては原料の輸入等も一層容易となるべし。貨幣價値低落の爲吾人は結局金の相場を以て支拂はるべき數十億を無用に外國に浪費しつゝあり。而して吾人の賴むべき最後の柱礎は勞働なるを以て勞働は質に於ても量に於ても改善せられざるべからず。吾人は二百萬の有爲なる勞働者を戰場に失ひ而かも如何なる學理制度も勞力の代用を爲すこと能はざる今日獨逸に於ては最小の勞力と雖之を利せざるべからず。

戰後ドイツの財政（自一九一九年至一九二二年）

一、概觀

歐洲戰爭の終了後交戰諸國の財政は極度に紊亂し豫算の不足、不換紙幣の濫發、さては通貨の暴落となつて國家及國民を擧げて實に慘憺たる悲境に陷つた。就中戰後ドイツの財政難と國民の生活難とは頗る慘狀を呈し國民は將に離散せんとし財政は破綻に陷らんとする形勢であつた。いま戰後ドイツの財政狀態が如何に惡化してゐたかは次の數字によつて窺ふことが出來る。（單位百萬ライヒスマルク）

會計年度	歲出 經費	歲入 租稅	歲入 其の他	歲入 合計	不足金額
一九二〇	九、三八〇・七	三、一九八・一	九七〇・〇	三、二七四・一	六、〇五四・六
一九二一	六、六五一・五五	二、九二七・五五	四八・一	二、九七五・五五	三、六七六・八
一九二二	三、九三〇・六	一、四八八・〇	二〇・二	一、五〇八・二	二、四二二・四
一九二三	八、九七〇・八	二、四二四・四五	二〇八・三四	二、六三一・九五	六、三五九・五五

玆に參考の爲にエコノミスト誌（大每）所載の計數を左記に記載する。（單位百萬金貨馬克）

歲出 經費	歲入 普通	歲入 特別（公債及借入金）	歲入 合計	不足金額
一九二〇	七三、七四九	七二、二九五	一四六、〇四五	一四六、〇四五
一九二一	一〇二、六九九	三〇、六二七	一三三、三二七	一三三、三二七
一九二二	二三三、七六八	一九八、五八四	四二五、二九九	四二五、二九九

右によるに計數上前記のものとは非常なる相違がある。此は金貨マーク算出上の相違ではなかろうか。

前の統計によると一九二〇年には收入は三十二億七千八百金貨マルクで差引六十億五千三百萬金貨マルクの不足金を生じて居る。又一九二一年の不足金は前年度の約半額に減じてをるが二十四億四千萬金貨マルクである。然るに一九二三年に入ると不足金は六十三億五千九百萬金貨マルクに激增してをる。思ふにドイツの財政が斯の如き收支の不均衡に陷つた主原因は何であるかといへば、第一平和條約によつて過大の賠償金を課せられ經費が非常に膨脹したことと第二に收入不足の爲に不換紙幣を濫發して通貨の暴落を招き物價を極度に暴騰せしめて經費の大膨脹を促した事である。

現にウイルト內閣の如きは之れが爲に世界の財政經濟の專門家をドイツに招聘してマルク安定策、從つて財政の均衡策を尋ねたのであるが別段明案は求められなかつた。蓋しドイツの財政の收支均衡を計らんとするには二つの方法が考へられる。

一は經費の收入の得られる額まで切下ることであり、他は收入の額を經費の額まで引上げる方法である、而して第一の方法は條約上の賠償額の甚だ過大である爲に實行することは不可能である。いま直接間接上の義務履行に要する經費の額が全經常收入に對する割合を示すと次の如くになる。（單位十億紙幣マルク）

會計年度	條約履行に要する經費	經常收入
一九一九—二〇	二	一一
一九二〇—二一	二五	五九
一九二一—二二	九七	九一
一九二二—二三	二、一一三	一、五五八

即ち條約上の義務履行に要する經費は一九一九—二〇年には經常收入の二%であつたが一九二二—二三年には一五〇%となつてをる。この數字では收入の額迄經費を切下ることの不可能であることが解る。故にドイツとしては飽く迄も收入の額を經費の額迄追從せしめる必要があるが之が爲には非常に不自然な方法を行はねばならぬ。

玆に財政上の一つの大きなヂレンマがあつた。それは豫算の收支を均衡せしめる爲に不換紙幣を濫發することは通貨の價値を下落せしめ物價を騰貴せしめ却つて經費の膨脹を招いて當初の目的とは全く反對の結果に陷つてしまつたことである。このヂレンマは泥田に足を踏み込んだ者の窮狀と同樣で豫算の均衡をとる爲に不換紙幣を濫發すればする程豫算の均衡はとれなくなつてしまつた。

千九百二十二年度豫算

玆に參考の爲に千九百二十二年度に於ける歲出歲入費目別計數を左に揭げる。

歲入

第一部　一般行政

甲　普通歲計

郵便電信收入

郵便局收入	一、三五六、八七七、九〇〇
鐵道收入	四、三五三、〇九六、四〇〇
各種行政收入	一〇六、三七九、八五〇、〇〇〇
公債收入	三四、二六八、〇九〇、〇〇〇
稅關內國稅及手數料	一一五、五二一、六三三、三〇〇
其他	
計	二三三、三二一、一五四、七〇〇
乙特別歲計	
公債收入	三、四四九、一〇六、四〇〇
其他	二三六、七七〇、二六一、一〇〇
計	三五二、二九一、八九四、四〇〇
歲入總計	
第二部　官業行政	
（一）郵便電信行政	
普通歲計	二〇、八八一、二七五、九〇〇
特別歲計	七八、〇〇〇、〇〇〇
補給	二、五三四、八五九、七〇〇
計	二三、四九四、一三五、六〇〇
（二）印刷局	
普通歲計	六〇四、四六二、〇〇〇
（三）鐵道歲計	
普通歲計	一〇〇、八八八、六一八、〇〇〇
特別歲計	六、五〇〇、〇〇〇

歲出

第一部　一般行政

甲　普通歲計

（イ）經常費

外務省	七二五、八四五、九〇〇
內務省	二、〇三九、八九三、五〇〇
陸軍	三、五七四、一六四、一〇〇
海軍	八五五、九一二、〇〇〇
大藏省	三、八二三、九九四、〇〇〇
國債費	二九、一二七、九六〇、五〇〇
一般恩給基金	一〇、八〇一、三六一、七〇〇
郵便電信行政	—
印刷局	—
鐵道行政	—
再興省	三四一、二三〇、〇〇〇
勞働省	七、〇四六、二三四、五〇〇
平和條約實施	一六、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
一般財務行政	三二、一一〇、四四二、二〇〇
計（其他共）	一〇七、九七五、五六四、八〇〇
（ロ）臨時費	七、五四六、〇六八、五〇〇
（イ×ロ）合計	二五、五二一、六三三、三〇〇
乙特別歲計	
國債費	三、二六一、九一二、二〇〇
戰爭に基く經費及復興費	一〇六、〇〇〇、〇〇〇
郵便電信行政	一七七、二五三、〇〇〇
鐵道行政	—
平和條約實施	二〇九、九六九、七三九、四〇〇

補給		一七、三八五、九八九、〇〇〇
計		一一八、二八一、〇七七、〇〇〇
第三部　平和條約實施		
普通歳計	ヨリ	一六、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
特別歳計	ヨリ	二〇九、九六九、七三九、四〇〇
計		二二六、四六九、七三九、四〇〇
計（其他共）		二三六、七七〇、二六一、一〇〇
歳出總計		三五二、二九一、二九四、四〇〇
第二部　官業行政		
郵便電信行政		
通歳計		二〇、八八一、二七五、九〇〇
別歳計		二、六一二、八五九、七〇〇
計		二三、四九四、一三五、六〇〇
(二)印刷局		
普通歳計		五九七、九七六、五〇〇
(三)鐵道行政		
普通歳計		一〇〇、八八八、六一八、〇〇〇
特別歳計		一七、三九二、四五九、〇〇〇
計		一八、二八一、〇七七、〇〇〇
第三部　平和條約實施		
經常支出		一六三、一五九、二九〇、〇〇〇
特別支出		六三、三一〇、四四九、四〇〇
計		二二六、四六九、七三九、四〇〇

二、戰後ドイツの租稅政策

先に述べたやうに戰後ドイツが第一に着手した財政改革は租稅改革である。戰後ドイツの租稅改革は頻々として行はれ細大洩さず之をここに記すことは到底筆紙のよく盡す所ではない。

（一）ワイマール會議の稅制改革　ドイツ共和國は戰後莫大なる內外債を負擔して財政上非常なる壓迫を受けてをるから中央政府としては確乎たる經常收入を獲得する必要に迫られた。而して之が爲には何よりも財政權を中央政府に集中して直接稅の徵收權を聯邦諸國政府及地方團體より移讓せしめることが第一の策であつた。故に一九一九年五月ワイマール會議が召集されて共和國憲法の制定の審議が行はれたときに財政問題、就中稅制改革問題が勞頭に論議された。この會議は同年十二月に終つたが其の內財政に關する決議によると中央政府は爾今一切の租稅の收入及び其の他の收入の源泉について無制限の支配權を獲得す。但し其の實施に際しては行政及立法部は十分地方財政の需要を酌量するといふことになつた。（憲法第八條參照）この決議はドイツ租稅制度の發達から見れば實に根本的の大變革であつてワイコール會議の一大業績である。

(by clayton. Lane)（此の結果として、現代の獨逸聯邦の豫算は、只單に聯邦政府として必要なる歳入のみならず聯邦內各國及地方自治體歳入の大部分をも占むることゝなつた。更に又戰前に於ける聯邦政府の徵稅は殆んど間接的であつたのであるが、戰時中の必要と、千九百二十年の改革とは、直接徵稅の方法を採用するの餘儀なきに至らしめたることは前述せし如くなるが爲に只僅かの重要ならざる歳入が、例外的に各國家及地方自治體の徵收に殘されて居るのであつて、これらは主として土地及娛樂稅である。然れども各國家と獨逸國內の諸都市とは以上の外に公共事業より幾分かの收入を得てをる。）而して稅制問題は約一ケ年に亘つて論議されたが結局社會民主黨の大勝に歸して問題の解決に一段落を告げるに至つた。其の結果、新たに制定された、直接稅の內主要なるものは第一國難犧牲稅である。

（二）國難犧牲稅其の他の財產稅　國難犧牲稅とは戰後及戰時の公債の一部償、還通常經費、條約上の經費に充當する目的を以て提起された財產稅で同年十二月三十一日の制定である。然して其稅率は高率の超過累進で最初の五萬マルク迄は一〇%五萬マルク以上十萬マルク迄は一二%十萬マルク以上二十萬マルク迄を一五%二十萬マルク以上二十萬マルク毎に五%の超過累進とし、百萬マルク以上五十萬マルク毎に更に五%を增し、七百萬マルク以上は六五%を課稅することになつてをる。そして納稅は一回又は數年に亘つて行はしめる。

所がこの稅は實施の結果徵稅上非常なる困難と不便を感じて最初の期待は見事裏切られてしまつた。初め此の稅を設けた所以は之によつて一切の經常費を支辨し尙其の餘りを以て條的履行に供しようといふ計劃であつたが其の收入の成績を見るに一九二〇—二一年には九十九億紙幣マルク、一九二一—二二年度には八十億マルク（此の內七十八億は公債の消却に支拂

つた）一九二一―二三年には約四十一億マルクと減少してをる。そこで新政府は國難犧牲税の規定を修正する必要を感じて一九二〇年十二月二十二日に議會は國難犧牲税及資本增加税の徴收を便にする目的で法律を制定した。

（三）資本收益税及所得税　一九二〇年三月二十日資本收益税が設けられて、一九二〇年三月三十一日以後所得税は一九二〇年三月二十九日プロシヤの所得税法を基礎として新設された。而して一般所得税の內個人所得税法によつて課税せられる所得税は最も重要な地位を占める樣になつた。殊に資本收益税は一九二三年三月二十日の法律によつて一時取立が中止となり（尤も一九二四年度には（die Zweite Steuernotverordnung）第二十七條によつて徴收された）財産增加税と一九二二年五月二日の法人所得法で更新された法人所得税とが非常に重きを爲して來たことは注目に値する事實である。

（四）間接税　次に間接税は如何に變遷して來たかといふに戰前には消費税は單に三釀酒のみであつて葡萄酒税といふものはなかつたのであるが、一九一八年七月二十六日の葡萄酒税法によつて葡萄酒が設けられ、帝國內で消費される葡萄酒は課税し、生產者、商人、消費者又は輸入者を納税義務者と指定した。火酒税は一九一八年七月二十六日の法律によつて火酒專賣の實施に變じて一九二二年四月八日の法律では甘味料の專賣が新設された。

賣買税には一般の商品に課税する一般賣買税と特定の奢侈品の供給に課税する、奢侈税と宿泊、貨幣、有價證券、寶石等の寄託、乘用動物の賃貸等に課税するものとがある。

交通税は從來のドイツ政府の印紙税に由來してをる。一九二二年四月八日の財政改革に關する法律によつて、從來の印紙税を廢止してこの新税を起した。即ち一九二二年四月八日に會社税、有價證券税、取引所税、鑑査役税が新設せられ、更に一九二二年四月八日の法律によつて運輸税が設けられた。自動車税は一九二二年四月八日の法律に依つて自動車免許狀印紙税の代りに新設された。舊小切手印紙税の代りに一九二三年八月十日の爲替手形税が出來た。之等の交通税は一九二四年の豫算に於て七億七千四百萬ライヒスマルクと見積られてゐるが其の前身たる印紙税の收入は一九一三年には二億五千九百二十萬マルクであつた。

以上は戰後ドイツ税制の概觀であるが、次に一九二二―二三年度末に於ける租税收入を示す。（單位百萬マルク）

所得税	五三三	輸出税	一八七
石炭税	二三八	輸入税	九五
賣買税	二二九	煙草	六五
		運輸税	五五
		取引所税	四三

右の表によると所得税は戰後租税體系上最も重要なる地位を占めてをることが解る。更に一九二二年末及び一九二三年の初めに於ける所得税の税率を示すと、次の如くなつてをる。

一九二二年（末）		一九二三年（始）	
所得額	税率%	所得額（千マルク）	税率%
四、〇〇〇、〇〇〇 迄	一〇	一、〇〇〇 迄	一〇
（四、〇〇〇、〇〇〇 以上 四、二〇〇、〇〇〇 迄）	一五	（一一、〇〇〇 以上 一二、〇〇〇 迄）	一五
（四、二〇〇、〇〇〇 以上 四、四〇〇、〇〇〇 迄）	二〇	（二一、〇〇〇 以上 二三、〇〇〇 迄）	二〇
（四、四〇〇、〇〇〇 以上 四、六〇〇、〇〇〇 迄）	二五	（三四、〇〇〇 以上 四六、〇〇〇 迄）	二五
（四、六〇〇、〇〇〇 以上 五、〇〇〇、〇〇〇 迄）	三〇	（四六、〇〇〇 以上 六八、〇〇〇 迄）	三〇
（五、〇〇〇、〇〇〇 以上 五、六〇〇、〇〇〇 迄）	三五	（六八、〇〇〇 以上 八一、〇〇〇 迄）	三五
（五、六〇〇、〇〇〇 以上 六、六〇〇、〇〇〇 迄）	四〇	（八一、〇〇〇 以上 一一二、〇〇〇 迄）	四〇
（六、六〇〇、〇〇〇 以上 七、六〇〇、〇〇〇 迄）	四五	（一一二、〇〇〇 以上 迄）	四五

（一、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇以上　五〇
九、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇迄
（一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇以上　五五
一一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇迄　六〇

この外戰後各種の租稅の引上げが行はれて有ゆる階級に少なからざる影響を及ぼした。

（五）荷酷なる租稅政策の弊害　斯の如く戰後ドイツの租稅政策は交戰國の內最も峻烈を極め、人民は苛斂誅求によつて塗炭の苦しみにもがいてゐた。今その窮狀が如何に甚しいかを示すと玆に一人のドイツ人があつて戰前二百五十萬マルクの資本を有してゐたとする。そして戰時中其の資本が二倍になりしとせば直ちに二百三十二萬八千三十マルクの戰時財產稅を課せられ百萬四千五百マルクの國難犧牲稅を拂はねばならぬことになる。更に其の殘りの所得の內から二萬六千四百三十九マルクの所得稅と八千三百三十七マルクの資本收益稅を拂ふことになる。故にこのものの正味の所得額は總てこれ等の直接稅を引去つた四萬八千五百九十九マルクとなるが若し之が戰前であれば十二萬五千マルクの所得である。所が此の外に尙多くの間接稅を拂はねばならぬから、いよ〳〵所得高は減少せざるを得ない。實際かゝる苛酷なる重稅は財政學上所謂租稅の原則に相反する所以であることは明々白々でこの當然の結果として獨逸國內の資本は續々と海外に逃亡流出してゐたのである。

（イ）資本の逃亡流出　休戰條約が成立してドイツ帝國の崩壞の當時新政府は債務の破棄を行ふだらうといふ風說が流布して軍事公債の市場は非常な混亂に陷つた。之に對して政府は軍事公債の破棄を行はないこと、銀行預金の沒收をしないことを聲明して人心の安堵に努めたのである。その結果として所得と財產とに對して重稅が賦課される意志のあることが明かになつてドイツの資本は早くも隣國の中立國に逃亡し始めた。

資本の流出を防止する政策は一九一七年二月八日の外國との支拂關係に關する告示に始つてをる。この告示は爲替相場調節の目的を以て發布されたものであるが、更に租稅政策の見地より資本の流出を防止せんとする立法は一九一八年十一月二十一日に制定せられた。この法律は其の後時々變更されたが一九二〇年十二月二十四日に資本逃亡防止法を發布して一層取締を嚴にした。

（ロ）人民の逃亡　以上は資本逃亡の防止策であるが、租稅の徵收が苛斂誅求を極めると、租稅の主體である人民が海外に逃亡し始ることは各國の歷史について往々見る處であるがドイツに於ても同樣の現象が繰返された。

三、經費

由來戰後ドイツ政府の經費が著しく膨脹した原因は條約に基く直接問題の夥しい經費とマルクの暴落による經費の絕えざる膨脹であることは先に述べた通りである。

（一）ベルサイユ條約とドイツの財政　ベルサイユ條約によつてドイツの財政は夥しき賠償義務を負擔して其の支拂賠償額は種々あつたが、玆では大藏省から支拂ふ現金賠償に要する經費のみを示すと次の如くなる。（單位百萬マルク）

會計年度	占領軍費	聯合國委員會	復興費	現金賠償	英國賠償回收法に基く支拂	實物賠償
一九一九―二〇	四四二	八二	一六二	—	—	—
一九二〇―二一	三、一九八	四九八	二、七九八	四五、八五一	二、二二一	第一四六三
一九二一―二二	第、六〇六	六三九	四六二、四九二	四六二、四九二	二四三、一九四	八、七一六
一九二二―二三	一七七、五九八	二〇、一六〇	四六五、五五五	四六五、五五五	六三四、六二一	二六二、八三三
計	八六、八二四	二一、四〇〇			二四四、四〇五	二七七、〇一〇

（弗相場換算、百萬金マルク單位）

一九一九―二〇	四九	九	—	—	—	—
一九二〇―二一	一三	二三〇	—	—	—	第九五
一九二一―二二	八一	一六三	一、三二一	六四	一三一	二五一
一九二二―二三	二六四	三三四	二三五	一三七	一四九	七九五
計	三五五	一、六五五	二〇一	五四二	七五五	

	擔保委員會への證券拂	賠償金以外の支拂	債務決済機關	獨逸私有財産より支拂	船舶引渡による支拂	其他	合計
（國內物價指數換算、百萬金マルク）							
一九一九—二〇	一二七	二三	—	—	—	—	—
一九二〇—二一	四五一	七一		三二三	—	—	七七四
一九二一—二二	二九三	三四		一四七	二、三九一	一一六	四五四
一九二二—二三	一九四	二一		五〇三	六四一	二六三	二八六
計	一、〇六五	一四九		九七三	三、〇三二	三七九	一、五二四
（百萬紙幣マルク單位）							
一九一九—二〇	—	七九七	—	一五七	五〇六	九三	二、〇七八
一九二〇—二一	—	一〇、五七七	二、七六六	一、七〇八	一、一四〇	一三八	二五、六二九
一九二一—二二	三、三七五	二一、二一九	一二、一〇九	三、八三五	一、一〇七	一九九	九七、六八五
一九二二—二三	—	二二、三六一	九三、四八一	六一、五一九	一六二、九三八	八、八六二	二三五、一〇七
計	三、三七五	五四、九五四	一〇八、三五六	六七、二一九	一六五、六九一	九、二九二	三、二三八、四九九
（弗相場換算、百萬金マルク）							
一九一九—二〇	—	八九	—	一八	五七	一〇	二三三
一九二〇—二一	—	七六四	二〇〇	一三三	八二	一〇	一、八五三
一九二一—二二	九七	三二三	三四九	一一〇	三二	六	二、八一五
一九二二—二三	—	一八	五三	三五	九二	五	一、一九七
計	九七	一、一九四	六〇二	二八六	二六三	三一	六、〇九六

（物價指數換算、百萬金マルク）

一九一九—二〇	—	二三三	—	四七	一四八	二六	六〇三
一九二〇—二一	—	一、四九七	三九二	二四一	一六一	二〇	三、六三〇
一九二一—二二	一七五	五八五	六三二	一九九	五八	一一	五、〇九五
一九二二—二三	—	三四	一〇二	六七	一七七	一〇	二、二九八
計	一七五	二、三四八	一、一二六	五五四	五四四	六七	一一、六二六

而して條約に基いて賠償金を支拂ふことは、それだけ大藏證券の增發を必要とし、爲替を買ひ取る爲に銀行券の增發を必要とし、之によつてマルクの相場は益慘落せざるを得なかつた。この現象は一九二一—二二年及二二—二三年度に於て一層顯著になつて來た。政府はロンドン支拂協定に從つて一九二一年の夏第一回分割拂を行ふ爲に十億金貨マルクに相當する爲替を買取る必要が生じて來た。それで一九二一年五月以來直接間接條約の履行に關係する政治上及經濟上の需要からして絕えず流動公債の激增を招いて、ドイツの公債の聲價は全然地に墜ちるといふ程に到らなくとも夥しく毀損せられて其の恢復を望むことは社會的及經濟的狀態が順調に進まねば不可能となつた。

一九二三年一月には當期の豫算を均衡せしめることは絕望であつた。

ドイツの財政は之等の原因によつて非常に經費の膨脹を見たのであるが以上の會計年度を通覽すると行政上の經費は決して過大失當であつたといふことは出來ない。

玆に尙獨逸戰後の豫算につきクレートン・レーン氏の記述によるに「戰後膨脹時代に於ける獨逸の豫算は、紙幣マークを以て見積られて居る。故に通貨價値の下落と共に、豫算は絕えず更正することを必要とした。マークは加速度的に下落したるを以て、此期間の豫算は比較上何等の用を爲さず又歲入歲出の決算上信賴するに足るべき指標を與へない。

右の理由に依り、獨逸統計局にて調査したる豫算概算を記述するに止まらざるを得ないが、此は各月の平均爲替相場を基礎としたるものにして、これとて信賴し得ざる程に非常なる相違があるのである。これらの計算は卸賣及小賣物價指數と外國爲替相場とによつて示されたる金購賣力を基礎としたのである。故に國民の租稅負擔に就ては生活費指數により、經費の價

値は卸賣物價指數により又租稅額に就ては弗指數による獨逸に於ける實際の金爲替相場に依つて計算しなければならない。

生活費指數を基礎としたる獨逸帝國歳入計算表　（單位百萬金貨マーク）

資源	一九二〇年度	一九二一年度	一九二二年度	一九二三年度
租稅	四〇九八	五、二三五・七	三、三二九・一	二、九二二・五
內國債	七〇四一・九	六、六二七・四	六、三八四・五	二、七〇七・七
其他	一三二・九	一〇〇・五	五一・四	二五九・八
計	二、二五五・六	一二、九六五・六	九、九五五・〇	一四、九八五・〇

右表は千九百二十年より千九百二十三年十一月の安定に至るまで政府の歳入源泉として通貨の增發に依存しておつたことが判明する。膨脹時代の終期に向つて、獨逸の國民は通貨下落による損失を負擔することを拒否せしにより、此徵稅方法による歳入價値を終末せしめた。其の結果帝國銀行に於て國庫證券を割引するの方法による紙幣の發行と紙幣マークの强制通用とは終止することになつた。膨脹時代に於ける政府歳入價値の減少は特に每月の歳入計數に於て現はれて居る。これによるに右の方法による歳入は、商工業及財政組織上に影響したる非常に多額なる通貨を濫發したるに拘はらず、本時代の末期に於ては實際意を留むるに足らざる程の少額に低減したることを示しておる。

安定時代……千九百二十三年に於ける通貨安定への復歸と共に政府は又正規的徵稅方法に復歸することが出來た。膨脹時代中に於ける好都合なる立場を通じて獲たる產業上の大利得は此過渡期に於ける財政壓迫の主要なる目的物となつた。此過渡期は未だ終結しない。然れども營業稅收入に依つて明かなるが如くに、徵稅の加重は產業取引の增大と共に漸次減少せらるゝことであろう。

次に獨逸に於ける豫算の運用に就ては財政年度を經過して久しきに至るまで其の確定豫算も亦實際の歳入歳出額も精細に知ることは甚だ困難である。之を例するに、立法府は、當年提出豫算にて要求せらるゝ特別經費に對しては豫め要求せらるゝことがなかつた如くに當年度に對する歳出計算は、追加經理の爲に次年度に於て、時には又次年度を通じて、實行されたのであつた。然して之等の經費は前年度計算に所屬するものなりと雖、當年度歳入を以て支辨せられるのであるが、普通斯の如き歳入は當年度歳入豫算を超過したる場合に於てである。

結局提出豫算原案が議會に於て採決せらる時は其の提出後一年以上を經過して、其の提出豫算に對する財政年度が終了後の樣な場合がある。斯くして確定したる最後の豫算は其の當時には最早決算たるの狀態を呈するに至るのであるが、此の決算と云ふも、只總額に就て云ふのみにして各項目に就て然りと云ふのではない。又決算と云ふも、其年度計算に就て政府及議會の決着額と云ふ觀念に於てゞあつて、追加經理は依然として此年度に於ても處理せらるゝのである。

故に締切豫算は其の年度に就ての眞の財政的經過を精細に物語るものでない。特に當年の歳入に關しては、議會を通過したる最後の確定額に於て明白なる剩餘金を生ぜしむるが爲に適宜調節せらるゝものである。斯の如き運用方法により當年の豫算は常に不確定の狀態を持續しておるのであつて、其は既往年度に於ては普通三十パーセント內外低額になつておつた。而して此低額分は最早其豫算が廢絕され後、此年度豫算に於て議會により最後に可決せらるべきものである。

以上の如くなるを以て、既往豫算に於ける剩餘額は、前述の方法によつて得られたることは明白なるを以て、實際の豫算狀態を知ることは不可能であり、且つ豫算編成狀態を知るの一手段として既往年度に於ける最終の豫算を新年度の提出豫算と比較を試むるが如きは全く無益のことである。

又公表さるゝ每月の歳入歳出額は、比較の根底としては觀念上當年度の豫算計算に所屬しない中央國庫を經由する多くの現金及其の他の取扱諸項目所屬の計算を包含しておるからである。更に又現在の租稅徵收方法は豫定額以上に得たる收入過剩の大部分を各國家及自治都市に分配することになつておる。此の理由に依り每月の計數に計上せられたる過剩額は大部分各國家及自治都市に引去らるのであつて其の殘餘額は前述せるが如く一般に聯邦政府によつて既に費消されて居るのである。

豫算運用上に於ける斯の如き組織は獨逸國內に於て批判評論の目的となり、而して明白に豫算額以上に支出を增大し且つ獨逸流動資本の望ましからざる支出を來たさしむるに至つた。

故に以上の事實に依つて只最初に議會に提案されたる提出豫算に於てのみ嚴正なる比較を爲し得らるゝことが明白である。而して此は後表に於て試みらるゝ比較方法である、」と。

(二)　鐵道經費　一九二〇年四月一日政府はドイツの全鐵道を國營に移したが之は政府の財産上非常なる不利益であつた。尤も之を不利益と解さない說もあるが、當時の趣旨では鐵道業の競爭と重復とを除く爲に鐵道の統一を行ふと言ふ事であつた。しかし全鐵道を國營に統一する事は非常なる經費を要することであつて、移轉された鐵道財産を約四百億マルクと見積つて其の代金に對しては公債を負擔したのである。尤も其の大部分は流動公債である。所がその鐵道移管の際に十萬人の鐵道從業員が官吏に登用された。而して八時間勞働日のあつた爲に鐵道從業員を減少することが事實出來なくなつた。故にウイルト內閣でもクノー內閣でも從業員の死亡發生と勞働不能によつて生ずる缺員の外に人員を減少せしめる餘地はなかつた。鐵道の國有は之に伴ふ公債の大負擔の外に數萬の人間を使用して而も缺損の多い事業を經營するのであるから、之によつて財政上は非常な負擔を蒙つた譯である。以上は經費の概觀を述べたのであるが、次に聯合國はドイツ財政について如何なる處置を採つたかを研究して行きたい。

四、聯合國のドイツ財政監督政策

一九二二年一月フランスにはポアンカレ內閣が出現して對獨政策は總てロンドン支拂計劃によるべきことを高調した。即ちポアンカレは一月十九日其政綱發表に際して賠償問題に言及して曰く、「若しドイツが其支拂の義務を怠るときは吾人は先づドイツの豫算、兌換券發行及び輸出貿易に對して嚴重なる監督を施さねばならぬ」と。この趣旨に從つて賠償委員會はドイツのモラトリウムに關して一月から討議を繼續し、三月下旬に於てロンドン案とカンヌの草案を骨子として次の條件によりモラトリユウムを認め、一九二二年度內にドイツの支拂ふべき年金を七億二千金マルクと決定した。今其の條件といふのは、

一、ドイツ政府の適當と認むる新稅を起し收入の增加を計ること。
二、經費節減殊に各種補助金の廢止。
三、國庫の借入れ金を中止し歲出入の均衡を保つこと。
四、大藏證券及公債の發行を中止すること。
五、豫算の編成、租稅徵收、歲出及公債の事務に聯合國の管理を認むること。
六、貿易統計を發表すること。
七、ドイツの資本流出を防止すること。

ドイツ政府はこの要求に對し五月二十八日賠償委員會に回答書を送つて其の要求の一部分を承認した。即ち

一、ドイツ政府は歲入增加の法律案を公布すること。
二、二十二年度歲出豫算に約二百五十億マルクの削減を加へること。
三、短期公債の額を二十二年三月末の額に制限すること。
四、帝國銀行を半獨立の機關にすること。
五、資本流出を防止すること等である。

玆に於て擔保委員會は三月二十一日の監督案勵行の爲ドイツと交涉を重ねた結果、七月一日からドイツは自國の財政に對する賠償委員會の監督權に從ふことを承認したのである。由來擔保委員會の監督權行使はドイツの內政干涉となるからカンヌ會議に於てもイギリスさへ之を差控へた所である。然るに今やドイツが無慙にも國際機關によつて財政の監督を受ける事になつては實に未曾有の出來事であつた。以つてドイツの財政上金融上察すべきではないか（芦田均、巴里會議の歐洲の外交ポアンカレ以降の賠償問題）

かくて賠償委員會はドイツ政府の租稅改革を助長する外にドイツの財政全般に亘つて十分なる管理を施してゐた。即ち賠償委員會はドイツの大藏大臣の帷幄にあつてドイツ政府が經常費及賠償費に充つべき資金を得る爲如何に惡戰苦鬪してをるかをつぶさに知つてゐるのである。賠償委員會はドイツ財政の多くの點について批評を下してゐた。又其の財政の運用について精細なる吟味を施してゐた。しかしドイツ財政を如何にすべきかといふ問題については只條約上の義務履行の爲に出來る限り國內の經費を節約せよといふ位の忠言を與へ得るに過ぎなかつた。

（エコノミスト大每第三年第三號）一九二三年春に至り佛軍はルール地方に殺到し獨逸は消極抵抗の必要に迫られた。玆に於いて歲計は一層激嵩し同年四月より七月に至る歲出は二十一兆紙幣馬克、歲入不足十七兆の巨額に達した。政府はこれを國立銀行の借入金に仰ぎ僅に一日を糊塗彌縫したが其の結果は紙幣の增發、爲替暴落、物價の昂騰を招致し國の經濟は麻の如く亂れ初めた。試みに同年四月以降の流動紙幣と戰前を百とする物價とを見るに左の如し。

		流通紙幣（兆馬克）	物價指數（千點）
四	月	六	
五	月	八	八
六	月	一七	一四
七	月	四三	三九
八	月	六六八	二八六
九	月	二八、二四四	二、七八九
十	月	二、五〇七、九五五	一八二、九五三
十	一月	五一八、五〇〇、〇〇〇	四九、〇七二、〇〇〇
十	二月	六〇七、九〇〇、〇〇〇	一、六一七、〇〇〇、〇〇〇
			一、四七二、〇〇〇、〇〇〇

玆に於いて馬克の投機心は內外に流行し眞面目な國民は極度の窮狀に陷つた。朝に馬克を握るも夕は其の購買力が奈邊に低下するやも知れず、從つて人民は競つて不急の需要を起し一層の經濟難を助長した。千九百二十二年秋期に於ける獨逸國狀の險惡は凡て誤れる財政策に基因するものといつても過言はあるまい。

歲入歲出の發表禁止

（エコノミスト……大每……第二年第四號）其後內政は益々紊亂を極め對外問題に就ては英、佛間に暗雲低迷して協調行は れず、依然として政局は暗澹裡に推移して居る。財政は相變らず亂麻の如くである。

租稅は古今未曾有の苛酷なものであるが、更に重稅を課せんとするが如き雲行であつた。千九百二十三年十二月に於て翌月に納稅するルールライン地方の國民狀態は日增に困憊窮乏の度を高めつゝあつた、同年十一月十日以來歲入歲出及び浮動負債に關する大藏省の公表は禁止され十一月十五日以後國立銀行週報の刊行は斷然廢止さるゝに至つた。

財政窮乏と新重稅

第三期徵稅が行はれ、一九二二年度の所得は千紙幣マルクに付五十金貨フェニッヒを徵せられ、又販賣稅は愈々金貨標準を實行する事になつた。租稅收入の確實を期する爲めに支拂期間延長の場合には納稅者に對して前年度の所得に一定の附加稅を徵收する規定に付ては政府は種々非難攻擊を受けて居つた。貨幣は日每に暴落する一方、今日以上に收入增加せざる國民よりして斯の如き重稅を徵するは勿論不可能の事に屬し到底國民の負擔に耐へ得られぬ所であつた。故に政府は國民を二分して比較的富裕なる所得者より之を徵せんとする意嚮を有するに至つた。斯樣に國民の負擔能力に耐へ得られぬ如き重稅を課しても、尙歲出の千分の一を填補するに過ぎない位の悲慘の狀態に陷つたのである。

レンテン馬克の發明と第三回增稅

然るにさしも紊亂せる獨逸の財政經濟も千九百二十四年の秋頃から徐々に緩和され初めた。爲替及物價の安定は元より更に不思議なことには瀕死の國家財政迄も稍好轉の氣運に向つた。而も事玆に至れる眞因はレンテン馬克の出現に在りと稱せらるる。

レンテン馬克は千九百二十三年十一月十五日以降レンテン銀行なる新機關より發行されたる紙幣にして、其の價値は純金二千七百九十分の一瓩を一レンテン馬克即ち金貨馬克並みとされた。別段金準備のある譯でないが全獨逸の土地建物を引當に最高二十四億レンテン馬克の範圍で新紙幣を發行し得たのである。政府は從來の國立銀行借入金を打切り此の新紙幣による徵稅を覩迎し、また此紙幣で借入を行つた。其の結果國庫の購買力は俄然向上したといふことであつた。

これと同時に政府は第三回の大增稅計畫を發布した。即ち賣上稅二分九厘、奢侈稅一割五分、自動車稅一馬力每に廿金馬克乃至八十金馬克、通行稅一割乃至一割六分、煙草稅は兩切四割、葉卷二割に改め尙酒稅、地方稅等も引上げた。其結果租稅收入額は急激に增加し十月下旬の四千萬金馬克より十二月下旬には八千七百萬金馬克となつた。

行政整理と其の効績

斯くして歲入の增加を計ると共に政府は支出の方面にも斧鉞を加へ銳意其の緊縮に努めた。即ちルールの消極抵抗を中止

して經費を節すると共に、左の諸政策を採用したのである。

(一)　官吏人員二割五分を減じ臨時雇は特別の者の外全部解雇す。
(二)　高等官の俸給は三分の一に他は半額に削減す。
(三)　新建築計畫は全部停止。
(四)　失業救濟費の削減。
(五)　一般社會政策的支出及官營事業の大部又は一部廢減。

此緊縮方針は增稅政策と相俟つて漸く效果を現れ、さしもの財政難も著しく緩和されたといふ。試みに整理直後の財政狀態を表示せば左の如し。（單位百萬金馬克）

	歲入	歲出	剩△不足
一九二三年十一月下旬	一五一	二五八	△二四三
同　年十二月下旬	三二	一七九	△一四七
同　年同　中旬	四二	一六五	△一一二
同　年同　下旬	八八	一五三	△六四
一九二四年一月上旬	九八	六三	三四
同　年同　中旬	一五三	一八〇	△二六
同　年同　下旬	一八八	一九九	△一〇

尙財政の良好に赴くと共に政府は莫大なる公債に對し償却の方針をとり初めた。千九百二十四年三月末の長期公債及び浮動公債を前年末に比較せば此の間約三億金馬克の減債となつてゐる左の如し。（單位百萬金貨馬克）

	一九二三年十二月	一九二四年三月
長期公債	一、〇八一	七四二
弗大藏證券	二一〇	二一〇
一九三五年償還六分利付	五〇〇	二八一
同　三二年公債	三五一	二五〇
浮動公債	一、二〇〇	一、二四七
レンテン紙幣債	二〇〇	二〇〇
同　利付債	一、〇〇〇	九〇〇
レンテン大藏證券		一四七
合計	二、二八一	一、九九〇

ドーズ案實施の福音

獨逸の財政難は千九百二十三年秋期に於て紊亂の極にあり、其の後徐々に恢復期に向へることは前述の通りである。然るに玆にまた新しい福音が齎された。夫れは千九百二十四年夏のドーズ案實施である。其財政に及ぼせる直接間接の好影響は甚だ大なるものであつた。

ドーズ案の直接的好影響としては政府に堅實な金融の道が開かれたことであつた。即ち初年度の外債八億馬克は新金券銀行の兌換準備に操入れられ、政府は其紙幣によつて一億馬克限度内の信用を得ることが出來た。尙本案實施と共に亂雜なる舊公債は整理の端緒を得、財政の改善に關し聯合國から一種の保證を得るに至つた。創業者の計畫によれば獨逸の歲計は今後漸增し一九二八、九年度以後は國庫に於いて十二億五千萬馬克の賠償履行能力を得ると云ふことである。尙本案の實施は民心を安定せしめ内地產業を振興し間接に財政の基礎を堅實にすることは爭へぬ。現に千九百二十四年四月より九月末に至る一九二四、五年度會計の前半は左の如き好成績に終つた。（單位百萬馬克）

	豫定	決算	決算增
歲入	二、六〇二	三、二九九	六九七
歲出	二、四七一	二、八九八	四二七
過剩	一三一	四〇一	二七〇

最近に至り政府は休戰以來第一回の減稅計畫に著手し初めた。即ち所得稅、營業稅、取引所稅等を輕減すると共に社會政策

的意味を附加する爲左の特典を設くることになつた。

（一）年收二千馬克以下は無稅。

（二）年收八千馬克以下及び八人以上の子福者には減稅。

斯くの如きは一に財政狀態の好化を證明せるものと云ふべきである。戰痕最も深き獨逸も斯くしてドーズ案の惠澤により徐々に恢復期に向つたことは爭ひ難きところである。

獨逸の賠償問題

これより金は以下に於て參考の爲に獨逸の賠償問題に關して其の要領を記述する。元來聯合國殊に主として佛國は講和條約の締結に際して戰費及國家國民の戰爭による損害の全部を賠償せしめんと力めたのであつたが、斯くては其の資源に於て到底不充分なるを免れさりしが爲にヴエルサイユ條約は戰費の賠償を免じて單に獨逸が陸上、海上、空中よりの攻擊に因つて聯合國側人民並に其の財產に對して加へたる一切の損害に限定することゝなつた。而してその賠償總額は千九百廿一年五月一日以前に賠償委員會に於て之を確定し獨逸に通告することゝし、其確定以前に於ても聯合國側產業の恢復は一日も之を忽にし得ざるを以て之が爲に獨逸をして商船、石炭、染料、藥品を引渡すの義務を負はしめた。以上は對獨講和條約の賠償規定の概要であるが、千九百二十年一月にはヴエルサイユ條約の批准寄托調書の作成調印を終つて條約の實施期に入りしを以て二月倫敦に於て最初の條約實施に關する聯合國最高會議を開き、千九百廿一年五月の第二次倫敦最高會議にて漸く賠償總額並に支拂方法の決定をみたのである。左に賠償總額決定に至る迄の概略を揭げて見やう。

（一）サンレモ最高會議（千九百二十年四月十九日―同二十六日）本會議に於ては英伊兩國は對獨條約の履行緩和を主張し佛國は之に反對したるが爲に結局スパー會議を開催し獨逸委員を招致して賠償に關する意見を聽取することになつた。

（二）ハイス英佛首相會議（同年五月十五日―十六日）スパー會議に臨むに先だち豫め英佛の兩國の態度を決定し置くの必要より開催されたるが結局最低賠償總額、其支拂方法、聯合國間の分配率の三項を審査せしむる爲め英佛專門家委員の審議に附することゝなつた。

（三）ハイス英佛首相會議（同年六月十九日）

（四）ブローニュ最高會議（同年六月二十一日―二十二日）三十五年賦最低賠償總額三千億金貨馬克と云ふ具體的の數字が論議の主題となつたが此は決定せずしてスパー會議は更に一箇月延期された。

（五）ブラツセル最高會議（同年七月二日―三日）聯合國間の分配率に就き協議した。

（六）スパー最高會議（同年七月五日―十六日）聯合國間の賠償金分配率を佛國五割二分、英國二割二分、伊國一割、日本七分五厘、葡萄牙七分五厘に決定し、且つ獨逸に對しては八月より六箇月間各月二百萬噸宛の石炭（現物賠償の一部）を供給すべき旨を通告したるが賠償總額に就ては決定に至らなかつた。

其後露波戰爭、ウランゲル政府承認問題に關して英佛間に乖離を生じ九月ゼネバに於て開催の筈であつた聯合國會議は佛國の反對に依り延期せられ暫らく賠償問題は賠償委員會の手に委ねられたるが、十一月に至り英佛の協調は回復し聯合國側並に獨逸專門家の會議の報告を徵し、次で政治家の會議で賠償總額を決定する順序となつた。

（七）ブラツセル專門家會議（同年十二月十六日―二十二日）賠償總額決定の困難を認め、差し當り五箇年間年賦金一億五千萬磅を支拂はしめ、右額は代物辨濟に依ることの報告を爲せしが巴里最高會議は全然此の決議を無視した。

（八）巴里最高會議（千九百二十一年一月二十四日―三十日）賠償金を二種類に分ちて（一）確定賠償額としては四十二年の年賦で二千二百六十億金貨馬克（二）不確定賠償金としては四十二年間獨逸國は每年輸出額の一割二分に相當する金額を支拂ふの義務を負ふ旨を決定され、本協定は直ちに獨逸政府に通告された。

（九）第一次倫敦最高會議（同年三月一日―七日）獨逸は四十二年間の年賦金總額の現在價格二千二百六十億を年八分の率にて割引したる五百億金貨馬克より獨逸が既に爲したる現物支拂額二百億金貨馬克を控除したる殘額三百億馬克を負擔すべき旨の對案を提出した。聯合國側は之を拒否したるにより結局會議は不調に終つた。

右に依り聯合側は遂にライン右岸三都市占領の制裁手段を執ることゝなつたが、五月一日迄には條約の規定に依り賠償總額を決定しなくてはならないので第二次倫敦會議の開催を見るに至つた。

（一〇）第二次倫敦最高會議（同年四月二十九日―五月五日）賠償總額を千三百二十億金貨馬克に決し、之に對して獨逸は

左記三種の債券を發行して賠償委員會に交付することにした。甲種債券百二十億金貨馬克、乙種債券三百八十億金貨馬克、丙種債券八百二十億金貨馬克、右債券の元利賠償方法として獨逸は毎年（一）二十億金貨馬克（二）毎年輸出稅額の二割五分に相當する金額（三）輸出額の一分に相當する金額（減債基金に充てる）を支拂ふ事を骨子とする支拂規定を作成した。

本支拂規定は最後通牒の形式で獨逸政府に通告されたのである。千九百二十一年度は規定通り現金にて十億金貨馬克と輸出額二割六分の相當額として實物辨濟に依り三億金貨馬克を支拂へしが、獨逸馬克は引續き暴落したる結果現金支拂は困難なる事態となりしを以て千九百二十二年三月獨逸に對し該年度の支拂額を現金七億二千萬馬克、實物辨濟十四億五千萬馬克に輕減し、同年一月より三月迄に二億八千一百九十四萬八千九百二十金貨馬克を支拂ひ居れるを以て、一九二二年度の現金支拂としては更に五月より十月迄每月十五日に五千萬金貨馬克、十一、十二月には各六千萬馬克、宛之を支拂ふ可きを命じた。但し之には(イ)豫算に關し支出の削減並に六百億紙幣馬克の强制公債發行(ロ)資本流出阻止(ハ)國支銀行の獨立(ニ)財政監督の附隨條件等あつて之が諾否を五月三十一日迄に回答すべきことを通牒した。獨逸は當初是等の條件の承引を肯ぜざりしが佛國のルール地方進出の脅威ありしが爲め遂に國際公債發行を條件として三月二十一日附聯合國賠償委員會の通牒を受諾した。然るに其後獨逸外相ラテナウ氏の死と巴里に開かれたる獨逸の國際公債引受の能否を審議したる銀行家會議の無期休會となれる爲めに又々馬克相場の慘落停止する所なき狀態となりしを以て、獨逸は七月十五日拂並に其の以後の現金辨償の不可能を訴へ、爾後三年間現金に依る賠償支拂猶豫を要求するに至つた。賠償委員會は取敢へず七月十五日拂の五千萬金馬克を三千二百十萬七千三百九十七馬克に輕減し、八月以後の支拂に關しては同月十五日迄に何分の決定を通告する旨を申送つた。斯て倫敦最高會議（八月七日―十四日）が開催せられ、本問題を討議したるが英佛の意見杆格し遂に會議は物別れとなつた。併し白耳義委員の斡旋にて賠償委員會は白耳義案を通過したのである。右は八月から十二月迄で千九百二十二年度の賠償支拂殘額二億七千萬金貨馬克は六ヶ月期限の獨逸大藏證券を以て支拂はしめ、賠償支拂猶豫問題は暫らく延期すると云ふのであつた。同年度の賠償分納金は白耳義が受取る事になつて居るので右證券の擔保に關し白耳義委員と獨逸政府と交涉を重ねたる結果獨逸國立銀行の裏書きを以て、保障とするに決定したのである。然し是は固より暫定的の衣極めであつた。之より馬克の激落が起つた。千九百二十一年九月には一圓に付三十六馬克十ペーニヒとなり十一月には千五百馬克となつた。斯く馬克下落の停止せさる限り賠償の支拂は全く不可能にて問題は益々紛糾を重ねるに至つたのである。

當時獨逸の前藏相ベルンハード・デルンブルグ博士は獨逸の一家族に對する租稅の負擔額は二萬二千馬克の多きに上る一方に紙幣の濫發に依つて漸く賠償金を支拂ふの狀況にして、外國爲替相場の安定を得ることは到底不可能なるを以て平和條約の命ずる所に從ひ、今後無理に其の支拂の責任を續行せんと欲せば獨逸は終に破產を免れ難きのみならず世界の經濟界にも由々しき影響なき能はずとして、之を避くるには第一に賠償金の支拂に對して獨逸に十年間の猶豫を與ふるの外左記條件の實行を要する旨を提唱した。

一、米國は聯合國に對して其の債務の支拂を、更に猶豫する事。
二、獨逸國內に於ける經濟財政問題の整理調節。
三、外國に保有する獨逸貨幣の保護。
四、獨逸領土內に駐屯する聯合國軍事費の節約を至急實行する事。
五、專門家をして獨逸の賠償金支拂能力を精査せしむる事。

以上の如く獨逸賠償負擔額の過重と其の支拂を實現せんことにのみ力めたりし聯合國側の態度とは益々獨逸をして經濟的破產に陷らしめんとするに至るの狀態なりしを以て賠償金の支拂は到底圓滑に運ぶことが出來なかつた。これが爲に聯合國殊に英佛間に於ては度々接衝を重ねて獨逸をして賠償金の支拂を確實ならしむる方法に關して協議したるも容易に其議が纏まらなかつたのである。

然るに千九百二十三年十月英國は獨逸の支拂能力調査を主とする國際會議を開いて賠償問題解決の途を開かうと提議し米國も非公式代表の參加を承諾したのに佛國が賠償總額の論議に觸れることを恐れ强硬に反對した爲不成立に終つたが、その代り佛國政府から賠償委員會に對し全然專門家から成る委員會を設け經濟問題の範圍で獨逸の支拂能力を調査しようと云ふ案を提出した。賠償委員會は之に基き十一月三十日に會合を開いて獨逸の支拂能力を調査する爲に二個の專門委員會を設置

するに決し、米國も之に委員を參加せしめることゝなつた。かくして千九百二十四年一月十四日巴里で第一回會議が開かれるに至つたのである。二個の委員會とは豫算及通貨を主とする第一委員會と海外流出資本を主とする第二委員會とで、前者は米國のチャールス・ドーズ氏、後者は英國のレヂナルド・マツケナ氏を委員長とした。兩委員會は二月一日から倫林に於て獨逸政府及帝國銀行當事者と接して調査を進め、約二週間で大體の成案を得て巴里に歸り二月十八日獨逸帝國銀行總裁シヤハト氏を招致して金準備銀行に關する細目の協定を遂げ、二十一日の總會議で議を纏め三月五日から報告書の起案に入つた。

この報告書は四月九日賠償委員會に交附された。第一委員會報告の要領は

一、貨幣安定の爲に金本位銀行の新設又は帝國銀行の改造を行ひ、資本金四億金馬克を以て保證準備を有する銀行券を發行せしめる。

二、豫算の均衡には常設の財政監督、貨幣安定、支拂猶豫の三項を必要とする。

三、獨逸支拂額は千三百二十億金馬克なるが、第一年度（千九百二十四年―千九百二十五年以下順次之に倣ふ）十億金馬克（外債と鐵道收入による）第二年度十二億二千金馬克（鐵道債券並に收入及工業債券利子による）第三年度十二億金馬克（鐵道收入、運輸稅、債券による）第四年度十七億五千萬金馬克（同上）を支拂ひ、第五年度から二十五億金馬克づゝ支拂ふことに決定された。

四、支拂資源として擧げられた主なるものは

（一）獨逸全國の鐵道を資本金二百六十億金馬克の私設會社の經營に及ぶ。

（二）獨逸工業を抵當として五十億金馬克の國際借款をなす。

（三）八億金馬克の外債を募集し新設銀行の正貨準備及第一年の物資による賠償履行に充當する。

第二委員會の報告は千九百二十三年の海外流出資本額の數字は最低五十七億金馬克から最高七十八億金馬克に上るべく、委員會は其の中間をとつて約六十七億五千萬金馬克と推定し、獨逸國内にある外國貨幣は最低十二億金馬克と推定すると云つておる。

賠償專門委員會の報告が賠償委員會及各關係國の承認する所となつた結果七月十六日から倫敦に於てドーズ案實施方法の協定を遂げる爲に聯合國會議が開かれた。これより先事實上ボアンカレ氏の後を受けた佛國首相エリオ氏は、六月二十一日倫敦に英首相マクドナルド氏を訪ひ更に白耳義首相チュウニスとも協議した結果、七月十六日から英國主催の下に會議を開くことに決定したのである。然るに英國が各關係國に送つた案内狀にはその意見書が附加してあつて、たゞ佛國にだけそれが送られなかつた。而も其の中で「會議の結果當事國によつて調印批准さるべき議定書の法律的解釋をヘーグ國際司法裁判所の決定に附すべし。」と云ふ點が賠償委員會の權限を削減し、延いてヴエルサイユ平和條約の條項と矛盾するものだと云ふので佛國の不滿を買ひ、マクドナルド氏は七月八日巴里にエリオ氏を訪ねなければならなかつた。その結果會議參加各國に對して左の如き英佛共同提案が送られたのである。

一、ドーズ案は決してヴエルサイユ條約と矛盾しない。從つて之を基礎とする倫敦會議の協定も賠償委員會の權限を侵すものでない。

二、獨逸の聯合國に對する契約不履行は賠償委員會が認定する。但し米國委員の參加を求めること。

三、倫敦會議は獨逸の經濟的及財政的統一を復活する方法を決定する。

四、ドーズ案に關する疑義を何者が解決を下すかを決定すること。

五、英國政府は戰債問題の衡平なる解決を望む。

六、英佛兩國は安全問題について國際聯盟又は他の國際的機關に安全平和を得る最高手段を求めることゝする。

それで英佛間に了解が成立したことゝなり十六日から英國外務省に會議は開かれた。

參加國は日英米佛白伊の六國で米國は非公式代表である、各國代表者は

英國　マクドナルド（首相）スノーデン（藏相）

米國　ケロツグ（駐英大使）ローガン（陸軍大佐）

佛國　エリオ（首相）クレマンテル（藏相）ノレー（陸相）

伊國　デ・ステファニ（藏相）デラ・トレタ侯（駐英大使）デ・ナヴア

日本　林男（駐英大使）石井子（駐佛大使）

白國　チユウニス（首相）イマンハ（外相）

會議は先づ左の三個の委員を設けその報告によつて協議することゝなつた。

第一委員會　獨逸の契約不履行認定機關の問題。

第二委員會　獨逸の財政及經濟統一の問題

第三委員會　獨逸支拂金分配の問題

第一、第三兩委員會は二十日迄に略審議を終つたが、第二委員會は佛、白兩國がドーズ案實施後に於てもルール及びライン地方に兩國の鐵道從業員四千人を置きたいと主張するのに、英國はそれでは公債擔保としての鐵道の價値を損ふことになると云ふので容易に解決が得られず、更に二個の小委員會が出來た。即ち

第一小委員會　ルールに於ける鐵道の經濟的自主に關する問題

第二小委員會　鐵道問題

續いて二十三日の本會議で

第一法律委員會　ドーズ案の實施期日及びヴエルサイユ條約との法律的關係の研究

が設けられ二十八日更に、

第二法律委員會　ドーズ案に修正を要する場合賠償委員會はその權能の有無及び一般的にドーズ案解釋の權能の有無の法律的解釋

が設けられた。

七月二十三日の本會議は左の兩報告を基として開かれたのであるが何等の協定をも得られずに終つた。

第一委員會の報告　米國委員の參加を必要條件として獨逸の契約不履行認定權を賠償委員會に附與するを可とする。

第二委員會の報告　獨逸から受取る賠償金及賠償物資の受納方及分配方を掌る特設機關設置の要はない。現在の賠償委員會をしてそれに當らしめよ。

二十八日の本會議でも此の問題は協定に至らなかつた。同日左の如き第一法律委員會の報告書が提出された。

一、ドーズ案の實行は獨逸の受諾を要する。又賠償問題に關しては賠償委員會が主權を有するからその承認をも要する。

二、獨逸の代表者と賠償委員會の委員とを聯合國の意見一致の後招待すること、

前記第一委員會の報告に就いてはドーズ案實行の必要條件たる八億金馬克の獨逸外債成立の鍵を握つてゐる英米銀行團が佛國の賠償委員會が獨逸の契約不履行を認定した場合單獨行動に出る權利を留保せんとするのに反對し事態不安となつたので佛國首相エリオ氏は左の如き仲裁妥協案を出し第一委員會は三十一日之を可決した。

賠償委員會が滿場一致で獨逸の契約不履行を認定せず、多數少數に分れた場合兩者から裁決者を出し第三者を加へて斷定を下す。

八月二日の本會議でエリオ氏案による第一委員會報告は可決され第一法律委員會の獨逸代表者參加も通過して獨逸大使館に招待狀を送つた。

第一委員會報告の要點は

一、賠償委員會は米國代表者を加へ獨逸の義務不履行を認定する。

二、賠償委員會の意見が一致せぬ時は仲裁委員會に之を委ねる。

三、仲裁委員會は米人一名（委員長）賠償問題に關係なきもの二名を以て組織する。その委員は賠償委員會の全會一致又はヘーグ國際司法裁判所の裁判長の手で指名する。

續いて第三委員會も二三の修正を經て左の如く決定した。

一、獨逸の賠償引渡並に商業上の契約遵守を確保する爲に聯合國側獨逸側の同數委員と中立委員一名の委員會を設けること。

二、獨逸の賠償支拂遂行上缺陷の生ずることを防ぐ爲に機關を設け之に獨逸が財政上詐欺手段に出ることなきかを調査せしめること。

五日の本會議には獨逸代表マルクス（首相）ストレーゼマン（外相）兩氏が出席し儀式だけで終つた。

倫敦の最大難關ルール撤兵問題に就てはドーズ案と離れて佛、白、獨首相間に私的交涉が行はるゝまでに至つたが、佛國

代表エリオ、ノレー兩氏間に意見の相違が起りエリオ氏は急遽巴里に歸つて閣議の決定を經再び倫敦に赴いた。大正十三年八月十一日の會議の席上エリオ氏から聯合國首腦者に發表された佛國の提案は、

獨逸にドーズ案實行の誠意があれば佛國は爾後八月乃至一年內に略々無條件でルール地方から撤兵する。此期間はドーズ案による獨逸賠償年金の支拂が早くなれば短縮することが出來る。佛國としてはヴエルサイエ條約により佛國の有する最惠國約款の權利が明年一月迄であるのを獨佛通商條約を結んで更に繼續することゝしたい。

と云ふのであつた。ルール撤退期日を一年以內としたのは佛國側の大讓歩であるが、獨逸は更にチユツセルドルフその他の地方からも速かに撤兵することを要求し、一方佛國の希望する通商條約も容易に締結を肯じないので會議は暫く捗らなかつたが、八月十四日の本會議で獨逸代表に回答猶豫を與へることゝなり獨逸代表は本國政府に訓電を仰いだ結果十五日に至り議定書調印の日から一年以內にルールを撤兵することを承諾した。但し獨逸側は撤兵完了期日を一九二五年四月に繰上げさせようと力めたが效なく只佛國側をしてマンハイム外ライン沿岸五都市から即時撤兵するとの約束（エリオ氏の讓歩）を承認させた。

是より先八月九日賠償委員會と獨逸代表とはドーズ案中賠償委員會の權限に屬する範圍に就て左の如き假協定を結んだ。

一、獨逸はドーズ案履行に必要な立法上の手續をとる。

二、賠償委員會もドーズ案履行に資する爲必要の手段を講ずる。

三、倫敦會議の決定が出來たらそれに基き更に諸般の協定をする。

四、協定解釋上の紛議は倫敦會議の定むる方法に準據し仲裁委員會の審議に附する。

佛獨の妥協により難間を切抜けた倫敦會議は八月十六日夜各國全權全部出席した總會議の席上議定書一篇附屬書四篇の假調印により成功裏に終了を告げた。四つの附屬書の內容は

第一附屬書　前記八月九日の賠償委員會と獨逸政府との協定

第二附屬書　將來聯合國と獨逸との間に紛議のある時は仲裁委員會の審議に附すること並に物資賠償の引渡方法決定の爲聯合國及獨逸代表より成る混合委員會設定に關する協定

第三附屬書　（一）ドーズ案に規定された獨逸の履行すべき項目は大正十三年九月二十日迄に實施すること（二）獨逸に於ける財政經濟統一の復舊は十月五日迄に完了すること（三）獨逸鐵道をドーズ案規定の鐵道會社の經營に移す件は本年九月二十日迄に實行すること（四）從來獨佛兩國管理の下にある鐵道は十一月二十日迄に全部獨逸に引渡すこと。

第四附屬書　（一）ドーズ案につき問題の起るときは米國委員を加へた賠償委員會が審議する。（二）獨逸の義務不履行問題は仲裁々判所に附する。（三）獨逸に故意の義務不履行なき限り制裁を加へぬ。（四）制裁を加ふべきときは對獨公債の元利金支拂の爲に提供された特定の擔保を保護し且つ公債元利金に先取特權を與へる。（五）前項に關する紛議は國際司法裁判所の解決に附する。

尙本協定は八月三十日英國外務省で本調印を終つたが、既に十八日佛國のオツフエンブルグ、アツペンワイエル撤兵に依り實行の第一步に入つた。

賠償委員會は九月三日米國前大藏次官ギルバート氏を賠償金取立常任總務に任命し、その他にも夫々必要な任命をして新なる陣容を整へた。

斯て倫敦協定調印とともに賠償委員會は直ちに鐵道社債監理官、商工業社債監理官及び特殊歲入監理等の役員を任命し又米國の財政法曹ギルトー氏はヤング氏に代り永久的に賠償支拂監理官に就任した。一方佛國は旣にルール及ライン占領地域に於ける經濟的行政の撤廢に着手し、豫定通りドーズ案は進行しつゝあつて獨逸借款に對し英國製造工業者中には大陸の競爭を恐れる結果、その成立に反對說を唱へる向もあつたが、其の借款が歐洲全體の復興の鎖鑰である以上反對說は輿論の贊同を得るに困難であつた。

而してドーズ案は愈々實施され賠償支拂も再開する事となつたが、之を實行するにつき先づ國民負擔の輕減を計る爲政府は左の諸項目を實行する旨發表した。

一、九月十八日より普通貨物並家畜、石炭の運賃を一割方引下げること。

一、シレシア及ルール地方の石炭の値段を一割以上引下げる事。

一、國立銀行は手形割引額を一割方增加すること。

一、國立銀行は從前の如く爲替手形の割引を爲すこと、但普通の商業手形に限る。
一、右の外三ケ月期限の銀行引受手形の割引をも再開すること。
一、各組合銀行は資產の融通を圓滑ならしむることに努力し金利の變更は自由なること。
一、諸外國の通貨に關する規則が今迄多數發布されておるが其の大部分を廢すること。
一、資上稅を十月一日より從價二分に引下げること。
一、會社稅並に證券所有稅は十月一日より引下げること。

第二節　千九百二十四年度、二十五年度及二十六年度財政

引甲文獻
Budgets of European countries, by Clayton Lane. Economist, (London) 1925年5月9日 〃 5.16. 〃 7.11.
1926. 2.13. 1925. 12.5. 〃 12.26. 1926. 6.19. 1925. 5.19. 1926. 3.6. 〃 4.3. 1925.11.28.
1926. 11.13. 1927. 5.7. 〃 4.23. 〃 12.24. 1926. 1.2. 1927. 6.4. 〃 6.11. 1927. 9.11.
經濟論叢第二十五卷第六號同二十二卷第四號

獨逸財政に關する戰前戰後の比較困難

前節に說きしが如く獨逸の豫算に就ては戰後急速なる變化ありしが爲に、現在と戰前の狀態とを比較することは非常に困難なることに屬し、大戰以後に於ける領土關係、政治關係及經濟上の變化等を考慮しなければならないのである、而して豫算の編成上比較的重要なる革新事項の一として戰前には重要なる歲入資源たりし郵便、鐵道及產業的事業より生ずる收入を政府の歲入額より除外したることがある。

尙更に注目すべき變化は租稅と關稅との收入割合に於てである。千九百十三年度の關稅收入は兩者總收入の四十五パーセントを占めて居つた。然るに千九百二十四年度の關稅收入は總額の三パーセントに過ぎないのである。斯の如き變化を來せし理由は千九百二年に制定せし保護關稅の或物を戰時中廢止するの必要ありしことゝ及千九百二十五年一月十二日に無效になりたるヴエルサイユ條約によつて獨逸に課せられたる關稅制限より來りし間接の結果である。千九百二十五年八月十二日の立法による關稅改正の結果として關稅收入は非常なる增加を來すものと認められた。

歲　入　資　源

今日獨逸政府の歲入は殆ど絕對的に關稅及直接稅に依據しておる。然るに戰前に於てはこれらは歲入の半額を占むるに過ぎなかつたのである。而して獨逸歲入の大部分は僅かに數種の課稅より得らるゝのであつて、之は總歲入額の五十三パーセントを占めて居る此課稅種別中所得稅は二五・六パーセント、營業稅二七・五パーセント、消費稅一八パーセント、及運輸稅一五パーセントである。

獨逸聯邦歲入の資源表（單位獨逸金貨マーク）

種別	一九一三年決算額 總額	割合	一九二四年度提出額 總額	割合
郵便、鐵道及國營企業	一〇七五、七二五、〇〇〇	二八・〇	六、五〇八、九〇〇	〇・二
租稅	一〇六七、二七二、〇〇〇	二七・七	五、〇二三、七〇〇、〇〇〇	九四・八
關稅	八九〇、五四二、〇〇〇	二三・二	一六〇、〇〇〇、〇〇〇	二・〇
雜種手數料、使用料	三三四、六〇〇、〇〇〇	〇・九	六三、一一五、〇〇〇	一・二
其の他の歲入	一九六、四二一、六〇〇	五・一	四六、八九九、六〇〇	〇・九
計	三、八四四、三八六、六〇〇	一〇〇・〇	五、三五八、〇三一、六〇〇	一〇〇・〇

然れども以上の歳入總額は聯邦歳出額の眞相を物語るものではない。何となれば現行制度の下に於いては所得稅及營業稅歳入の大部分は各國家及自治都市に配當されるからである。

各國家及地方自治都市の毎年の所要經費は概略四十五億マークである。此總額中約十億マークは聯邦租稅收入中より分配されるのである。尙更に企業收入中より聯邦豫算に編入さるべき經費の殘額が配當せらるゝことになつておる。而して現在聯邦豫算に編入さるべき最低保證額は二十一億マークと定められて居る。

千九百二十年三月二十日制定の聯邦各國及自治都市に對する租稅歳入を定めたる法律に依れば聯邦直接稅歳入中各國家及自治都市に分配すべき金額は所得稅法人稅收入の六十六・三分の二パーセント、又營業稅收入の十五パーセントである。千九百二十三年六月二十三日の改正法により右はそれ〳〵七十五及二十五パーセントに增額された。而して千九百二十四年二月十四日の租稅に關する緊急布告により所得及法人稅よりの分配額は九十パーセントに增加し營業稅の分は二十パーセントに減額した。

千九百二十四年二月の第三徵稅令

右共和國と各國及都市間との財政關係を律する千九百二十四年二月の徵稅令に於ける假規定は千九百二十五年三月三十一日を以て效力を失ふことゝなるが、之に關する改訂案は容易に纏まらざりしを以て九月三十日迄效力を有する一時的規定を定めた。而してその懸案とするところは共和國は所得、法人所得稅收入の二十五パーセントと最初の六ケ月後に於ける販賣稅の八十パーセントを要求しておる。之に對して聯邦政府を代表する議會に於ては所得稅に就ては一〇パーセントを又販賣稅に就ては七十パーセントを認めるに過ぎなかつた。共和國は之に對する報償として千九百二十六年四月より國家は所得稅に對する無制限の追加稅を課するの權能を提議した。最高所得稅率は內閣案の如くに帝國徵稅委員會に於て三三・三分の一パーセントより四〇パーセントに引上げられた。而して又其上に地方政府より無制限の追加課稅を受くるといふことは實に所得の大部分を租稅を以て奪ひ去るものである。議會に於ける政府黨も亦無制限追加稅を責め、千九百二十七年四月以前には如何なる追加稅も許すべからざることを主張した。徵稅委員會は通過不可能なるべき妥協的提案を試みた。聯邦政府大藏大臣は收入所得稅の二十五パーセントに對する要求を固守することを宣言した。徵稅委員會は現在絕對的に國家に所屬して居る都市財政の直接監督（管理にあらず）の權利を共和國に與へんとする修正を試みた。

然るに八月に入つて多數黨は妥協案を發見せしが此は恐らく各國家及都市より是認さるゝことと豫想さるゝものであつた。之によると所得及法人所得稅徵收額の七十五パーセントを補助金となし、一年十五億七千五百萬マークを保障し兩者合して二十一億となる。又販賣稅徵收額に就ては三十五パーセントとなし五億二千五百萬マークを保障しておる。新法によるに、十一月以降は所得及法人稅收入よりの各國家分配額は斯くして贊否兩派接衝の結果遂に最後の解決點を發見して之を可決し、新法は十一月一日より施行することゝなりしを以て前假規定は同日迄其の效力を延期されたのである。

前述の九十パーセントなるを減額して七十五パーセントとした。而して營業稅收入の分配額は千九百二十六年三月三十一日迄は二十パーセントより三十五パーセントに增額し以降は三十パーセントとした。

營業稅收入は從來の如く最早人口に應じて各國に分配することを中止し總額の三分の一は各國營業稅の收入額に應じ、他の三分の二は人口數に比例して分配することになつた。此租稅分配額に於ける增加部分は所得及法人稅收入よりの分配額減少に對する補塡の意味を有しておる。千九百二十五年度及二十六年度に於ては各國家は若しも營業稅總收入が十五億マークを得る場合に適用せらるべき分配額增加部分に等しき最低額の收得を保障されて居る。

各國家に於ける社會立法及警察教育等の施設維持に要する增大したる支出に應ずるが爲に所得法人及營業諸稅より受くる總分配額が二十一億マーク以下なる場合に於ては聯邦政府が第一に保障せさる國產稅收入より得る帝國歳入を以て補塡することを承認しておる。

千九百二十四年度及二十五年度豫算と二十六年度の提出豫算

千九百二十四年度と千九百二十六年度の提出豫算は從來のものとは多少異なれる所があつた。然れども實際の歳入歳出に於て千九百二十五年度の收入は消費稅と共に關稅より生じたる增加額に由來するものなることを注目することを

要する。千九百二十六年度豫算にては或る稅種の減額を提案した。即ち營業稅は一パーセントより〇・七五パーセントに低下し、獨逸品の奢侈販賣稅を廢し、他の歲入資源たる酒類、砂糖等の消費稅と共に法人聯合稅をも廢止した。

然れども重稅は今日の獨逸財政狀態より觀察せば、現に計劃し居れる現在の復興費の負擔を永年間に配分するが爲に長期公債を發行することに依つて多少は輕減せらるゝとも、今後尙永年間繼續することであらう。

最近の獨逸提出豫算表（單位百萬金貨マルク）

種別	一九二四年度	一九二五年度	一九二六年度
歲出			
通常費			
國家及自治都市に	二、四八五・九	二、三三七・三	二、三五七・三
國內戰爭負擔	三〇五・九	二二八・六	二〇〇・八
復興經費	一四五・九	三五〇・三	四九六・二
其他の歲出	四、一七三・八	四、一〇二・三	四、二七一・八
計	七、一一一・五	七、一一八・五	七、三二六・一
信用差額（特別費に使用さるべきもの）	一〇七・四	二九四・二	—
特別費	四三二・八	三〇一・一	三〇〇・一
總計	七、六五一・七	七、七一三・八	七、六二六・二
歲入			
通常			
財產及移轉稅	四、八五一・〇	四、八四四・〇	四、四七六・〇
永久的	六〇・〇	三〇・〇	三〇・〇
不再現	一、八五九・五	二、〇六五・八	一、九五九・三

關稅及消費稅其の他の歲入	四四八・四	四七二・九	八六〇・八
計	七、二一八・九	七、四一二・七	七、三二六・一
特別			
通常歲出殘	一〇七・三	二九四・二	—
其他の收入	二三五・五	六・九	三〇〇・一
計	三四二・八		三〇〇・一
總計	七、五六一・七	七、七一三・八	七、六二六・二
不足	九〇〇・〇	—	—

千九百二十四年度決算

前述せるが如く提出豫算に對する決算は正確に表示すること困難なる事情ありと雖今玆に帝國政府の發表せる千九百二十四年度の決算計數を示せば左の如くである。

一、一般行政費	
經常部	
歲入	七、七六四・五百萬マーク
此內 直接稅	五、七六四・六
間接稅	一、五五〇・三
歲出	六、八〇〇・九
此內 各國家及自由都市への補給金	二、七六七・二
剩餘金	七五八・七
臨時部	
歲入	八三八・二

歳出		七〇四・九
剩餘金		一三三・三
一般行政費總剩餘金		八九二・〇
國庫運用基金		二八一・九
二、平和條約豫算の實行		
經常部		
歳入		一、〇〇一・六
此内　一般行政費より		九九八・七
歳出		一、〇〇一・六
臨時部		
歳入		七八二・八
此内　一般行政費ヨリ		一八八・七
外國債ヨリ		四七三・三
鐵道證券利子ヨリ		一〇〇・三
歳出		七八二・八

右の四億七千三百三十萬マーク及一億三十萬マークは賠償委員に直接貸與せられ正式に記帳された。故にこれらは又七億八千二百八十萬マークの歳出中に包含さるることになる。千九百二十五年三月三十一日を以て終了する獨立せる聯邦郵便事業第一年に對する報告は六千八百八十萬マークの剩餘を示してゐる。收入總額は十六億五千四百萬マークにして歳出は十五億八千五百二十萬マークである。此中十一億二千八百萬マークは作業費にして其他は法律上の保留金運用基金等に加へられ又バヴアリア並にウルテンブルグに支拂へたる賠償金である。

藏相の財政的地位の說明に就て

大藏大臣スチリーベン氏は、千九百二十五年度豫算を議會に提案するに當つて當時の財政的地位に關して說明を試みたるが之によれば獨逸の財政狀態は未だ悲觀の域を脫しなかつた。又氏は千九百二十五年三月三十日に新租稅及切下げ案の第一讀會に對する準備として長き說明をした。本案に於て彼は千九百二十四年度に於ける超過租稅收入の處置に就ての計算を發表し又樂觀論特にビール及煙草に對する新稅は必要ならずと云ふ說を有する論者に對して警告するところがあつた。彼は超過收入の大部分は特別支出と過去の負債を一掃するが爲に消費されたことを報告した。見積租稅收入は五十二億四千四百萬マーク若くは各國家及自由都市補助金を差引きて三十三億八千二百萬マークであつた。然るに實際收入は賠償租稅をも包含して七十三億一千二百萬マークにして此內各國家及自由都市への補助金を差引きて、四十五億七千六百萬マークが殘つたのである。超過收入中共和國の分配額はレンテンマーク及銀貨よりの利益金十九億二千二百萬マークを包含して例外的歳入によつて收得したる十一億八千五百萬マークである。故に總計算上は豫算にて豫定されし不足額三億四千八百萬マークを補塡して十五億七千四百萬マークの實際剩餘を生ずべき筈であつた。大藏大臣は此剩餘額中單に三億三千四百萬マークのみを殘留して、此の超過收入の大部分を總額十二億四千萬マークに達する種々なる特別の債務を一掃するが爲に使用することに決定した。此十二億四千萬マークは五億七千七百萬マークがルール鬪爭中の强制徵發に對する賠償に一億三千六百萬マークは、金貨公債(總額二億三千六百萬が使用されたるも豫算には一億が準備された)の償却に又既に議會に提出したる追加豫算に包含する種々なる支拂額は五億二千七百萬マークに達せるが此中には占有地より木材を撤去したることに對する各國家への賠償、平和條約により國有財產の損失に對してプルシアへの賠償額及强制償還の爲に蒙りたる損失に對して個人への追加賠償二億七千萬マークを包含してゐる。超過額中殘りの三億三千四百萬マークは之を全く自由にすることの出來ない額である。何となれば歳入の一時的缺陷が或る租稅に就て月拂を三ケ月拂に變更することを提案したる結果として、又公債切下げ案の下に特別なる損害負擔者に一億五千萬マークを直ちに支拂ふことを提案さるゝ結果より來るのである。聯邦政府は各國家及自由都市と同樣に最近、財界が慢性的に金融逼迫の時に際して不必要なる多額の現金を保持しておることに對して非難された。之に對して大藏大臣は戰前に於ては政府は六億マークの繼續資金を持ち又臨時的需要に對して短期國庫證券を販賣することによつて貨幣を得ることは其當時よりも遙かに困難なることを附言した。千九百二十四年度豫算に就て大藏大臣は

歳出を四十九億マークと見積つた。最初の見積に依れば、歳出は四十億九千萬マークである筈であつた。然れども議會開會前に更に追加豫算を編成し、これには社會恩給及失業者並に戰爭犧牲者に對する恩給の增額とを包含せしめた。千九百二十五年度の歳入は千九百二十四年度の見積額より大要を寫し取つたる狀態である。見積額は直接稅及營業稅は、四十九億九千九百萬關稅及國產稅は十五億二千八百萬、兩者合して六十五億二千七百萬を得て此內二十三億五百萬マークは各國家及自治都市に配分せられ、四十二億二千二百萬は聯邦政府に歸屬するが此の金額は管理手數料及鐵道株の賣却より得るものと合して四十六億五千二百萬となると云ふことである。不足額は二億四千八百萬マークである。此不足額ある爲に、ビール及煙草稅の增徵を要することになつた。此の說明に對する左翼側の批評は、租稅增徵の根底を爲す不當なる悲觀的主張と、更に歸結の曖昧なる點に對して向けられた。千九百二十五年度の實際租稅收入は既往數ヶ月の實際收入を基礎とするに大藏大臣の六十五億二千七百萬なるに對して少くとも七十一億七千八百萬なりと、民主黨演說者によつて見積られてゐる。左黨は販賣稅の減額を主張し、社會黨は現行の一・五パーセントより〇・五パーセントに更に結局は此の廢止を主張した。

千九百二十五年度提出豫算

其後政府は歳入方面の見積額を六十三億四千三百八十萬マークの租稅收入あるものとして、根本的に變更したる形式を以て議會に再び提案した。其見積額は左表の通りである。（單位千マーク）

所得稅	一、七〇〇、〇〇〇
法人所得稅	三〇〇、〇〇〇
財產稅	五〇〇、〇〇〇
販賣及奢侈販賣稅	一、五〇〇、〇〇〇
資本取引稅	一三〇、〇〇〇
取引交通稅	二八二、〇〇〇
關稅	三六五、〇五〇
煙草	五六〇、〇〇〇
砂糖	一八五、〇〇〇
ビール	一七四、〇〇〇
酒精獨占	一五〇、〇〇〇

通常歳入は鐵道會社株券の販賣收入一億四千五百八十萬マークをも合して六十四億九千八百六十八萬八千マークである。更に臨時歳入は五億七千六百八十三萬三千マークあるを以て總計七十億七千五百五十二萬一千マークとなる。臨時歳入は繰貨より二億二千五百萬、經常豫算の剩餘五千六百萬、千九百二十四年度剩餘金一億五千萬と鐵道株券の第二回目の販賣收入一億四千五百八十萬マークとよりなる。

稅制改革

當時稅制改革は徐々に進行しつゝありしが議會の評價委員會に於ては、千九百十四年以降富の增加及不動產の賣却によつて得る利益に對する課稅を要求する社會主義者の運動を承認し、共產黨及民主黨は之を支持した。都市不動產の運轉より生ぜし利益は既に販賣の時に收得したる利益の三十パーセントの標準率にて課稅された。

千九百二十五年度のプルシア豫算

玆に參考の爲に千九百二十五年度プルシアの豫算に就て記述せんに、此は千九百二十四年度に對する計算を基礎として議會に提出されたのである。千九百二十四年度に於ける剩餘額は二億一千七百萬マークであつた。而して此は聯邦租稅の外に補給金よりの見積以上の收入一億一千萬マークと、プルシア自身の租稅收入超過額八千萬マークと更に行政上の收入及手數料に於て見積額より一億一千萬マークの增收とより、之に對する行政費豫算超過額五千萬マークと、國營事業收入が三千三百萬マーク少額なりし額を差引したる額とよりなつてゐる。プルシア國庫の狀態は前記の計數には相應して居ない。何となれ

ば千九百二十四年度に屬せざりしところの一億七千萬マークの特別收入と一億九千二百九十萬マークの特別支出とがあつたからである。前者の總計數中にば戰爭及平和條約による損失額に對する賠償として共和政府より受取りたる六千五百萬マークがあり、又後者には財政年度の終了後に於ける四月分の俸給支拂額九百五十萬マークと農業及內國移民に對する信用額七千萬マークとがあつた。政府は一億九千四百萬マークの手元金を持つておる。千九百二十五年度の豫算は形式上二十八億三千萬マークにて平衡を得て居る。然れども、此平衡は聯邦補給金及租稅にて四億一千七百萬マークの增收見積を包含することによつて技術上達せられたに過ぎない。不足は行政費に於て一億四千八百五十萬マークの增加と、國營事業よりの純收入に於て八千九十萬マーク及純租稅收入に於て、一億八千八百十萬マークの減收ある結果である。行政費の增加は、俸給賃銀に於て一億七千萬增加されしによるが、但し此內二千萬マークは保留する豫定であつた。減收を來したる國營事業は森林及鑛業に於てゞある。

議會の豫算審議

議會は政府の豫算提案に對し審査討議に非常なる時日を要し年度末に近き二ケ月以內に於て漸く千九百二十五年度豫算を決定するに至つた。其は原豫算とは全く異なつたものである。而して同年度に於ける實際收入は千九百二十四年に對する見積が殆んど變更なしに繰返されたのである。原豫算に於ける租稅收入總額は千九百二十五年度も同樣であるが非常なる增收を得たのである。變更したる千九百二十五年度豫算にては一般財政管理上の歲入は原案の五十三億九千五百萬コークなるに對して七十二億二百萬マーク多額である。關稅及國產稅は七億六千萬マークにして原案に比較して七億一千一百萬マーク多き十八億五千九百五十萬マークである。これに千九百二十四年度剩餘金二億七千六百五十萬マークと賠償に擔保したる歲入の保留より一億四千六百萬マークとが加はるのである。經常部經費は失業救濟及恩給の爲に內務及勞働省にて非常なる增加を來し各國家及都市への補給金は二十四億八千六百萬マークとなし一億四千八百萬マークを增加した。歲入歲出の豫算總額は左の通りである。

原案より增額

經常部	七、三六四、八四〇、〇〇〇マーク	一、八五〇、九五〇、〇〇〇
臨時部	七二一、二〇〇、〇〇〇	二八七、八九〇、〇〇〇
計	八、〇八六、〇四〇、〇〇〇	二、一三八、八四〇、〇〇〇

租稅輕減運動

獨逸の租稅負擔は非常なる過重の狀態にあるを以て之を減額せんとする運動に就ては前にも記述せしが、其後此運動は依然として尙繼續しておる。獨逸民主黨は(他の理由より)工業人民黨と殆んど同一の立場を取つておる。彼等は議會に事業上の過大なる課稅に反對する運動を引入れた。彼等は、次の數年間は歲出を或一定限度に制限し、奢侈販賣稅は旣に十五パーセントより七・五パーセントに減額されたるを更に廢止せんとし、會社の資本投下、株式移轉等に對する資本取引稅を更に一層減額せんとする豫算基礎法を要求した。又民主黨は財政的に獨立せる帝國郵便は歲出豫算に對し一年一億乃至一億五千萬マーク拂込むべきものなることを主張した。

租稅負擔と國民所得

以上の如く減稅運動の喧しきに對して、獨逸國民の租稅負擔狀況に就て觀るに、之に關しては國民所得との關係を考慮することが便宜である。千九百二十四年三月ルーテル博士は獨逸の國民所得を二百五十億マークと計算した。而して此計算は其後長期間獨逸の內外に引用せられしところなるが最近に於ては三百乃至四百億であると見積らるゝに至つた。

然るに奇妙なることにはクズンスキー氏が獨逸大藏省の發行したる記錄を利用し、千九百二十五年二月十三日に「財政時報」に發表して、獨逸の國民所得を五百二十五億とせしことに就ては餘り注意を引いて居ない。此の記錄は千九百二十五年一月十九日の日附にして十パーセントの賃銀所有稅を根據となし、最低生活費及獨逸の家族數に對する減額をなして、賃銀俸給の總額を計算したるものである。大藏省の記錄は左記の章句を包含しておる。

「獨逸に於ては賃銀稅を納付する人は總計二千一百萬人ある。而して七百萬人は其等の所得稅の支拂を增進すべき責任が

ある。現在獨逸帝國は約六千三百五十萬の住民を有するが故に家族員に對する減額は所得稅納附者一人につき一・二七パーセントとなる。租稅免除の最低額を超過する賃銀に就ては 10−1.27＝8.73 パーセントの租稅と云ふことになる。俸給及賃銀所得より得る所得稅額は千九百二十四年十一月に於ては一億一千九百七十五萬マークであつた。而して俸給及賃銀につき十一月を標準としたる年額は十四億三千七百萬マークである。租稅の支拂額は其收入より平均八・七三パーセントまで資源を減ずるが故に年所得は $\frac{1.437\times100}{8.73}=16.473$ 百萬マークとなる。これに各納稅者につき一ケ月平均五十マークに達する免稅所得を加へなければならない。即ち此は $50\times12\times21$ 千萬＝12,600 百萬マークとなり、賃銀稅を附加せらるゝもの、總收入は二百九十億七千萬マークとなる」。

大藏省は賃銀所得者にあらざる七百萬の納稅者の所得を計算して居ない。

クズンスキー博士は彼の計算の根據を十二月に於ける賃銀稅收入額一億二千六百三十二萬マークとなし、これにより賃銀稅納附總人員の所得額として三百三十億に到達したのである。此關係に於て、彼は右計數中には、徒弟、使ひ子供及農業勞働者の賃銀所得者につき彼が總所得を二十億マークと見積りたる額を包含して居ないと云ふことを話した。斯して俸給及賃銀は總額三百五十億に達することゝなる。彼は更に七百萬の非賃銀所得者たる工業、商業、美術家、農家等の平均收入を賃銀所得者の平均千五百マークなるに對して一年二千五百マークと見積つておる。故に此種に屬するもの、總所得は百七十五億マークとなり、獨逸の國民所得はこれに依つて總計最低五百二十五億マークになるとのことである。

クズンスキー氏の理由は甚だ注意すべきことにして彼の見積りに對して批評の餘地がない。千九百二十五年中に於ける基數の狀態を見ることが甚だ有利なることである。賃銀所得稅の收入は百萬マークを單位として左表の通りである。

一　月	一二六、一	三　月　一二七、〇
四　月	一二六、一	六　月　一三二、〇
七　月	一一九、二	九　月　一二〇、四

一月より九月に至る平均は一二五、一にして之を基礎とする一年間の所得は一、五〇一・二百萬マークとなる。

減額を示しておる月は一部は氣候の關係にして他の一部は時局の關係と見る事が出來る。然るに九月は又もや增加してお

る。玆に獨逸に於ける年々の俸給賃銀勘定が三百乃至三百五十億マークの間にあると云ふことを疑ふの餘地はない。賃銀所得者以外の者より集められたる所得稅は、賃銀所得者の總所得額は百五十億乃至二百億マークより以下でない樣に見える。斯くして千九百二十五年度の獨逸の國民所得は、人口一人當八百マーク、總額約五百億マークでなければならないと云ふ結果に到達するのである。

これらの計數を如何にして戰前の國民所得と比較すべきか。ヘルフエリツヒ博士は彼の有名なる著書「獨逸國民繁榮」にて千九百十三年の獨逸に於ける一人當所得を六百四十二マークと計算した。若し吾人にして獨逸の金價値が千九百十三年の一〇〇より千九百二十五年の一四〇に昇騰せしことを考慮するなれば此六百四十二マークは今日の九百マークに相當することゝなる。故に獨逸に於ける現在の眞所得は戰前の約八十九パーセントを形式することゝなる。此の結果はヒルシ博士が千九百二十五年十一月のエコノミストに於て集計したる記述にて與へらるゝ獨逸の生產計數によつて確めることが出來る。これに依れば農業生產物は殆んど戰前の標準に達したるも工業生產物の數種の重要なるものは百六十六パーセントまで增加せし褐炭の生產を計算より除外せば八十六パーセントより百六パーセントの間を上下しておる。而して戰前及戰後に失ひたる外資及投資利子の消失したることより計算せば一人當り收入が十一パーセント減少したる樣に見える。中產階級の生活程度の非常なる低下は農業狀態の進步と又通貨膨脹の原因よりして、其の負債を一掃するに成功したる者の狀態の進步とにより大部分平衡された。

千九百二十四年度に於て獨逸中央政府は、租稅として七十三億一千二百萬マークを徵收した。地方政府によつて徵收された る明確なる數字は判明せざるも、そは八億マークを下らさることは確實である。斯くして總租稅收入は八十一億マーク以上ではなかつた。本年度に於て此收入は恐らく幾分高く先づ九十億マークと云ふことが出來ようか。此額は獨逸の國民所得の約十八パーセントに相當する。英國に於て一般に引用せらるる此の計數は二十一パーセントである。故に獨逸は英國よりも幾分低率に課稅されて居る樣である。此關係に於て千九百二十四年度の決算は七億マーク以上の剩餘金を生じたること（年度末に非常に多額なる經費が豫算に課せられたる事實あるにも拘はらず）と本年度最初より六ケ月間は又數億マークの剩餘を得て

居ることを注意することは興味あることである。これらの剩餘金は銀行の中介によつて貸出さるゝ信用形式を以て貿易及產業に一時利用せられた。

千九百二十五年度の財政歸結

千九百二十五年に於ける獨逸聯邦、各國家及都市の財政狀態は良好であつた。聯邦の租稅は些少ながらも輕減されたるが其の重なる變更は、少額所得者に對する所得稅の輕減と、販賣稅を一パーセント輕減したることであつた。千九百二十四年度に對する一般行政豫算は八億九千二百萬マークの剩餘金を得た。千九百二十六年度歲出豫算は七十九億一千九百六十萬マークと見積り此內七十一億一千八百五十萬マークが經常部に屬する。國家及都市への補給金は二十三億三千七百三十萬マークと計算し、內國軍事負擔は二億九千八百四十萬マークにして賠償支拂金は六億三十萬マークである。經常歲入は七十四億一千二百八十萬マークと定め、此內二億二千萬マークは千九百二十四年度の剩餘である。臨時歲入は六百八十七萬マークにして總計七十四億一千九百七十萬マークである。

聯邦の債務は千九百二十五年十一月三十日現在に於て二十八億九千五百萬マークより二十四億二千萬マークに減少した。此の計數は債務評價負擔を包含してゐない。七月の法律にて聯邦、各國家及都市の紙幣マーク公債は若し現所有者が千九百二十年七月以前に收受せしなれば一般に其原金價の二・五パーセント若くは一二・五パーセントにて切下げられたのである。

千九百二十五年度に於ける獨逸の歲入は豫算よりも少し超過した。然れども豫算は年度中に增加されたのであつて、原案は六十三億四千三百七十五萬マークであつた。租稅率は之を變更せしが爲に豫想と實際と比較は只表面上のものに過ぎない。左に之を表示する。

	實際收入（帝國マーク）	豫　算（帝國マーク）
凡ての租稅（臨時をも含む）	六、八五六、一〇三、四一三	六、七七〇、五〇〇、〇〇〇
財產及事業稅	四、八九二、三六三、二九六	四、九一一、〇〇〇、〇〇〇
右の內		
所得稅	二、一七〇、〇〇〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇、〇〇〇
〃　資本	八二、四二六、六八〇	三五〇、〇〇〇、〇〇〇
〃　其他	八〇三、三四六、三〇八	一、三二〇、〇〇〇、〇〇〇
會社	一八六、五〇三、九九六	三二五、〇〇〇、〇〇〇
〃　財產稅	二七〇、四三九、〇二一	六〇、〇〇〇、〇〇〇
販賣稅（一般）	一、三三八、三〇四、九三六	一、八五九、五〇〇、〇〇〇
鐵道交通稅	三一八、一〇五、三五一	一、七三五、〇〇〇、〇〇〇
臨時稅	五九、八七八、一〇三	一二四、五〇〇、〇〇〇
關稅及國產稅	一、九六二、七八七、二一四	五〇〇、〇〇〇、〇〇〇
此の以		五八〇、〇〇〇、〇〇〇
管理したるもの、收入	一、八五一、四五四、四三七	二四五、〇〇〇、〇〇〇
管理せざるもの、收入	一一一、三三二、七七六	二六〇、〇〇〇、〇〇〇
管理せし租稅收入及豫算		二五〇、〇〇〇、〇〇〇
關稅	五九〇、四四一、五三一	
煙草	六一五、八一一、五七二	
砂糖	二三六、一九七、五〇〇	
ビール	二五五、九一二、七〇八	
酒精	一五三、〇九一、一二三	

財產稅の少額なりしは、負債評價法による賦課を覆へしたる一部分の減額によるのである。關稅が超過したるは一部は輸入の增加により一部は千九百二十五年の少額關稅による稅を增加せしによる。此は原案は三億五千六百五萬マークなりしが實際收入は約七十パーセント增加した。資本市場の不活動と事業の沈滯とは、會社の破產、取引所の取引及豫定額を收入すべき證券稅に於て現はれて居る。管理されざる國產稅收入は又豫算額よりも少かつた。故に歲入の增加は

主として所得稅及關稅より得たのである。尙千九百二十五年度に於ける獨逸聯邦、各國家及自治都市の租稅收入狀態に就て大藏省調査によるに左の如くである。

國、州、自治體、地方團體、地方團體組合全體の租稅收入を合算すると一九一三年に四十億マルクの金額を表してゐたが、一九二五年には百五億マルクに達してゐる。即ち租稅收入が戰前よりも六十五億マルクだけ增加したのである。故に人口一人當り租稅負擔額を算定すると實に一九一三年に七〇・二麻なりしものが一九二五年には一六九・二麻に上り、約一四一%だけ增加した結果となるのである。

人口一人當り租稅負擔の戰前戰後の數字を比較するに當り物價騰貴に基く貨幣の購買力の減少をも注意する必要がある。然し物價騰貴は租稅負擔膨脹の一原因なるに止まり、その主原因は戰時中及び戰後に於ける臨時費の激增に之を求めねばならぬ。就中重要なるのは賠償金支拂なる對外的戰爭負擔と戰爭參加者其家族及び遺族に對する支出なる對內的戰爭負擔とである。尙福利施設費、失業者救濟費の膨脹は戰前に於ては想像だにしなかつた事實であらう。

以上は經費の膨脹に基く租稅負擔の激增であるが他面に於て公企業收入の激減せし事、特に從來の好財源たりし鐵道收入が消滅せし事も考慮に入れる必要がある。此れ等の原因が相合して租稅負擔の過重を來たし、從來の租稅は極度まで之を訴求し盡し、更に不足額を新稅によつて補ふと云ふ結果となつたのである。

實際數字について見る、一九一三年に比し一九二五年の租稅の增加せし額は六十五億マルクに上つてゐる。その中四〇%即ち二十七億マルクは二大新稅たる家賃稅と取引稅とによつて補つてゐる。舊稅の齎す所を見れば所得稅に於て十億マルク內外の增加、煙草稅の五億六千四百萬マルク、上地建物稅四億四千五百萬マルク、營業稅の三億九千百萬マルクの增加があるに過ぎない。要するに所有稅の中で最も多く膨脹したのは營業稅であつて約三倍、消費稅では煙草稅が首位を占め約十一倍と云ふ增加率である。六十五億マルク增收の結果として總收入中で各租稅の占むる地位に變動を生じたのである。第一位を占むるものは依然として所得稅にして收入額十四億マルクより二十五億マルクに增したるに拘らず、割合に於ては戰前の三分の一より一九二五年の四分の一に下つてゐる。土地建物稅は一九二三年には第二位なりしものが、一九二五年には其の地位を新稅たる取引稅及び家賃稅に讓り第四位に落ちてゐる。

第五位は煙草、稅其次は營業稅である。此等の六つの租稅即ち所得、取引稅、家賃稅、土地建物稅、煙草稅、營業稅を合すると、純租稅收入(關稅を除く)の七〇%を占むる事となる、此等の租稅に對照すると財產稅、土地獲得稅、運送稅、運搬具稅各種の消費支出稅は徹々たるものである。

比較を便する爲めに此等の租稅を國がとるか州が取るか地方團體が收めるかと云ふ點には何等觸るゝ所なく論じたのである。然るに一九二〇年及び其の後の財政改革の重心と云ふのは國、州、地方團體の何れの課稅主體が何れの稅源を補へるかと云ふ點にも存してゐたのであるから此方面を看過してはならないのである。

國は一九一三年に十六億マルクの租稅收入を有し、その大部分は關稅及び消費稅(火酒稅、砂糖稅、煙草稅)にして、租稅總收入の各々四〇%合計八〇%を占めたのである。直接稅の方面の財源は臨時財產稅を一度課した事を除けば專ら之を州及地方團體に讓つてゐたのであつた。然るに一九二五年の國の租稅收入額四十三億マルクについて見るに、關稅消費稅の兩者を含するも僅にその半額に達しない。

結局國は新稅たる取引稅によつて租稅收入の四分の一を得、更に財政改革により所得稅、財產稅を其の手に收め、以て直接稅方面より收入を仰いでゐる譯である。州の租稅收入額は—ハンザ都市を除けば—一九一三年に於ては七億八千百萬マルクなりしが一九二五年には二十四億マルクに上つてゐる。戰前に於ては所得稅財產稅の二稅が首位で在り、一九一三年の如きこの二稅のみにて租稅收入額の四分の三を占めてゐた樣である。一九二五年に於ては州に殘されてゐる所得稅は單に四〇%に過ぎない事になつたが、他方に取引稅家賃稅より可なりの分前を受け、更に從來地方團體に屬せし收益稅(土地建物稅及營業稅)を其の手に收め優に其の缺陷を補ふ事が出來たのである。地方團體を見るに一九一三年には十五億マルクと云ふ國と同じ樣な租稅收入を有し、その收入の半額によつて之を支辨したのであつた。而して約四〇%は土地建物稅及び營業稅なる收益稅で補つたのである。一九二五年には地方團體の租稅收入額が三十二億マルクに上り其の三分の一は所得稅、次の三分の一は收益稅、最後の三分の一は取引稅及び家賃稅に對する分前より支辨する事になつてゐる。要するに國は州及び地方團體が戰前に有せし所得稅を其の手に收めたのであるが州及び地方團體は二種の新稅を起す事によつて差引失ふ所がなかつたのである。州では所得稅が依然第一位を占め家賃稅之に次ぎ收益稅が第三位に存してゐる。地方團體に於ては財政改革の結果所得

税が減じ收益税が増してゐる。地方財政の立前も從來はその調節を專ら所得税にまかしてゐたが、國について見るに取引税が第一位にして煙草税が之に續き更に關税と云ふ順序となつてゐる。第四位は火酒税第五位は所得税である。

以上獨逸の租税收入を戰前一九一三年と戰後一九二五年との二期に分ち比較したのである。一九二六年に於ては一九二五年と多少相違がある。然し大體に於ては一致してゐる。

獨逸の純計豫算

次にチェツセン氏の調査にかゝる千九百二十五年度獨逸の純計豫算は非常に參考とするに足るを以て左に其の大要を掲ぐ。

チェツセン氏は獨逸の經常部豫算を例にとり、その戰前千九百十四年の數字と千九百二十五年の數字とを比較してゐる。單純なる總計豫算以外に更に統計豫算を掲ぐべしとの主張に基き、各部門に應じて純計豫算を次の如く算定したのである。

獨逸の經常部豫算

（百萬マルク單位）（△印不足）

		一九一四年度			一九二五年度			
		收入	支出	剩餘	收入	繼續的支出	一時的支出	剩餘
A 財務行政	一般財務行政	二、二六六・〇	一八四・〇	＋二、〇八二・〇	五、三九四・六	二、五五四・六	二六・八	＋二、八一三・二
	大藏省	二・〇	四八・〇	△四六・〇	五〇・一	三七八・六	一九・九	△三四八・四
	計	二、二六八・〇	二三二・〇	＋二、〇三六・〇	五、四四四・七	二、九三三・二	四六・六	＋二、四六四・九
		支出	收入	剩餘	繼續的支出	一時的支出	收入	剩餘
B 行政　I 中央行政	大統領	—	—	—	—	—	—	△〇・三
	參議院	—	—	—	—	—	—	[illegible]
	議會	二・二	—	△二・二	五・五	〇・一	〇・〇一	△五・五九
	内閣	〇・三	—	△〇・三	〇・四	〇・一	—	△〇・五
	會計檢査院	一・三	—	△一・三	二・〇	—	〇・〇一	△一・九九
	小計	三・八	—	△三・八	八・二	〇・二	〇・〇二	△八・三八
II 外務行政	外務省	二一・一	一・三	△一九・八	四〇・一	二・三	一六・一	△二六・三
	植民省	二六・九	△二五・四	—	—	—	—	—
	小計	四八・〇	二・八	△四五・二	四〇・一	二・三	一六・一	△二六・三
III 内務行政	内務省	一三〇・〇	—	—	一二六・九	八・〇	一・七	△一三三・二
	被占領地省	—	—	—	六・四	一・三	〇・三	△七・四
	經濟省	—	—	—	六・五	三・九	〇・八	△九・六
	臨時經濟院	—	—	—	〇・六	—	〇・〇四	△〇・五六
	勞動省	—	—	—	三一八・四	〇・四	一・〇	△三一七・八
	農務省	—	—	—	三・四	一・四	〇・二	△四・六
	復興省	—	—	—	—	—	—	—
	司法省	二・八	一・四	△一・四	八・三	—	一一・二	＋二・九
	交通省	—	—	—	七八・八	三九・三	二四・八	△九三・三
	遞信省	—	—	—	〇・〇三	—	一・八	＋一・七七
	小計	一二二・八	二六・四	△九六・四	五三九・三三	五四・三	四一・八四	△五五一・七九
IV 陸海軍		一、七〇五・〇	二五・〇	△一、六八〇・〇	四六〇・二	八一・〇	七・二	△五三四・〇
V 恩給		一四五・〇	—	△一四五・〇	一、二〇二・〇	—	—	△一、二〇二・〇
計		二、〇二五・〇	五五・〇	△一、九七〇・〇	二、二五〇・〇三	一三七・八	五五・一六	△二、三三二・六七
C 公債		二五四・〇	一一六・〇	△一三八・〇	一四四・九	—	三・五	△一四一・四
D 平和條約履行		—	—	—	一四五・〇	一六・〇	一六一・〇	—

E官業	一九一四年	遞信省	△二〇〇			
		印刷局	一〇〇			
		鐵道エルザス・ロートリンゲン	一三・〇			
		計	九三・〇			

財務行政、政務行政、公債、平和條約の履行及官業の五つにつき、純支出又は純收入に屬する數字即ち純計豫算を計上すると次の如き結果を得るのである。

	一九一四年		一九二五年	
A財務行政	△二〇・〇	+ 六二・〇	—	—
B政務行政	+ 二・〇四＋億	+ 三四・〇	+ 二・四七＋億	—
C公債	△一・九七	+ 一〇・一	△二・四七	—
D平和條約の履行	△〇・一四	—	△二・三二	—
E官業	+ 〇・〇七	—	+ 〇・一四	—
			△〇・〇〇	—

一九一四年と一九二五年との兩年に於て、支出行政が幾何の純支出を必要とし、收入行政は幾何の純收入を齎したるか、而して兩者の關係如何はこの純計豫算によつて始めて一目瞭然となるのである。これ單純なる總計豫算の傳へ得さる所である。（經濟論叢第二十二卷第四號所載）

獨逸の鐵道財政

獨逸の鐵道財政は賠償問題に關連して大いに注意するの必要がある。而して其營業開始時たる千九百二十四年十月一日より千九百二十五年十二月三十一日迄に至る鐵道會社最初の報告は左の如く滿足すべきものである。

作業收入
旅客事務　一、七一〇、九九二、九八四マーク
貨物事務　三、五三六、八八八、六三〇
其の他の收入　四二〇、八〇〇、九〇六
計　五、六六八、六八二、五一九

作業費（人件費）
役員俸給　一、三〇〇、五七七、〇三〇
傭人及作業勞働者費　四三〇、四二七、五七四
永久鐵路工夫給料　一七二、九〇一、八四五
工場勞働者給料　三二九、七三七、六九六
恩給其他　四九三、五一三、四三八
其の他の人件費　二八七、〇五二、六一一
計　三、〇一四、二一〇、一九四

作業費（物件費）
器具及作業用物件　五四〇、一七七、六〇五
維持及修繕（建造物）　六〇六、九一三、六四三
機關機械の維持修繕　五七一、二〇二、五九〇
其他の支出　一一七、四一五、三三八
計　一、八三五、七〇九、一七六

總剩餘金　八一八、七六三、一四九
賠償公債費　三九九、三〇八、八六〇
法定積立金　一一三、三七三、六五〇
作業權の消滅に對する保留益　一五〇、〇〇〇、〇〇〇
純利益　一五六、〇八〇、六三九
共和國にて發行したる株式に對する配當七パーセント　二、九六五、六六七

繰越金

ドーズ案實施狀況

獨逸の財政は、聯合國に對する賠償の實行に重大なる關係あるは勿論である。故に其經過を知ることも亦緊要なることである。而して之に關する第一回の報告書はドーズ案實行期間たる千九百二十四年九月一日より二十五年八月三十一日迄の十二ケ月間に於ける結果に就て記述せしものなるが、此は賠償支拂總代表員より發表された。而して此は「獨逸は現在定められてある賠償責任を充分に果しつゝある」と云ふ賠償委員會より發したる前回の公報が引續き正確に其實情を現示しておると云ふことを物語るものである。ドーズ委員會は外債の募集と又鐵道公債の一部の利息（二億）よりなる總額十億金マークの支拂を第一年に獨逸より受くることを注視しておつた、而して其の實際の貸借對照表は左の通りである。

第一年目の收入及支拂表　（金貨に換算したる計算による）

收入	百萬金マーク	支拂	百萬金マーク
獨逸外債の募集より引去りたる額（一九二四年）	二〇〇・〇	各聯合國への支拂	七八九・〇
鐵道公債利子	〇・五		
爲替相場の差額及利子領受額			
		經費	
		賠償委員會	五・六
		ライン高等委員會	九・四
		陸軍統制委員會	七・七
		海軍統制委員會	〇・七
		以上合計	二二・八
		ダニーブ歐洲委員會	〇・二
		獨逸外債事務	七七・五
計	二〇〇・五	計	八〇〇・〇

獨逸は十二ケ月間德義的支拂停止の恩典に浴した。總支拂額の五分の四は他國より借入れたる金を以て用意した。次年には獨逸は鐵道公債、工業債券の利子及鐵道株賣却に依つて十二億二千二百萬金マークを生み出さなければならない。其內國資源は今後四年間每年二十五億金マークの支拂額の基準が達せらるるまで非常に擴大したる程度にて引出さるゝことであらう。各主要國の受領せし賠償の價値を種別すると左表の如く重要なる事實を發見する。（單位百萬金マーク）

	英國へ	佛國へ	伊太利へ	白耳義へ	四ケ國計
賠償恢復法の計算によるもの	一五五・二	二五・一	—	—	一八〇・三
陸軍、徵發其他の費用〃	三〇・二	—	—	—	—
染料其他の引渡及物件受領〃	四・五	一四四・二	二〇・七	一五九・一	一五九・一
計	一八九・九	二二七・三	七二・八	三六五・〇	七四〇・四
		三九六・六	九三・五	七四〇・四	

他の聯合國へ種々交付したるもの、價格は四千八百六十萬金マークに價し、之に種々なる委員會及外債費（前對照表に於けるが如く）と合して總支拂額は八億九千三百四十萬金マークとなる。聯合國箇々の信用額について、佛國は五十パーセント、英國は二十四パーセント、伊太利は七・五パーセント、白耳義は十二パーセント、其の他の聯合國は六・五パーセントを受領した。昨年一月のパリー條約にて米國は他の各國の取分に應じてこれら各國より支拂はるゝものとして賠償受領額の二・五パーセントを取得することになつておることを留意しなければならない。前記四大受領國について總額の四十九パーセントは物件交付による計算として、六・五パーセントは占領費其他に又二四・五パーセントは種々なる賠償恢復法により生じたのである。（英國の場合に於ては總額の五分の四以上が此種のものに由來する）。以上を要するにドーズ案の第一年目は計畫通りに著しき軋轢なくして進行したと云ふことが出來る。此滿足するべき成行は獨逸通貨の安定と豫算の均衡とを齎した。外債の募集は獨逸の經濟界に吸收せられ、通貨の膨脹もなくして一年間に於ける引渡の豫定を處理するが爲に使用された。ドーズ案

賠償支拂局管理費及鐵道費前渡金割引額　三・九
保有現金（一九二五、八、三一）　一〇七・〇
　　一、〇〇〇・五

により設立されたる引渡委員會は其作業を組織する機會を得、そして一年間の經驗に基き、必要なる試驗的先例を設けた。將來は獨逸が實際計畫したる割合にてそれ自身の資源より支拂を繼續し得るや否や及後年爲さるべき一層大なる引渡が實際受領國側に於ける貿易利得を不當に破壞することなくして成就され得るかと云ふことが問題である。

千九百二十五年度末と戰前との財政比較

これより千九百二十五年の財政狀況につき說明を補足することにする。

大藏大臣は千九百二十六年三月現在と戰前との財政比較を發表した。此比較は兩者を同一根柢に置くの趣旨により二重登記及國家及都市に對する補給金並に國營企業の財政を除外してゐる。これら凡ての事項に於て種々異なれるもあるが爲に、これまで比較的近き數字を得ることすらも困難としておつたのである。此記錄は千九百十三年に於ける國家行政及公債費に對する諸支出を二十六億七千二百萬マークとなし、千九百二十五年度分は四十九億四千二百萬マークとしてゐる。國防費は二十億六千二百萬より七億四千三百萬マークに低下し、公債費は二億二千六百萬より三億八百五十萬に增加してゐる。戰爭及軍事作業より生ずる直接の經費を省略せば千九百二十五年度豫算は僅かに二十六億一千九百五十萬マークにして此は行政、國防及公債費を包含しておるが故に以上三種の目的に對しては千九百十三年度のそれと殆んど同額となつてゐる。

租稅低減

租稅低減運動は引續き行はれ、其成案が最後に決定せしところによるに、內閣原案にて豫定せし五億五千萬マークなるに對して、千九百二十六年度は三億六千萬マークに達することゝなつた。販賣稅は一パーセントより原案の〇・六パーセントなるに對して〇・七五パーセントと決定した。奢侈販賣稅は全部廢止してシヤンペンにのみ一瓶につき一マークの租稅を賦加することにした。鹽稅は又廢止し、ビール稅の增加は千九百二十七年一月一日迄延期した。原案によるに、此增加は四月一日より效力を發生することになつておつたのである。會社合同に對する課稅は、政府の計畫通り採用せられ、小所得財產稅の減額提案は若し千九百二十六年度收入が四億マークに達しない場合(千九百二十五年度豫定收入は三億五千萬マークであつた)には不足額だけ賦課さるゝことゝなつた。前に賦課したる租稅の七十五パーセントのみが千九百二十五年度分に就ては前述の分より非常に少くなつてゐる。此は提出豫算と確定豫算との關係ではあるまいか。充分此の邊の事情を明にすることが出來ない。

千九百二十六年度提出豫算

次ぎに千九百二十六年度の獨逸提出豫算に關する細目を參考の爲に揭記するが千九百二十五年度分に就ては前述の分よりることになる。

一般行政豫算　(單位帝國マーク)

	一九二五年度	一九二六年度
經常部		
歲入	六、六八九、一五六、二三二	七、四一二、七八六、八八三
此內租稅收入	六、五六九、二五五、七八四	七、二五五、〇六〇、〇〇〇
再現經費	六、二五八、九三三、九九八	七、一六四、一九一、四三三
此內		
外務	四四、五五三、三〇〇	五五、〇四六、二〇〇
內務	二一二、六一一、二四九	二一、三〇八、三九二
勞働	四二八、二九七、〇五三	三八一、七二二、五七三
國防	四六七、三一三、六〇〇	五五九、七五六、二四〇
通信	七八、八九八、七七六	九三、二八三、〇二五
恩給基金	一、三五七、〇八四、七七六	一、五五五、四八五、〇〇〇
公債事務	一八二、三三八、五三五	二五九、一六五、五二三
財政省	三八〇、八三五、九六〇	四三一、五一〇、五五三
一般財政管理	三、〇六二、三〇三、八七九	三、七二五、一七五、一二六
非再現經費	四一三、一七〇、〇五〇	二四八、五九五、四五〇

經常部計	入	六、六七二、一〇四、〇四八
臨時部	歳入	六〇三、二五九、二四三
	歳出	三一五、三二七、一九四
	此中一般財政管理より	四三五、八〇二、四九四
	歳出	七、二九二、四一五、四七五
	經常部臨時部歳入計	七、一〇七、九〇六、五四二
	經常部臨時部歳出計	二〇〇、七九一、一九〇

戰爭負擔の豫算

經常部	入	二四二、六四九、七八〇
	歳入	二三八、七七七、一一〇
	此中一般豫算より	二一八、七五六、五〇〇
	再現經費	二三、八九三、二八〇
	非再現經費	二四二、六四九、七八〇
	經常費計	
臨時部	入	一、二八五、八五九、〇〇〇
	歳出	一、二八五、八五九、〇〇〇
	經常部臨時部歳入計	一、五二八、五〇八、七八〇
	經常部臨時部歳出計	一、五二八、五〇八、七八〇

内務經費の減少は特別警官保護の爲に千九百二十五年度に計上せし一億九千萬マークを削除したるによる。恩給費の增加は千八百萬が文官に一億八千萬が軍事恩給に關してである。一般財政管理の總額三十七億二千五百萬の經費項目は聯邦內國

家及自由都市に對する補給金二十三億三千七百萬を包含せるが、此は前年度は二十二億一千萬であつた。臨時部の一般管理歳入は事更凡て經常部剩餘金より生ずるものである。戰爭負擔の豫算中の臨時經費に就て十二億一百六十萬は千九百二十四年ロンドン協約の實行に要するものである。

ブロシアの千九百二十六年度豫算

内閣にて決定せし千九百二十六年プロシアの豫算は三十三億二千二百萬マークにて均衡を得て居る。此中歳入の三十一億四千四百二十七萬六百九十七マークは經常部にして一億七千八百六萬一千マークは臨時部である。又歳出側に於て三十億三千二百四十六萬八千七百七十八マークは經常部にして二億八千九百八十六萬二千九百十九マークは臨時部である。

森林省の計算によるに其純利得は七千七十一萬マークにして前年度よりも千三百九萬四百マーク多く、國有地純利得は一千六十萬八千マークにして前年度よりも二億八千七百七十萬マーク少なく、鑛山及製造設備にては一千六萬七千一百マークの不足を示してゐる。

千九百二十六年度の追加豫算

千九百二十六年度の追加豫算は通常及特別豫算兩者とも非常なる增加を示してゐるが、之が爲に豫算總額の增加は七十六億マークより八十四億マークに及んでゐる。

	百萬クマー
通常歳出	
再現	一〇五・四
非再現	一二三・八
計	二二九・二
臨時歳出	五七二・五
合計	八〇一・七

斯の如き超過歳出の大部分は經濟的危機に原因しておる。そして特に失業救濟手段、酒類釀造者及其の他の利害關係者への信用、住宅及國内移住に關する費用等に對して然りである。勞働省は住宅に對して二億マーク、殖民の爲に五千萬マーク及失業救濟として六千萬マークを要求しておる。そして一億一千一百萬マークが産業秩序恢復促進の爲に、鐵道企業合同に貸與することを必要としておる。此は又失業救濟計畫の一部を爲しておる。追加通常豫算は全部公債なしに賄はれる。關稅收入の增加は、他の租稅收入の缺陷を補ふて尙九千萬の餘裕あり、鑄貨の利益は豫算よりも九千二百五十萬多い。以上は千九百二十四年度及二十五年度よりの剩餘金より、豫算よりも多きこと三千二百萬マークと更に些少の歳入超過とを加へて前記の二億二千九百萬に充當されるのである。追加特別歳出は公債を以て充當される。借入總額は原豫算の不足額二億九千三百八十萬マークを加へて八億六千六百三十萬マークとなり、又鐵道企業合同への前貸金一億萬マークを加算すれば九億六千六百三十萬マークとなる。第三賠償年度に於ける賠償義務は賠償委員長と最後の協定を遂げたる後に左表の如く定めた。

（單位百萬マーク）

豫算より	四一〇・〇
保留基金	八〇・三
計	四九〇・三
運輸稅	二九〇・〇
鐵道企業	五五〇・〇
工業	二五〇・〇
合計	一、五八〇・三

千九百二十六年度決算

千九百二十六年度の歳入歳出決算は左表の通りである。（單位百萬マーク）

通常豫算	
歳入	
租稅收入	七、一七三・七
管理收入	三九三・二
計	七、五六六・九
歳出	
一般行政費	四、五〇四・四
賠償金支出	四三二・九
聯邦内國家及自治都市への補給金	二、五三二・五
計	七、四六九・八
剩餘金	九七・一
一九二四年及二五年の剩餘金繰越	四〇〇・二
總剩餘金	四九七・三
特別豫算	
管理收入	一・九
一九二七年五パーセント公債より	二二九・四
計	二三一・三
一般行政費	四三七・三
賠償金支出	一一六・九
計	五五四・二
不足金	二二二・九

右算出當時未拂になつておる債務を償還したる後に千九百二十六年度の實際剩餘金は約二億マークと見積られた。

ブロシアの財政歸結と聯邦租稅制度の單純化

又三月三十一日を以て終了する財政年度中に於けるプロシアの歳入は總計二十六億七千九十萬マークにして歳出は二十七億五千七百十萬マークである。聯邦財政省は租稅制度の單純化の爲の方法を立案した。それらの共和國との財政的關係に就て今年度の假定的規則の條件は、聯邦內國家及都市にとつて歳入上重要なる資源である、所謂「眞實なる租稅」を低減すると云ふことである。これらの「眞實なる租稅」は從前は土地建物及產業上の諸稅なりしが之に通貨安定後家屋利得稅が加へられた。通貨下落による地主の抵當負荷の輕減より生ずる利益たる地主の貯蓄の一部に對する課稅は、公共的目的殊に新住宅の建造を賄ふが爲に採用されたのである。此改正は統一的課稅制度を定めて居る。現在產業稅賦課の根柢は各國に依つて異なり或國は利益に或國は資本に又或國は支拂賃銀を基本として居る。

聯邦政府の大藏大臣コーレル氏は次月以降は新公債を發行しない計畫であると宣言した。コーレル博士は一〇パーセント資本所得稅の改正若くは廢止を豫示した。此變更は本國納稅人の關する限り歳入を減少することはない。何となれば此租稅は單に其の稅源に於ける徵收上の便宜手段であるからである。砂糖國產稅を減少し、砂糖輸出稅を增加せんとするの案は議會に提出された。酒精に對するヘクトリツトル稅は國家の酒精獨占の政策に關連して增加さるゝことになつた。

既に約束せし租稅制度の單純化は、販賣稅を含む凡ての直接稅に對して、同一財政當局より凡ての租稅を一つの告知書に於て賦課する樣に單なる命令中に構成されることになる。聯邦國家の產業及土地稅を規定する聯邦案が又發表された。

獨逸の租稅歳入

次ぎに租稅歳入につき詳說せんに千九百二十六年度の歳入は約五億マーク豫算よりも超過し千九百二十五年度の實收は豫算よりも八千六百萬增加したのであつた。千九百二十六年度豫算は六十六億八千五百萬にして其の實際收入は七十一億七千三百七十萬マークであつた。而して千九百二十五年度豫算は六十七億七千五十萬、其の實收額は六十八億五千六百萬であつたのである。斯の如き結果は、過去の財政年度中は餘り產業界の景氣良好ならず、重要なる販賣稅が輕減せられ、そして豫想よりも少なく收入し、又財產稅は千九百二十五年度に於けるが如く三ケ月分の賦金を免除したる關係上見積額よりも實收が少かりし等のことを考慮せば先づ良好なりしものと斷定しなければならない。通貨の安定以來間接資源より得る租稅の割合は非常に增加した。昨年の豫算は、著しく之を示せるが財產及營業よりの租稅は共に直接稅としては極めて明白には區別出來ないのであるが千九百二十五年度の四十九億一千一百萬なるに對して四十五億六百萬マーク收入することにしてあり、關稅及國產稅は十七億三千五百萬なるに對して十九億五千九百萬を得ることにしてあつた。千九百二十六年度の實蹟は更に之が著しき傾向を示し、直接稅は四十七億一千一百九十萬を得たるに對して、關稅及國產稅は二十四億六千一百五十萬を得て居るのである。千九百二十六年度の豫算と實蹟及千九百二十五年度の實蹟とを示せば左の如くである。（單位百萬マーク）

	一九二六年度 決算	一九二六年度 豫算	一九二五年度 決算
總租稅額	七、一七三・七	六、六八五・一	六、八五六・一
直接稅	四、七一一・九	四、五〇六・〇	四、八九二・三
內譯			
賃銀所得稅	一、〇九四・七	—	一、三六七・二
配當及利子所得稅	九四・五	二、一〇〇・〇	八二・四
其の他の所得稅	一、〇六四・〇	—	八〇三・三
法人所得稅	三八一・九	二五〇・〇	一八六・五
財產稅	三五九・三	四〇〇・〇	二七〇・四
販賣稅（一般）	八六四・七	九七四・〇	一、三三八・三
鐵道交通稅	三一一・九	三二五・〇	三一八・一
關稅及國產稅	二、四六一・四	一、九五九・三	一、九六二・七
管理收入	二、四〇五・四	一、九〇七・〇	一、八五一・四
非管理收入	五六・〇	五二・三	一一一・三

各別の管理稅收入は左の如くである。

	一九二六年度豫算	一九二五年度決算
關稅	五八〇・〇	九四〇・三
煙草	六五五・〇	七一三・〇
砂糖	二六五・〇	二八四・七
ビール	二三五・〇	二四〇・七
酒精獨占	一七二・〇	二二七・二

千九百二十五年度と比較して直接稅の間接稅に對する割合が減少せしは大部分販賣稅收入の減少によるものとされて居る。

獨逸の國際收支計算

尙參考の爲に千九百二十五年九月より千九百二十六年八月迄に至る獨逸の收支計算の大要を示せば左の如くである。

（單位百萬マーク）

輸出超過		三〇〇
純船舶收入及運送料		三〇〇
外國にて募集せし長期公債		一、七五〇
計		二、三五〇
外國通貨による賠償交附	四一六	
帝國銀行の金及其他の增加	四九五	
長期公債により短期債償還の爲に利用さるべき差額、外國より獨逸證券の買戻、外國に對する長期短期の公債	一、四五〇	
計	二、三五〇	

千九百二十六年度の鐵道財政

獨逸の鐵道コーポレーション、千九百二十六年度の收入支出を千九百二十五年度のそれに比較するに左表の如くである。然し千九百二十五年度は千九百二十四年十一月一日より開始しおれるを以て完全なる比較とはならない。（單位百萬マーク）

收入	一九二五年度	一九二六年度
旅客	一、七一一	一、三二〇
貨物	三、五三七	二、八三〇
其他	四二〇	三九〇
計	五、六六八	四、五四〇
支出		
人件費	三、〇一四	二、〇一一
物件費	一、八三五	一、二一二
計	四、八四九	三、二二三
修繕費	—	四五七
合計	四、八四九	三、六八〇
剩餘金	八一九	八六〇
一九二五年度よりの繰越金	—	一五三
總剩餘金	八一九	一、〇一三

ドース案實行第二年目の實績

賠償委員長はドース案による第二年目即ち千九百二十五年九月一日より千九百二十六年八月三十一日迄の收入支出に關す

る陳述書を發表した。專門家の計畫により第二年目の總額は十三億二千萬金マークと定められたのである。此の總額に就き九月一日に支拂はるべき鐵道公債に對する利子五千三百十萬マークと及十日後九月三十一日に支拂はるべき輸送稅の差額の例外を除き、當年度內に受領されたのである。委員長の陳述の如く獨逸は斯の如く忠實に其の義務を果しつゝあつて、案の第二年中に爲すべき支拂を嚴正に實行した。左表は第一、第二年に對する種々なる種目に於ける收入支出を示したるものである。（單位百萬金マーク）

收入	第一年目	第二年目
一九二五年八月三十一日現在現金現在高	—	一〇七・〇
一九二四年獨逸外債の發行より引去高	八〇〇・〇	—
豫算ヨリ獻納	—	二五〇・〇
輸送稅	—	二四一・九
鐵道公債の利子	二〇〇・〇	五五〇・〇
產業社債券利子	—	一二五・〇
交換差額及利子收入	〇・五	二・九
計	一、〇〇〇・五	一、二七六・八

支出	第一年目	第二年目
聯合各國への支拂	七八九・〇	一、〇六〇・二
委員會費用	二三・一	一八・四
獨逸外國債費	七七・五	九七・二
割引其他	三・九	七・四
八月三十一日現在手元金	一〇七・〇	九三・六
	一、〇〇〇・五	一、二七六・八

第一年の收入は全部獨逸の外債發行及鐵道公債利子より成れるが第二年の記錄は豫算より二億五千萬、輸送稅より二億四千一百九十萬、產業社債券の利子より一億二千五百萬マークを包含し、鐵道債券利子は第一年の二億なるに對して五億五千萬に達した。如何に支拂が爲されしかと如何に之が四主要國に配分されたるかは左表に示しておる。（單位百萬マーク）

支拂の性質	英國へ	佛國へ	伊太利へ	白耳義へ	四國への總額
賠償恢復法に於ける計算によるもの 第一年	一五五・二	二五・一			
第二年	二〇一・六	四一・五			
占領費 第一年	三〇・二	一四四・二	二〇・七	—	一九五・一
第二年	二〇六	五六・九	八・六	—	八六・一
物件引渡 第一年	四・五	二二七・三	七二・八	三六五・〇	三六五・〇
第二年	—	四二六・一	六〇・四	七一・八	五八九・九
現金交付 第一年	—	—	—	—	—
第二年	四・五	三九・一	五・三	四・六	五三・五

占領費の減少は歡迎すべき現象である。そして第三年目は更に減退することを望むでおる。英國及佛蘭西に對する賠償恢復法による收入は相當增額し、佛伊白に對する物件引渡も同樣である。其他の支拂はサーブ・クロート・スローペン國に三千八百二十萬金マーク、米國に千四百八十萬マークである。引渡が實行さるゝ形式に於て特に重要なる關係がある。委員長は約六十五パーセント即ち七億六千金マークは物件交附の形式若くは獨逸國內に於けるマーク支拂の種々なる形式にて支拂はれ、約三十五パーセント即ち四億一千五百萬は外國通貨にて交附された。而して此は何等場所の變動をなすことなくして達せられた。本年度獨逸は幾分將來の支拂を豫想しなければならない。委員長との新協約にて第三、第四年目に支拂はるる二つの追加豫算的獻納は合併して償還されなければならない。五億金マークの不時の負擔に對する代りに、新協定は三億の定額支拂となし、此は凡て現に開始したる第三年目に支拂はなければならない。委員長は此協定は安定それ自身の根柢に橫たはれる好意と相互了解との新しき熱心及友誼的精神を一層明白に示したるものと陳述しておる。

第三節　千九百二十七年度及二十八年度財政

引用文獻
Economist.（London.）　1927年1月8日

1927.4.2 月26日　〃 3.26.　〃 9.17.　〃 12.3.　〃 12.17.　1928年1月21日　〃 2.11
〃 3.24.　〃 4.21.　〃 6.9.　〃 5.26.　〃 6.16.
大藏省調査月報第十七卷第十二號第十八卷第一號

千九百二十七年度豫算

千九百二十七年度豫算は二つの形式にて議會の問題となつた。其一は內閣の原案にして、其の二は大藏大臣が非常なる反對を爲したるに拘はらず議會が修正したる案である。或歲出方面の增額たる約一億二千七百五十萬マークに充當するが爲に議會は大略……そして、そは假想的に見えるが……販賣、交通、煙草及其他の諸稅並に關稅收入に對する大藏大臣の見積額を總額一億四百萬マーク增額した。之が爲に生じたる不足の部分は、或る歲出項目を總計二千三百五十萬マーク減額して補塡せんとした。歲出に於ける主要なる增額は議會が販賣稅收入より地方財政への補給に對する最小限度を聯邦が保障することとを持續せんと主張したるが爲に惹起した。これに包含する總額は一億一千二百五十萬マークである。豫算は此保障は撤廢するものとして編成されたのであつた。大藏大臣は主義として議會が聯邦內國家を代表するものとして特別資源よりの歲入見積りを增額することを否認した。そして彼の豫算見積は既に最高額を示せるものにして最早改惡的商議の餘地なきことを指示した。本論爭は議會にて解決されることになつておつた。

新豫算は原案によれば八十五億マークにて均衡を得ておる。故にそは千九百二十六年度の追加豫算が現在議會を通過したるを以て實際に於ては同年度と同額である。此總額は八十六億マークとなる。（千九百二十五年度豫算は八十億六百萬、千九百二十四年度は八十一億一千二百萬であつた）通常豫算は七十九億マークにして全部歲入を以て充當される。通常歲入は左の諸項目よりなつておる。

直接稅	五、〇二五百萬マーク
關稅及國產稅	二、四三〇
鑄貨益金	一九〇

其他鐵道及郵便收入をも合して

直接稅は千九百二十六年度よりも五億二千四百萬多く關稅及國產稅は四億八千萬マーク多い。各個の租稅を千九百二十六年度見積と比較すれば左の如くである。（單位百萬マーク）

	一九二六年度	一九二七年度
所得稅	二、一〇〇	二、四〇〇
會社所得	二五〇	三五〇
財產	四〇〇	四七〇
相續	六〇	一〇〇
資本取扱	一一八	一四〇
自働車	七〇	一三〇
販賣	九八二	九〇〇
關稅	六七〇	八七五
煙草	六五五	七〇〇
砂糖	二六五	二七五
ビール	二三五	三三五
酒精	一七二	二一〇

販賣稅の減少は率の減少による。通常豫算の歲出方面は左の通りである。（單位百萬マーク）

聯邦內國家及自治都市への補給金	二、六四四・九
內國軍事負擔	一七五・六
賠償支拂費	八三一・二
行政費其他	三、八六八・一
非再現支出	四四五・二

計　七、九六五・〇

通常歳出中には失業者支持費二億マーク、生産失業者救濟に對する五千萬、虚弱者基金補充一億九千九百八十萬マークを包含しておる。鑄貨利得は千九百二十六年度よりも低き一億マークである。そして此資源は鑄貨流通額が其の最高限たる一人當二十マークに達することになるを以て千九百二十八年度には廢棄されることになる。

特別豫算は歳入八百十萬マーク、歳出五億九百五十萬マークにして不足額五億一百四十萬マークは公債にて補塡さるゝことになつておる。此起債見積額は議會の討論中に說明され或る歳出の增加と又運河開通に要する經費の編入により五億二千八百四十萬マークに增額されることになつておる。昨年以來承認されたる公債をも合して總額は六億マークに達する。特別豫算に於ては特別なる目的に對する非常額として失業者に仕事を與へんとするが爲の一億三千萬マーク、內地植民の爲の五千萬マーク、內國航行に對する八千四百萬マーク及既に開始したる建設を遂行するが爲に鐵道會社への追加公債三千萬マーク等が包含しておる。本財政年度中に於ける賠償義務は第四賠償年度の第三月より第七月に至る五ケ月間を包有しておる。總負擔額は本年內のそれと及資源とに比較して左の通りである。

（單位百萬マーク）

	一九二六年度	一九二七年度
通常豫算より	四三三・三	八三一・二
特別歳入より	一〇四・一	—
統制歳入に對する委員會の保有基金	一二・八	六七・五
鐵道公債	五七二・五	六〇五・〇
產業公債	一八七・五	二七五・〇
計	一、三一〇・二	一、七七八・〇

租稅制度の簡易化と減稅

新大藏大臣コーレル氏は議會に於ける第一回の演說に於て租稅徵收制度の簡單化を聲明した。支拂項目の數は減少せられる。販賣稅は月々（或納稅者は四期である）の代りに四期に變更せられる。そして賃銀所得稅は月三回の代りに二回にされることになつた。財政的地位に關してコーレル氏は悲觀的意見を有し居りしが、此は豫算の均衡及國庫の現金淸算上に關してゞあつた。そして彼は間接に先任者の減稅政策の方法を批評せしが、減稅政策それ自體は繼續すべきことを聲明した。約五億マークに達する大藏大臣ラインホールド氏の減額は、缺陷を生じ、且つ國庫の現金保有高を消滅するの結果になるべしと云ふことを主張せし彼の演說の一般的句調は一年前の獨逸國民の態度に一致しておつた。

補給問題と議會の豫算審議

補給問題の假規定案は千九百二十七年三月下旬に議會委員會の承認を經た。各聯邦內國家及自治都市への最低年補給金は千九百二十七年及二十八年度は以前の保障額たる二十四億マークなるに對して二十六億マークとされた。

千九百二十七年度に對する歳出見積豫算は議會によつて事實上增額された。そして租稅は增額され得るの可能性がある。補給保障額の二億をも含む議會の修正は失業等に對する二億五千萬と併せて合計八億五千萬の增加を要する多くの種々なる項目、殊に大部分は社會的目的に對するものとであつた。更に又若しも懸案となりおる失業保險法が十一月一日迄に有效となるにあらざれば、之が爲に失業給與金として必要なる相當の額がある。歳出見積額に於ける總增加は九億二千五百萬とされた。政府は保險法により雇主及傭人の懸金より準備さるべき其の責任の開始期日につき確實に決定することなくして、失業者を支持すべき負擔より地方當局者を救濟することを計劃しておる。更に所得稅及法人所得稅を一層嚴格に適用することによつて、見積られたるよりも尙三億マーク多くの收入を得ることをさるべきかに就ては未だ決定されて居ない。

官吏の增俸

政府は九月中旬に至つて官吏の俸給を增額せんとする主要計畫を發表した。其の總額は年に一億五千五百萬マークである。更に之に戰時恩給增額の爲に一億七千萬マークが加はるのである。聯邦內各國中プルシアの見積額は五千萬マークであ

る。他國は之に比例して夫々增俸することになる。聯邦租稅は增額されない。故に以上に要する資金は現行租稅の增收と剩餘金とを以て補塡することになつておる。增俸に關しては議會の承認を要するものなるが從來の如くにそは十三階級に分れており最低級千五百乃至二千一百マークより第十三級の八千四百乃至一萬二千六百マークまでの增俸が勤續年數等に應じて行はれるのである。而して增俸割合は十八乃至三十三パーセントであつた。

ギルバート氏の覺書

玆に參考の爲に賠償支拂總取扱人ギルバート氏が獨逸國政府に宛てたる一九二七年十月廿日付覺書の大要と之に對する獨逸政府の辨明の大要とを揭げて過去及現在に於ける獨逸の經濟及財政狀態を知るの一助としたい。

「予が玆に此辯明を提出する所以は、これにより現下の經濟狀態に藏されたる危險に對して注意を喚起せんが爲めであつて、また此際これを完全且卒直に果すことにより獨逸政府及獨逸經濟並に一般國際狀態に對し何等か裨益するところあるべきを期待するが爲めである。

予は此の問題をかの專門家計畫(所謂ドース案)により採用せられ且予の前回の報告中に反復せられたる「獨逸經濟に取りて有利なることは本計畫遂行に取りても亦有利なりとの」見地より考察する。

獨逸經濟の利益を考察するに當つては予は獨逸の一般目標が他の現代工業國家のそれと同樣、內外商工業の絕えざる發展を圖り以て其國民の生活標準を步一步改善することに在るものと考へねばならぬ。惟ふに、これが爲めの最も有利なる條件は、內國的には、生產費を絕えず低下し、是れと同時に此生產貨低下により、物價乃至生活貨を昂騰せしめざる限りに於て貨銀を上昇せしめることにある。物價の安定は殊に商工業の發展の爲めには、新資本の絕えざる供給が必要であり、此新資本は國內に於ける貯蓄又は國外に於ける借入に俟つものであるが、獨逸現在の狀態を以てしては專に新資本の創造が必要であるのみでなく、又戰爭により破壞せられインフレイションにより喪失せられたる舊時の流動資本を補充することも必要である。故に今日の獨逸には特に貯蓄の必要があり其爲の刺戟がある。又特に思慮深き支出の必要かあり其の爲の刺戟がある。斯くの如き事情の下に於ては健全にして秩序正しき財政は全經濟生活の基礎たるべきものにして最も重要なる條件である。

專門家計畫遂行の見地よりしては、予は獨逸國政府が屢々反覆せしところの、獨逸國政府はその引受けたる義務を履行するためにその能ふ限りの力をつくすことを國是とすとの聲明を其儘認容する。本計畫の目的は、賠償問題を專門家の所謂「現實に適應する」プログラムに基いて、實驗の試練に面せしめるに在つた。獨逸國政府が、本計畫をして十分なる試練を受けしめ、其の進行中に於ては自ら愼重なる態度を以て國務を執行すべきことは、此見地より見て缺くべからざる要件である。

醜つて獨逸財政最近の趨勢を觀るに、それは獨逸經濟生活に取ても、將た專門家計畫の遂行に取つても有利なるものゝ如くではない。實に、獨逸財政當局者が自己の行動の財政上に及ぼす影響について殆んど顧慮することなしに其支出及借入計畫を絕えず擴大し之を實行しつゝある證跡は、あらゆる方面に於て殊に最近數ケ月以降堆積しつゝある。政費の增加は既に經濟生活に對して人爲的刺戟を與へつゝありて、財政の根本的安定を覆さんとする勢である。若し現下の趨勢にしてその續くが儘に委せられんか、其の結果は重大なる經濟的反動と不況及內外獨逸信用に對する大打擊となるべきことは殆んど疑なきところである。

これが匡救は、第一に現下の過大支出及過大借入の傾向を逆轉し、その代りに斷乎たる節約及秩序ある財政の制度を適用することに在る。是等は主として、財政當局者の掌裡に存する匡救方法であるが、若し是等匡救方法にして迅速且有效に働くならば、中央政府及地方當局は、尙危機を防ぐことを得べきである。經濟狀態は、既に緊張の徵候を示しつゝはあるが、未だ直接の危險にまで發展しては居らぬやうである。それに新支出計畫中その影響最も廣大なるを憂ふべき事項は、今尙ほ論議中に屬するにすぎずして、既に法律により許可せられたものではないのである。

本覺書を提出するに當つては、左まで詳細に論ずる必要はないと看取し得たりと思惟したる諸多の危險の根源を指摘して來た。特に一九二七年六月十日付の最近報告は、豫算及信用政策の諸傾向に對し警告するところがあつた。

予はまた是等の問題につき大藏大臣及獨逸國銀行總裁と屢々會談し、總理大臣とも數回會談した。以下予は事態を最近にまで尋ねて獨逸財政及信用政策の最近の狀態を檢覈し、以て是等情況の獨逸經濟狀態及專門家計畫遂行に對する關係を明か

にすべく努めんとするのである。

邦及地方團體の財政狀態については、殆ど否何等情報がないが、併し邦及地方團體が國政府より其交付金の增加を要求し且國內及國外に於て屢々起債を爲しつゝあるところより見れば、大體に於て其財政が收支償はざるものであることは、之を察知するに難くないのである。

邦、州及地方團體の長期內債及各種公共企業の長期內債は、國內に於て長期起債の行はれ得るに至りし最初の年たる一九二六年初頭以降約十億國麻に達した。此額は同一期間內に起されたる獨逸商工業の內債に比し約二倍である。是等諸多の公債は、一九二七年の共和國內債と合して、國內市場を壓迫し、今日尙見られる資金涸渴狀態を招致せる上の最大の原因を爲すものである。

邦及地方團體及其關係企業の外國債は一九二五年初頭以來約十六億國麻に達し、獨逸商工業の外債に略々匹敵する。そして、此外に尙少くとも最近までに、邦及地方團體と外國銀行家との間に合計約十億國麻の外債が交涉中の模樣である。是等の外國起債は、獨逸の對外信用を大いに失墜せしのみならず殊に諸邦の外債はヴエルサイユ條約及專門家計畫の關係規定に基く困難なる問題を惹起するに至れることは、既に予が一九二六年の普魯西外債に關し共和國大藏大臣に提出したる一九二六年十一月十二日付書面に指摘せし通りである。

以上の合計約二十六億國麻に達する邦及地方團體內國及外國債の數字は、短期又は流動債券を全く除外したものである。今日分明なる限りの數字よりしては此債務額を嚴密に見積ることは不可能であるが、併し遡々現はれてゐる限りの證據より見ても甚だ莫大の額に達する樣である。一部分は、それは外國銀行より直接借入れたる資金を表示し、一部分は獨逸銀行業者が外國より借入れたるを又借りしたる資金を表示し、一部分は、普通の內國金融取引を表示するものである。

邦及地方團體起債の根本問題は、箇々の起債が內國市場にて行はるべきか外國市場にて行はるべきかに在るに非すして、起債そのものゝ可否にある。邦及地方團體の借入を一つの市場より他の市場へ轉ぜしめ、又は一の形式に於て之を禁じ他の形式に於て之を許すのでは、惱みの根本に觸れることは出來ない。

國內又は國外に於ける過大なる起債は何れも同一の原因より—即ち政費の增加より生ずるのであつて、これが救濟方法は

支出を最少限度にまで削減することに見出される。飜つて均衡ある歲計と經濟的なる行政とは當局の信用を當むべきが故に萬一必要缺くべからざる目的のために信用を要する場合あるも、資金調達は容易に行はれることゝなるのである。

勿論國政府が是等の問題に於て邦及地方團體を支配する能はざるは、一般に認めらるゝ所である。けれども邦及地方團體にして、其歲計補塡及國內的改善のために外國市場に立入る場合には、新しくすることにより國政府に取り最も直接の利益ある對外政策の根本問題を惹起することゝなる。且憲法そのものによれば國政府は邦及地方團體を率ゆる獨特の機會を有し又その責任をすらも有するものであつて、これは單に歲入中莫大なる額を邦及地方團體に交付する爲めのみに非すして、また租稅及財政の諸問題に關する法律に於て其根本原則を定め其大綱を規定するの權を有するが爲めである。而して此點が或程度まで認められてゐることは、過去二年以上に亘り國政府が特に審議機關を設けて邦及地方團體の外國に於ける起債を監督せんと努力せし事實に徵するも判明するのである。

けれども是等の努力は何故か成功しなかつた。そして其の結果は邦及地方團體の借入の膨脹となつて現はれてゐる。されば今專ら公支出管理の原則に基いて新規且有效なる監督を行ふことは、目下の急務であつて、これは當に獨逸の信用を維持する上に必要であるのみならず又中央及地方當局に依る過大經費及過大起債の結果生ずべき過大剩戞及其當然の反動を防いで獨逸の經濟的復活を遂げしむる上にも必要なのである。

一九二七年十月七日の獨逸國政府聲明は大いに歡迎すべきものであるが、其故は、これが邦及地方團體の外國起債を監督すべき新方法の考慮されつゝあることを明言せるが爲めのみでなく、又これが財政改革の健全なる基礎を指示し「獨逸現在の全狀態に鑑みれば、緊急的又は經濟的ならざる支出は、それが外國債より行はるゝと他の財源より行はるゝとに拘らず、すべて避けられねばならぬ」ことを述べてゐる爲めである。中央及地方當局の支出政策に此根本的試練を加へるに當り、果して如何なる實際手段が採られるかは未だ明瞭でないが、併し國政府が此方面に向つて確乎たる指導を爲し且此指導が各邦の誠實にして完全なる支持を受くべきことは、最も重要なることである。」

財政の經過及現狀に關しギルバート氏の覺書に對する政府側の說明

一、根本狀態

獨逸私經濟の改造には、既述の如く、異常なる性質の手段を要したのであつて、今尙或程度迄之を要する。それと同樣なことは公經濟の改造についても言へるのであつて、此公經濟たる殊にインフレイション時代に最も緊要なる手段を怠りたるが故に、今これを償はざるべからざる地位に在るのである。財政を正當の狀態に復する爲めには、まづそれの課せられたる負擔を明瞭に理解することが必要である。獨逸國政府は、此理解を助けんが爲めに、從來長く熱心に努力し來つた。まづ解決を要するは、價値引上に關する諸問題、戰爭の爲め破產を蒙り又は莫大なる損害を蒙りたる犧牲者に對する補償の問題及官公吏俸給引上の問題である。尙これに關係ある問題は行政手續及租稅制度簡單化の繼續並中央及地方當局の歲計に關する統計の完成これである。獨逸國政府は是等諸問題を解決するに當り、結局財政的にも完全なる解決を見出し得る如き順序を追はんとするものであつて、財政が無數の未解決の問題及不確定なる負擔を含む公經濟の上に立つ爲めに實行に當り無能を曝露することなきやう解決を遂げんとするものである。斯くの如くして秩序ある財政を回復せざる限り、獨逸私經濟をして十分なる剩餘を生ぜしめるに足る狀態は生じないのである。

二、獨逸國の財政

一、一九二四年度以降の一般財政狀態及其經過についての說明は、一九二七年十月二十六日に大藏大臣が議會の豫算委員會に對して試みたる演說中に見出される。此演說の寫は一部添附せられてゐる。玆には唯財政の經過を明にすべき若干の數字のみを引用する。第一は獨逸の財政上の負債を明かにすべき數字である。獨逸の總戰爭負擔即ち賠償支拂及國政府が戰爭の直接結果として引受けたるあらゆる內國負擔は、一九二七年度には三十五億國麻であつて、これは普通歲出の約三分の二、普通及特別歲出の半分以上に相當する。

一九二五年度乃至一九二七年度の總歲出の增加は主として次の原因に基くものである——

(一)　賠償支拂の增加

(二)　社會保險及失業救濟費の增加

(三)　戰爭犧牲者に對する補助

(四)　國債

是等の項目のみに就て見ても、支出の增加は十五億國麻以上に達する。即ち、邦及地方團體に對する交付金を控除したる後の總支出の增加以上に達するのである。

二、普通歲計—普通歲計に於ては、一九二七年度には、上記の戰爭負擔のみにて、二十六億國麻が豫算に計上せられるが、これは各邦に對する交付金を除いたる國普通歲出五十八億國麻に比すれば約半分である。此中には、インフレイション時代に共源を發し通貨崩壞により惹起せられたる最も火急の困難を救ふために必要となれる金額を含んでゐない。若し、戰爭負擔を上記の額に制限するならば一九一三年の總支出額が二十七億國麻であつたことを想ひ合はせる時此支出額の重大さは明に看取されるのである。故に一九一三年には存しなかつた莫大なる戰爭負擔の外に、獨逸國政府は現在普通歲出五十八億國麻を要するのであるが、これは決して賠償債務に關係なき豫算の遂行を意味するものではない。既に述べた通り、此增加は、それが社會的支出に關する限りに於ては、矢張り經濟上の改造に向けられたものである。

一九二八年度の豫算には、更に賠償支拂として四億國麻が附加されるのであるが、此豫算は最も嚴格なる節約の原則に基いて編成されつゝある。獨逸國政府は、支出の絕えざる膨脹は、假令普通歲計の方面に於ても、十分に之れを阻止することが、刻下最大の義務であると考へる。獨逸政府は假令正當なる支出にせよ、それが無制限に膨脹する時は必然歲計に對して危險を及ぼすべきを十分認識してゐるのである。

三、特別歲出—特別歲計の支出は、特に總取扱人の批判の標であつた。獨逸國政府も、此特別歲出方面には將來の財政に對し大なる懸念を感ぜしむるものあることを卒直に認める。

されど、政府の見るところを以てすれば、果して現行の特別歲計制度が適當なるものなりや否や、又今日まで、獨逸の特別なる事情の下に慣習上行はれ來れる歲計の此區分法に技術上の缺點なきや等の理論的問題を此際提起するは重要なることゝは考へられない。兎も角も、此上國債の增加することを防ぎ既存の國債を整理する爲めには斷乎たる手段を必要とする。第一の點に就ては、獨逸國政府は一九二八年度の豫算に於ては出來る限り新規借入を停止し必要避くべからざる起債に對しては出來る限り其額を制限する方針である。第二の點たる既存國債の整理に就ては、現在のところ公債募集の望みなきこと

をまづ記憶して置かねばならぬ。他面、現在許可されてゐる起債により支辨さるべき經費中、若干は絶對に必要缺くべからざるものであるのみならず、大部分は普通歲計收入よりの借入金より支出されたのである。過去に於て失業の災禍を救ふために支出され、相當の效果を收めたる經費も此項下に屬する。併し又一面に於て政府は之等經費中現に支出されつゝあるものに對しては、周到なる審査を加へ、或ものに至つては全く之を停止した。停止の不可能なる場合には、現行の支出計畫を財政狀態及資本市場と調和する低き速度を以て秩序的に整理するの外なかつた。現會計年度に於ても行はれたやうに上記の審査の後殘つたものは、翌一九二八年度の豫算に加へられた。併しこれとても、其金額が實際一九二八年度中に全部支出されることを意味するものではない。若し是等の提案にして、首尾よく穩かに實行せられたならば、主として安定に伴ふ危險に由來するところの異常に大なる支出の時期は、玆に一段落を告げたものと見てよいのである。

三、邦及地方團體の財政

邦及地方團體の財政は、その沿革に通曉して居らぬものに取つては之れを判斷するに困難である。これは啻に邦及地方團體が戰時及戰後に於て特殊の義務を課せられたるが爲めのみに非ず、由來獨逸の邦及地方團體は私經濟的なる諸多の義務を課せられてゐることにも由るのである。總取扱人は行政上の用途の爲めに邦及地方團體が起債することは、內國市場に於ては資金不足の爲めに、又外國に於ては用心を必要とするが爲めに、之を控ふべきであると云つてゐるが、獨逸國政府も此見解に贊成である。自治團體は其性質上、兎もすれば嚴格なる經濟の法則に一致せざる支出に陷ることを避け難い。斯る支出は確に憂ふべきである。けれどもそれは全體の支出に比すれば決して大なるものではない。邦及地方團體の義務は行政にのみ限られては居らぬ。他の諸國と異り、獨逸の自治制度は、殊に十九世の最後の三四十年間に於ける事情の然らしむるところにより若干の私經濟的必要をも滿たすの義務を課せられてゐる。このことは主として公共的設備の設立及經營に見られる。古くより民間に資本の豐富に存在したる諸外國と異り、住民に對し瓦斯、水道、電燈及交通機關等を供給する事業は、過去數十年以來殆んど自治團體の手に委ねられて來た。是等事業を發展せしめ合理化する爲めに必要なる資本の借入は、新規且有利の私的企業を促進する上に役立つを以て、廣き意味に於て生產的なる借入であることは疑ない。されど又一面に於て自治團體は斯る生產的支出を爲し、之が資金の借入を企つるに當つては、獨逸國全體の狀態に十分注意せねばならぬことは言ふまでもない、獨逸國政府の見るところを以てすれば、若し自治團體にして是等の問題に就て全く自己一個の利益のみを考慮し獨逸國全體の一般通貨及信用を顧みざるが如きことあらば、そは全く誤れるものである。獨逸國政府が邦及地方團體の起債政策に關して採りたる手段については別に之を說明する。

獨逸の自治團體により起されたる公債を詳細に檢査して見るに、公に擧げられてゐる數字に基き世人が屢々立てゝゐる自治團體財政に對する議論は正當でないことが判明する。例へば總取扱人覺書は一九二五年以降の獨逸地方債發行高を十六億國麻と見積り、之に基いて、公債の發行高が商工業の起債額と等しき事を結論してゐるが、併し各種公債の內容を嚴密に檢覈すれば此の事實が判明するのである。一五二五年一月一日以降一九二七年九月三十日までに、外債審議委員會の取扱つた起債は左の通りである。（單位國麻）

	申請額	査定額
(a) 地方團體債	一、〇七六、七七八、四二〇	五八四、九六五、二〇〇
(b) 邦債	六〇五、八〇八、〇〇〇	五五〇、五〇〇、〇〇〇
(c) 農業債（レンテン銀行信用機關）	二四一、〇〇〇、〇〇〇	二四一、〇〇〇、〇〇〇
(d) 工業債（邦又は地方團體の保證を有す）	二六二、〇〇八、七五〇	二五三、六〇八、七五〇
計	二、一八五、五九五、一七〇	一、六三〇、〇七三、九五〇

即ち公債發行高として擧げられてゐる十六億國麻の中には農業の爲めに行はれたるレンテン銀行信用機關の二億四千百萬國麻の起債及民間工業の爲に行はれたる二億五千四百萬國麻の起債が含まれてゐる。從て總額十六億國麻中より右の二者合計約五億國麻を控除せねばならぬ。更に注意すべきは覺書は民間商工業の起債との比較を爲すに當り農業を全く度外視してゐることである。けれども行はれたる起債を詳細に檢覈せんとするならば、比較に當りては更に其說明を完全にしなければならぬ。次表は公債額と其目的を明かにしたるものである。

一九二五年一月一日以降一九二七年九月までに行はれたる申請及査定額は左の通りである。

	(A) 地方團體債		(B) 邦債	
	申請額	一、〇七六、七七八、四二〇國麻	申請額	六〇五、八〇八、〇〇〇國麻

査定額		五五〇、五〇〇、〇〇〇
内譯		
電氣	(約)一七三、八〇〇、〇〇〇	
水道(漢堡)	(約) 一五、五〇〇、〇〇〇	
海港	(約)二〇〇、七〇〇、〇〇〇	
土地開墾	(約) 九九、五〇〇、〇〇〇	
工業	(約) 五〇、七〇〇、〇〇〇	
其他各種	(約) 一〇、三〇〇、〇〇〇	
計		五五〇、五〇〇、〇〇〇

以上に由て觀れば地方團體及各邦の起債の手取金は專ら生産事業に使用せられたるものにして、約百六十の地方團體間に分配されたる額。

れてゐる合計二千八百萬國麻の幾多の起債に就ても同樣のことが言へる。「其他各種」なる項下に一緒にさの爲めに行はれたるものである。從て總額十六億國麻の起債は大抵工業起債と同樣の目的ゐるやうに地方の行政費に當てられたものではないのである。邦及地方團體の起債は獨逸經濟の復興に資したものであつて、覺書中に懸念されて

尙又邦及地方團體と國との間の財政協定の批判を繰返してゐる。獨逸國政府もまづ既に起されたる議論に關し、及一九二七年十月二十六日の大藏大臣財政演說中の聲明に關し言及して然るべきだと考へる。けれども或點に關しては特別の聲明を要する。專門家計畫は財政協定の性質及其締結日に就ては國政府に一定の規定を課することを避けてゐる。此點を明かにするために屢々引用せられたる專門家報告の一節を次に引用する。

「吾人は詳細なる提言を爲すの地位に在りとは考へない。此問題は複雜なるものであつて、これが解決に當つては、社會上及政治上の事情を考慮するの要があり、且是等の事情の多くは歷史的傳統に深き根柢を有するのである。」

此根本觀念は永久に妥當である。既に屢々說明せられたる通り、其能力は之を見積るに困難であり、其農業狀態は絶えず不良であるところの、未だ合理化せられざる國民經濟の基礎に立つて是亦未だ合理化せられざる政治團體のために確定的財政協定を樹立することは不可能である。尙早の時に於て財政協定を行へば、爲めに國政府は永久に犧牲を課せられるのであるが、若し事態の平常に復したる後に於て解決の行はる時は之を避けることが出來る。現在邦が個人所得稅及法人所得稅收入の一部を得て居ることに對し、これ邦に對し獨逸國繁榮の分前を保證するものなりとの理由で非難するは、獨逸財政の沿革及專門家計畫により獨逸の課せられたる特殊の財政負擔に對する妥當なる批評を爲すことは出來ぬのである。

新憲法起草に際し、國政府は、其引受くべき負擔に應じて其財政權を增加することを得るやう注意した。一九一九年以降國政府は財政組織を一層統一的且明確にする爲に努力することを怠らなかつた。既に一九一九年に於て國政府は莫大なる對人稅を其手に收めた。動產及不動產に對する租稅は全部國政府の掌裡にあり、個人所得稅及法人所得稅に於て收入中の四分の三を邦に交付するのであるが、以前はこれが全部邦及地方團體に歸したのである。國政府は專門家計畫の確定的負擔に對して責任を有するのであるから經濟上の動搖により影響されることの比較的最も少き租稅(消費稅)を出來る限り多く利用せねばならぬ。尙此事實は專門家計畫に基き保證の指定せられたる場合に於ても認められた。されば邦に對しては、經濟上の消長により增減すべき租稅を與へるの外ないのであつて、其結果好況の年には邦は其文化的及經濟的義務を果すことが出來ても不況の年には其活動を制限せねばならぬのであるが一方國政府はこれが爲め其賠償支拂を繼續することが出來るのである。されば、若し假りに財政協定が賠償支拂に必要なる保證に對して十分考慮を拂つてゐるとすれば國政府が其財政協定を不十分なる基礎の上に餘りに性急に樹立することを用心しないのは、其義務に違反するものと謂はねばならぬ。確定的協定に必要なる財政統計の重要なることに就ては、獨逸國政府も亦總取扱人と其見を同じうするものであるが、是等統計は周到なる注意の下に出來る限り作成を急いでゐる。一九二五年度の國財政統計は將に完成せんとしてゐる。其中最も重要なる部分たる歲入統計(租稅)並國、邦及地方團體追加歲出の計算は既に出來上つてゐる。是等の統計と同時に獨逸は十二年前たる一九一三年度の財政統計を作成した。統計作成事業の完成は經濟の回復にも劣らず重要なるものであつて、獨逸の經濟的利益並專門家計畫の目的を護る確定的財政協定に到達する上に缺くべからざるものである。

財政の問題に於て國政府が指導の位置に立つべきことは、當然の要求にして又邦其他獨立立法團體も之れを否定せざるものである。

ころである。此事は信用政策に就ても亦眞であつて、これは殊に投資諸外國に對する獨逸の關係より見て然るのである。斯る指導は覺書にも正しく指摘されてゐる通り、邦及團體の誠意あり且十分なる支持ある場合にのみ成功する。獨逸憲法の規定が此點に對して那邊まで適用せらるゝかと玆で論ずることは差控へる。兎も角も獨逸國政府は邦及地方團體の財政の經過に對し最大の注意を怠らぬものであり、自らが認めて正當なりとする原則が、邦及地方團體によりても遵守せられんことに注意を怠らざるものである。これが實際的證據は邦及地方團體の外國起債に關する協定であつて最近新たに交涉の對照となつたものであるが、これは賠償支拂總取扱人も大體諒解せられてゐる。最近の協定は一九二七年十月七日の內閣決議に基くものであつて、この事は覺書中にも既に述べられてゐる。此の協定によれば、あらゆる事情に鑑み火急又は經濟的ならざる支出は內國債により行はるゝと外國債により行はるゝとに拘らず之れを避けなければならぬのである。

憲法上の障碍から離れて言ふに、全體としての財政狀態を檢査する目的を以て邦及地方團體の財政を直接管理せんとしても各邦及地方團體の政治が種々異つてゐるために、考慮に加ふべき經濟上、政治上及文化上の事情が異つてゐる爲めに生ずる諸多の障碍に遭遇する。獨逸國政府は此困難なる問題を可及的迅かに解決することを以て自己の義務なりと認める。此場合獨逸の理解ある改造と全利益とを考慮することを勿論である。

四、問題の法案

總取扱人により、國歲計に特別負擔を課し邦及地方團體歲計に對する壓迫を增大せしむべしと憂慮せられてゐる三箇の法案につき、玆に特に一言するの要がある。三箇の法案とは、官吏俸給改正法、最終の戰時損害補償法、及小學校法である。

一、官吏俸給改正法は疑もなく少からざる經費を必要とするとする。けれども、此額は一般世人により考へられてゐるよりも少からず少額である。獨逸官吏全體に對して一ケ年間に要する金額は鐵道及郵便事業に關するものを含めて大約十二億五千萬國麻と見積られる。

けれども此額は邦及地方團體が國政府の定めたるところを總ての點に於て且例外なしに採用する場合にのみ然るのである。全額中三億國麻稍以上が國歲計の負擔に屬する。けれども此額について注意すべきは、此額中實際の官吏俸給に關するものは小部分に過ぎぬといふことである。大部分即ち一億七千萬國麻は戰爭の犧牲者に向けらるべきものである。是等總ての支拂を增加するの問題に就ては財政々策の見地よりのみして其可否を決定することは出來ぬ。反對に此問題こそは全く別箇の見地より之を決定すべきものである。これは獨逸國民の一大部分を最も憂ふべき不安より護り、且既に半ば動搖しつゝある國家の保護に對する彼等の信賴を回復する問題である。此見解は戰爭犧牲者の場合に於ても特に考慮さるべきものである。祖國の爲に痛ましき負擔を蒙りたる人々に對する給與を增加するに就ては、道德的義務又は社會的同情と云ふ如き感情的理由に訴へてこれを裏づける必要はない。現在の、明かに極めて不十分なる給與率を增加する必要は、一定の政治上の見解よりして之を裏づけることが出來る。若しも國家が國民中最も窮迫せる部分に對し其必要物を給與することが出來ず且專門家計畫により保證せられ而も今日まで差控へられてゐた生活標準を確保することが出來なかつたならば、復興の事業は甚だしき危殆に瀕するであらう。同樣のことは官吏についても言ふことが出來る。義務に對する忠誠と堅き志操とを以て古來聞えたる獨逸官吏が信賴し得ざる狀態に墮することは復興事業に對する此上もなき障碍であつて、此點は全經濟界も亦政府と共見解を同じうするところである。獨逸は此官吏階級なる一大資產を維持すべきあらゆる理由を有する。現在の法案は從來諸政府により絕えず繰返され來れる約束の履行たるに外ならない。官吏は國家の安寧なる高き見地よりして、其差迫れる必要を雄々しくも忍んで來た。今や行政改革の事業は一段落を告げんとし、國民生活には從來の如き窮迫も見られず財政狀態よりしても多少の策を施すを得るに至れる今日、此上年末の約束を延引すべき理由はないのである。尙財政の點について云へば本會計年度に於ては獨逸經濟界改善の結果失業救濟費の減少を見たる爲め、此方面よりの節約より必要なる資金を得るに至つた。來年度以降に於ては租稅より期待し得べき增收により十分なる補償が得られる筈であるが、此增收は俸給改正にも多少因るところがあり且此增收については上來屢々言及したる獨逸國大藏大臣の演說中に詳しく論ぜられてゐるところである。邦及地方團體に取つては財政狀態が夫々一樣でない爲めに、此問題も亦一樣でない。尙玆に重ねて一言したきは、此俸給改正のために稅率の引上又は郵便料乃至鐵道運賃等の引上は全く豫期されて居らぬことである。

勿論俸給法案に聯關して、行政改造による全體としての俸給費の節減といふことも十分念慮に置かれてゐる。けれども當の官吏にして此目的に必要なるあらゆる手段に誠心誠意一致協力せざる限り、又彼等にして自己の生活が脅されつゝありとの不斷の懸念よりも兎も角も或程度まで救はれざる限り、此方面に於て何等の效果をも收めることは出來ない。獨逸國政府

は從來久しき間、殊に經濟委員と協調して其行政機關の合理的發生を考究しつゝある。是等獨逸政治組織の問題に於ては自然的發展を過激に促進し、又は不當なる懸念よりして之を阻止すべきではない。國と同樣に邦及地方團體も經濟的發展の壓迫を避くることは不可能なるべく、從つてあらゆる力を嚴に集中し且公私經濟生活のあらゆる部門に於ける是等の力の組織を單純化するの餘儀なきに至るのである。大藏大臣の演說に示されたるところによれば目的は三箇に分たれる。第一は國自體の行政の單純化である。此事業は共和國經濟委員との協力の下に絕えず繼續されつゝある。第二は國行政と邦行政とが重複する方面に於て二者の境界線を明瞭にすることである。通貨安定の第一日より仕事の重複を避けるために事態を明瞭ならしむべき努力が行はれつゝあり、此方面に於ても大いに效果が擧げられた。失業保險制度を獨立行政の下に設けたる如きは玆に想起すべきものであつて、これは權限に關する紛騷を除去するものである。是等の方面に向つては更に努力を續け、以て國の事務を獨逸國全體として爲すべき事又は單一の邦を以てしては全く若しくは不完全にしか果すことが能はざる部分に限るべきである。第三の目標は邦及地方團體そのものゝ行政の簡單化であるが、或邦及地方團體に於ては此方面の事業を自發的に續けつゝあるのである。また近く具體化さるべき見込の計畫も多々ある。玆には唯諸種の租稅取扱機關の混亂を征服せんとする思想に基く租稅の標準化に關する法案のみを擧ぐれば足りる。最高行政裁判の方面に於ても一の獨逸國行政裁判所を設置することにより事務を單純化せんとの努力が行はれてゐる。其他の方面に於ても同樣なる結果を得んことが獨逸國政府の目的であることは當然である。これがための必要なる手段は既に開始された。是等の事柄は獨逸國の憲法上の組織と纏れ居るため單に財政上の點よりのみしては決し得ざる諸多の困難が起つて來る。現在の難問を除去しても其代りに一層大なる新規の難問の生ずることなきやう、周到なる注意を必要とすることは勿論である。

二、最終戰爭損害法　最終戰爭損害法に關しては、資本市場に對しても又納稅者に對しても過大なる要求は行はれぬ筈である。唯此經費に使用せんとする或種の獨逸國資產、即ち主として獨逸國鐵道會社優先株の利子及賣却手取金が此目的に對して不充分なる場合には、其不足を補ふために普通歲計より比較的小額の支出が要求されるかもしれぬ。此點に於て、財政技術の特殊問題の關する限りに於ては獨逸國政府は總取扱人と更に論議するの權を留保するものである。總取扱人も知らるゝ如く、此法案は獨逸の舊敵國の採りし措置及ヴエルサイユ條約の規定の結果である。條約第二百九十七條(イ)によれば、獨逸は是等措置につき自國民に補償を爲すべき義務を課せられ、斯くして清算を行へる國は補償金支拂の義務を釋かれたのである。自己の財產を淸算せられたる者は、一九一九年以降其損害の補安の念を增しつゝあるものは極めて多數である。玆に此問題に干涉し、獨逸國の眞の財政力に從つて少くとも爲し得る限りの手段をつくし以て是等損害の一部分なりとも補償し最も重大なる復興の業を促進するは刻下焦眉の必要事である。

三、小學校法　提案の小學校の經費は近き將來に於ても何等重大なるものではない。最初の三年間に於ては何等經費の追加は見られない。その以後に於ては經費が幾何に達し如何に增大するかは實際上の問題である。兎も角もこれは主として必要なる追加經費を負擔する財政廳の財政狀態によるものである。此事に關し發表せられたる誇大なる數字に對しては何等確實なる根據がないのである。

蓋し小學校法は、獨逸國民の傳統的文化と密接に關係せる問題の解決であつて、獨逸共和國憲法により保證せられたるものである。のみならず新憲法第百七十四條第一段によれば本法の施行せらるゝまでは各邦は自己の立法により其教育制度を改造すること能はざる規定なればこの解決は殊に急を要するものである。

以上の如き理由により、獨逸國政府は該三法案に要すべき追加經費につい ては覺書の結論を認めることが出來ない。以上の說明により、總取扱人並本政府が認めて專門家計畫の礎石を爲すところの歲計均衡の原則は、何等脅されるものでないことは明かにされたこと、信ずる。賠償負擔の支拂は賠償振當歲計により十分保證せられてゐるのである。

尙玆に言ひ漏らしてならぬことは、最終戰爭損害法俸給改正法により要すべき支出は、外國に振替へられたる賠償支拂と異りそれ自體が獨逸の賠償支拂能力を弱めるものでないことである。此場合には唯購買力の一時的調節が行はれるのみであつて、獨逸輸入額を增加せしめ若は經濟上不利益なる輸出減少を惹起せしめる如き影響を及ぼすものではないのである。

以上に於て獨逸國政府は獨逸現在の財政狀態及將來の經濟力について明かにした。唯最後に從來一定して易らざる獨逸政府の見解に對し一の誤解の存する如く思はるゝを以て、此點を明瞭にする必要がある。覺書は二月十六日の大藏大臣財政演說を引用したが此中に大藏大臣が今後二年間の賠償義務に言及し「目下のところでは我國が是等金額を支拂ひ得る見込は尙未だ立たぬのである」と言つてゐる箇所がある。然るに覺書に於てはこれは「目下のところでは是等金額を調達する見込は立た

ない」と翻譯されてゐる。此翻譯に於ては「尙未だ」なる語の譯語が省略されてゐるが、併し獨逸語の用法より言へば此語は全文の意味に決定的影響を有するものである。此誤譯が外國新聞に發表せられたるとき、政府は議事錄に照してそれを訂正すべき手續を採つて置いたのである。

結　論

倫敦協定の履行に對する獨逸政府の態度は明瞭である。獨逸政府は、總取扱人と共に專門家計畫を以て賠償問題の解決を實驗に附す一方法と觀るものである。獨逸政府はこれが公平なる實驗に對し自己の義務を果たさんとするものにして、またその爲めに要する犧牲をも十分覺悟せるものである。獨逸政府は今日まで此意義に於て行動した。上來說明し來れる諸多の措置は專門家計畫の成功に缺くべからざる正常的國家及政治組織の建設を促進せんことを目的として行はれたものである。これが爲めには、專門家計畫の根本的要件たる財政の均衡を圖るために最大の努力が拂はれねばならぬ。上來說明したるところにより如何なる局外者と雖も「獨逸は共賠償義務を十分考慮して行動して居らぬ」とか、「昨年度の獨逸財政々策は獨逸の賠償義務に取り好都合でなかつた」とか考ふべき理由はない。特に爲替委員會の仕事に對する獨逸の協力に關しては過去數年間に政府の爲したるところに就て見るも、獨逸が健全なる經濟及財政々策の許す限りに於て助力を吝まざりしことは明かである。專門家計畫が賠償の內國的支拂と對外振替との間の區別を明かにしたるは、賠償問題の一進歩であつて、これは全世界の齊しく認めるところである。獨逸政府が專門家計畫により課せられたる振替に關する義務は該計畫に明確に規定せられてゐる（附屬書第六）。獨逸國政府は、今日まで此振替を妨げるために人爲的手段を加へたること決してなきことを確言すると共に、將來に於ても決して其意志なきことを明言するものである。專門家計畫の意味する眞の振替が結局可能なりや否やは今後實驗さるべきことに屬する。總取扱人も適切に言へる通り、そして本覺書よりも看取せらるゝ如く、その實現は主として他國の經濟政策に俟つものである。

最後に此覺書を終るに當り一言するの要ありと認む。專門家計畫は關係諸國の誠意ある協調を基礎とするもの、將來も亦此協調が不拔の根柢たるべきことは、獨逸政府の信じて疑はざるところである。

藏相の財政演說

次に獨逸共和國大藏大臣の財政演說に就ては前記ギルバート氏及之に對する獨逸政府の覺書中には多少出て居つたのであるが、之に關して Frunkfurter Zeitung 誌の報ぜしところを揭ぐるに左の如くである。

「本日（千九百二十七年十月二十六日）の共和國議會豫算委員會は官吏新俸給規程の審議を以て開始したが共和國大藏大臣ケーレル博士は共和國財政狀態につき報告的演說を試みた。

博士は歲出膨脹の傾向に對して國の內外で懷かれてゐる憂慮について言及し歲出膨脹に至つた原因を明かにすることが必要であると言つた。即ち經費の增加は主として抑へることの出來ない自然的發展の當然の歸結であると說明すべきであると言ふにある。

經常及臨時の純計經費（各邦交付金控除）の膨脹振は最近數年に於て次の加きものである。玆に一九二四年乃至一九二六年度は實績であり一九二七年度は豫算である。即ち一九二四年度には四十三億國麻、一九二五年度には四十九億五千萬國麻、一九二六年度には五十七億國麻、一九二七年度には五十七億六千萬國麻である。之を見ると歲出は一九二四年度より一九二七年度までに約十五億國麻ほど膨脹し其最も著しかつたのは一九二五年度から一九二六年度への約七億五千萬國麻の增加である。斯の激しい膨脹を見るにつけて、ケーレル博士は語を續けて曰く、元來一九二四年度と云ふ年度を基本若しくは比較の年度にとる譯には行かぬ。社會保險及失業手當のための經費は一九二四年度には一億六千五百萬國麻であるが、次の二ケ年度には夫々四億二千二百萬國麻及六億九千八百萬國麻と見積られて居る。これは一九二四年以來の歲出膨脹の一因を示すものである。吾々の背後に控へてゐる經濟狀態就中驚くべき失業を出した時代であつたことを考へると是等の歲出が何か不必要なものであつたと云ふやうに主張し得るものはないであらう。國債の利拂償還のための經費は一九二四年度には二億國麻で此の三ケ年度には夫々一億五百萬國麻、三億四千萬國麻及四億八千六百萬國麻となつた。これは無慮二億國麻の膨脹を示すが其主なるものは公債切換に基く經費である。賠償支拂は一九二四年度には皆無、一九二五年度には一億四千六百萬國麻、一九二六年度に四億三千三百萬國麻、又一九二七年には八億三

千一百萬圓麻であるから、是亦一九二四年度に比して八億圓麻以上の增加である。これらは歲計豫算からの支拂だけである。俸給及恩給の經費は一九二四年度に約十億圓麻で其後の年度には夫々十四億圓麻、十四億五千萬圓麻及十四億七千萬圓麻となつた。即ちこゝでも約四億圓麻の增加を見たのである。

かくの如くにして歲出の是等四款項だけで合計既に二十億圓麻の負擔增加を一九二四年度に對して一九二七年度豫算は構成するのであつて此の增加たるや全體として不可避的性質のものであることを指摘せねばならぬ。之に反して漸次に內國の戰爭負擔が低減して來て居る。即ち一九二四年度には九億九千九百萬圓麻であつたのが其後の年度には三億九千三百萬圓麻、三億五百萬圓麻及一億七千六百萬圓麻となつた。

今もし戰爭負擔なる概念を稍廣義にとれば即ち賠償支拂の外に所謂「內國に於ける戰爭負擔」や、それからまた戰爭年金及軍人恩給やら、國土割讓被占領及武裝解除などに關聯せる經費並其他戰爭に基因する支出を合算すれば此意味に於ける戰爭負擔は一九二七年度に三十五億圓麻の上に出て居るからして、共和國の歲出總額の半分以上であり、人口一人當にして計算すると約五十七圓麻となる。之に對して共和國の歲出總額の分頭額は一九二三年には約四十一麻であつたから一九二七年度の戰爭負擔に依る歲出の僅十分七にすぎなかつた。斯やうな譯で歲出の膨脹は戰前に對比しても一九二四年度乃至一九二七年度に對比しても必然的なもので決して免がれることの出來ないものであつたし今尙ほさうなのである。復興事業の方面では既に二月に政府より發表し先頃提出された議案が是亦これに屬する。

官吏增俸は何も新規な負擔を計るといふのでなくして、既往の年々に拋つて置いた引上を繰返さうとするだけのことである。事務簡捷の端緖についたばかりで所期の範圍に亙つて實行してゐない時に方つて是等の提案をなす所以のものは實行は眞に生活に堪へ得る官吏階級を以て初めて可能であるからである。同樣のことが淸算損害決定法にも當嵌まる。是れまたこれまで十分の範圍に於て履行することの出來なかつた義務を再び果さむとするものである。小學校法に於ても憲法に依て規定せられたる法律の命ずるところを實行せんとするものである。從てどのみち不可避の任務である。すなはち法律に依つて生ずる負擔の增大する限り之を看過することは出來ない。國費の膨脹を大いに努力して出來るだけ限局せねばならないが、いづれにしても負擔の增加は三年目に初めて出て來るのであつて、現年度及來年度には此問題は一般に未だ考慮に上らないのである。吾人は所謂ドーズ負擔に顧ると所謂回復過度の最終の年に居るのである。

政府は是等の根據からして、是等の事柄は現時及現年度に處理すべきものであるとの見解を有してゐる。新俸給令のための經費補塡は一九二七年度にも一九二八年度にも國には何等租稅引上を爲さずとも、單に經費の節減、租稅が稅率の引上を行はずに自づと齎す增收に依て可能なのである。

（財政狀態）

財政狀態は現年度に於ては豫想し得たよりも財界好況に伴ひより好都合に運んでゐる。歲入の部に於て所有稅及交通稅年額五十三億五百萬圓麻の豫算に對して一九二七年度上半期は二十六億五千八百萬圓麻を擧げて居り、關稅及消費稅は年額二十四億四千五百萬圓麻に對して既に十四億五千七百萬圓麻を擧げて居る。また十二億圓麻と見積られた勤勞所得稅に於て上半期に約六億四千萬圓麻を收めた。後半期の成績は在來の成績によると失業者數の增加と一月乃至三月に起る補償に影響せられるのである。併し是等の減收は賃銀及俸給の上昇から相殺せられるであらう。故に全年度としての此稅收は約十二億七千萬圓麻と計算することが出來る。一九二七年度に一億二千萬圓麻と踏まれてゐる資本收益の租稅控除は上半期に約七千六百萬圓麻を齎したが、これはどのみち豫算額に達するであらう。其他の個人所得稅の年收は十三億圓麻と見積られてゐるが本年度の上半期に約六億五千圓麻を擧げた。これも亦恐らく豫算通りの年收になるであらう。之に反して法人所得稅は四億圓麻を計上してあるのに、上半期に二億四千萬圓麻を擧げ得たから幾らか增收とならう。九億圓麻に見積つてある資上稅は全體の成績として減收を見るとしても僅少であらう。此の外交付稅から各邦のために少くとも二十六億圓麻の交付を保障してある。果して事實此額に達するや或は又保障額から若干の追加を爲すやうになるかどうかは今のところ未だ判らない。併し年上されてゐるが、此の實收は見積額より劣つても大したことはないのであらう。相續稅は一九二七年の實績として七千萬乃至七千五百萬圓麻と計算するを得るのであらう。自餘の所有稅及交通稅は多額ではないが若干の增收を見ることであらう。關稅は八億九千萬圓麻の豫算であるが、上半期に六億二千八百萬圓麻を擧げた、尤も此期間に並外づれて多量の穀物輸入の行はれたことを考慮に入れねばならぬ。年收は先づ十一億五千萬圓麻と見て宜しいのであらう。煙草稅及麥酒稅は少額ながら增

收が期待せられる。砂糖稅の減收は其稅率引下が本年十月に入つて實施となるのであるから二億七千五百萬國麻の原豫算額に對して約七千五百國麻となるのであらう。綜じて經濟界が今の儘で變りないとした場合には國の純增收は約三億國麻と計算し得る。

歲出の部では失業手當の爲め經費は多額の節約を見る。それは勞働市場が期待以上好況を呈したので豫算に計上した四億五千萬國麻が上半期に扶助及危急手當に約九千五百萬國麻を支出したに過ぎない。下半期には失業保險の基金として五千萬國麻を又危急手當のために上半期より多くの額を支出せねばならない。いづれにしても節約額は慥に三億國麻と計算し得る。歲出の部の其他の節減額は豫算外及豫算超過の支出のために相殺せられる。

かくて增收減收をこめて計算すると、豫算よりも實績は約五億國麻ほど剩餘を見る勘定になる。之に對して今や追加豫算として要求せられてゐる支出があるが就中官吏俸給と戰時被害者のための經費とが自ら主要のものとなる。其他は二項を此處に擧げて置けば宜しい。即ち現に今進行中の損害賠償手段の實行及洪水のための困窮救濟がそれである。追加豫算の總額は未だ斷定はしないが約二億五千萬國麻に達すると思ふ。假に最高をとつて三億國麻として見ても、一九二七年度は尙ほ約二億國麻の歲計剩餘を見る勘定である。さりながらよく全般を見るためには二個の點を看過する譯には行かない。其一點は特別歲出に屬するもので、公債に依て未だ補塡せられない特別豫算は一九二六年度及一九二七年度の九億國麻を出でて居り、此內半分ばかりが支出され假に手許資金で支辨されてゐるのである。斯樣なことの出來たのは、普通豫算の未濟支出額補塡のために國庫に在つた資金と同樣に國資金を鞏固にする豫算上の剩餘金とがこの補塡手段を行はしめて來たのである。併しながら此の資金たるや其本來の費途に即ち普通歲出の補塡に供せられる程度に補はれなければならぬ。換言すれば特別歲出の補塡には其處に規定せらる起債額を實現せねばならぬのである。これは刻下では資本市場の狀況に顧みて一般に不可能であるからして、特別歲計の此額には決して過小に評價するを許さぬ危險が潛んで居つて、一九二八年度豫算には特別歲出はもつとすつと低い額に制限しなければならぬ。而して、一九二六年―二八年度特別歲計の未發行分は節減の出來ない限りは少くとも財政狀態及資本市場に適應せる期間に秩序的に發行するやうにせねばならぬ。第二の點は

（一九二八年度歲計）

を考へてみることである。一九二八年度歲計は清算債務損害法に依る請求を計算外に置くと經常費及臨時費に於て約五億國麻の增加を見る。玆に賠償負擔は四億國麻の歲出增加となる。尤も今いふてゐる金額は大藏省の提議に依るだけであつて未だ閣議を經たものではない。一九二八年度の歲出增加の主なる費目は官吏增俸及賠償支拂の增加である。是等の費目に對して失業手當及危急手當のための所要經費は減額となる。他面に於て一九二七年度に計上せる臨時收入即ち二億國麻の一九二六年度歲計剩餘金、一億九千萬國麻の經營資金及一億四千五百萬國麻の造幣純益金等は夫々無くなるのである。併しとにかく歲出入の適合は達せられるのである。蓋し歲出に大なる節減を見込んでゐる。それから又、一九二八年度純歲入の總計は現年度の稅收實績に徵すると、一九二七年度の豫想實收高よりも約三億國麻多いと見ることが出來る。此の增收は主として個人所得稅、法人所得稅、財產稅、及賣上稅から來るものである。個人並法人所得稅に就て一九二七年の財界好況は初春の稅額査定及之に續く納稅の故を以て一九二八年度に初めて影響してくるのである。財產稅は、一九二八年一月一日の地價新評定が一九二七年の財產稅額査定の基礎になりたる一九二五年一月一日の地價よりも確かに高くなる筈であるから從て增收を見込める譯である。賣上稅は一九二七年度には幾分の減收となるが四期納付に移る關係上だけで見ても一九二八年度には一億國麻以上の增收を期待し得るのである。一九二八年度の賣上稅收入は十億五千萬國麻と見積られるが、これは一般經濟事情が本質的に惡くならない事を前提としてゐる。關稅及消費稅は大體は一九二七年度の實績見込を基礎に置てゐるが併し關稅自身に就て見れば一九二八年度は通商條約政策及政府の意圖から生ずる稅率引下の結果稍減少することも考へられる。故に吾人は關稅の方は一九二八年度のために先づ十億五千萬國麻と計算して置きたい。租稅及公課の增收を見込んだだけでは歲計を補塡するに足りない。即ち殘つてゐる造幣益金、經營資金及一九二七年度の生ずる筈の剩餘金を俟つて豫算の均衡が得られるのである。

右の說明は歲計不定の危險の無いと言ふこと、さりとて又歲計は是以上の負擔には耐えられないといふことを示すものである。見積は總て經濟發展がさうたいして高度にはならぬであらう、併し又法外に低下もしないであらうといふことを豫想して立ててある。過ぐる半期內の我經濟の發展は良好であつた。けれども我全體の經濟狀態を周到に觀察するが必要と思

ふ。何となれば經濟の振興生産を低廉にする努力にのみ獨逸の成功と其の競爭力の增進とが存し得るからである。獨逸の經濟は今日までのところ未だ外國との大競爭試驗を通つてゐない、好況は好況でも內國好況である。政府は財政狀態全體を考察するには何か純粹の國庫的見地を土臺とすべきでないと云ふことを非常に重視してゐる。だからして新稅源を漁ると云ふやうなことを云爲することは出來ない。否一九二五年に緖のつけられた、減稅政策を進めて行かねばならぬと云ふ意見を持するものである。

一九二八年度豫算は嚴重なる緊縮を呈する筈である。歲出の自然的膨脹を其儘にして置けば遂には安定を覆して仕舞はねばやまぬ。それに之より生ずる厄介なる結果を伴ふものである。財政調和の重大なる部分を成すものは大きな國稅の邦交付金である。此點に於て內外の批評は往々激烈なるを見る。國の國法上の構成を簡單化し新くして節約をなすべしとの勸告を耳にするも稀ではない。獨逸は國事多端の時にワイマール憲法に於て其の國法上の構成を出來る限り簡單化せむと努めたのであつた。一九一九年制定の憲法に於て國の權限を殊に財政方面に於ては擴張したことは此爲の證左となるのであるし、又最近に於て行ふた諸々の邦を聯合せしめたことも亦同樣である。若しすべての邦から共獨立性を無理强ゐに取上げてしまはむと欲せば、甚だ危險な處置となるであらう。それでもなほ之を推して爲さば多少得られる行政上の節約よりも他の面かもより困難なる問題を澤山生ずるに至らう。獨逸と類似の憲法を有する諸外國に於ても各聯邦個有の行政は之を尊重するのである。此事は例へば米國にも瑞西にも言ひ得ることである。大なる節約を贏ち得るためには、力の集合を圖るやうな發展は悉く之を塡重に促進するといふ事及總體の國費低減てふ共同の仕事には國が督促するといふ意味でも隨分國、邦及公共團體に最大の節約を達成し得るのである。それには可能なることが三通り存する。第一に國の個有の行政を簡單化する。第二に國と各邦との仕事の範圍が錯叉すると云ふ所では仕事の重復を避くる爲め明瞭な境界線を劃すること、第三には邦及公共團體自身の行政の簡單化である。邦と公共團體とは歷史的に發達し一の經濟發展に置かれたもので公經濟の方面に於て非常な節約を緊要とするのである。之に伴ふ障碍には是非とも打克たねばならぬことは特に言ふまでもない、他面に於て、邦では全然自發的に此方面に價値ある努力をしてゐるのである。既に邦の內には其行政改革を可能にするため國と協議する爲め共和國節約委員を任命したのも澤山ある。(巴威もか？と叫ぶものあり)。自餘の邦も自己だけで同樣な目的を達せんと努めてゐる。併し吾々は大任務の緖についたばかりで終結した譯でないことは何人も誤解しないだらう。

之と關聯して今やかましく言はれてゐる邦及公共團體の歲入及歲出を統制する內政がある。此方面でも事物の眞相に毫も對應しない主張がいろ〳〵行はれて居る。先づ歲入の方から言ふと、現行制では個人所得稅と法人所得稅とは國が徵收して其の收入の七割五分を邦に戻して居る。然るに邦への交付金は一定金額に制限すべしとの主張がある。換言すれば邦をして經濟の外面發展に與らしめないことになる。是れ正常の機能に復歸するのがすべて進展の基礎とせる經濟に於ては妥當な事ではない。ドーズ案は邦及公共團體の金融と特別の補助とを截然區別してゐる。而して一般金融は「妥當なる需要」の程度に保たねばならぬ。妥當なる需要を決定するのは財政調和の任務である。外國では邦及公共團體への交付金を一般に高すぎると思惟して居り、邦及公共團體は之を低すぎると考へて居る。故に國は其中庸を得るのが宜しいと信じて居る。國の義務は今のところ財政を明徹せしむるために出來る限り邦及公共團體にも配慮することである。此目的のためには租稅を統一する法律も亦役立つのである。此法律は邦に委讓されてゐる大きな租稅を其基礎に於て統一し其稅率を比較し得るものとなし且國と邦との間にすべての大きな租稅の範圍のための統制機關の設置を保證すべきものである。併し乍ら特別なる補助が問題になる限り國は亦出來るだけ廣汎なる管理を確保するを要す。ところで自治の思想を國の全財政の需要と又經濟の需要と共鳴せしむることが大切であるが、是れには先づ第一に、地方團體を監視する任務を托されてゐる邦が當るべきである。そして國が手を出さねば危險を避くるの由のない場合に限つて國が之に關係すべきである。既に今日に於ても歲入經濟の兩面たる租稅及公債に於て國の强力が及んでゐなくはないのである。

（公債政策）

最近に至つて公債政策に緊縮方針を執り而かもそれは予の確信する如く各邦も國家全體の利益を諒解して之に一致してゐることを此處に言明しておきたいのである。併し乍ら此の公債政策も近頃になつて格別なる攻擊の對象となつてゐる。吾人の立場を言へば、現時に於て行政の目的のために邦及公共團體が起債することは資金缺乏の故を以て國內市場發行を、又非常なる抑制の故を以て外國市場發行を禁じてゐる。とは云へ、瓦斯、水道、電燈や一般の必要なる獨逸の交通機關を人口に共するといふやうな自治團體の共通任務は實際上公共團體の手に委せられゐるからして、此供給に資する起債は之に依つて初め

て公共團體に於ける私經濟が新なる實を結ぶ仕事に導かれ得るといふ廣汎なる範圍で生產的であり得ることは別に證明するまでもない。他面に於て公共團體も獨逸共和國の全狀態に適當なる顧慮を爲さねばならぬことも自明である。公共團體が私經濟の分明せる範圍內で活動する限り其起債を原則上拒否することは合理的公債政策の意味に屬さないことになる。併しながら支出が果して普通の收入で間に合はぬものであるか否やは一々の場合に就て吟味せねばならない。此點から云ふても公經費の節約は眞面目に圖るを要す。之に就て吾人は外的の强制に服せず內的必要事と認識して爾かするのである。」

大藏大臣は概括して說明して曰く「普通歲出は通貨安定の四年間に全體で約十五億國麻程增加した。若し夫れ最近年に增加したる特別歲出に至つては一九二八年度には平常の財政に相應した程度に復歸せしむることを希望する次第である。

過ぐる數年度には官吏の增俸及淸算損害補償といふやうな差迫つて必要な方策を實行するまでに至らないで居つた。是等の方策の實行は獨逸國民經濟建設の利益にも又ドーズ案を今後も實施する上にも妨げとなるものではない。政府は引受けた義務を完全に果すものである。獨逸はすでに其の全財政政策及經濟政策を此目的に從屬させて居る。振當歲入を以てする賠償年額の確保は現時實際所要額の百パーセントを超えてゐる。」

（賠償負擔增）

「獨逸の財政政策は將來賠償負擔が增加すると言ふ信號の下に立つてゐたし、今も立つて居る。過去の數年度には歲出の大部は經濟の建設、換言すればドーズ案を實施すべき經濟の建設に使つて來たのである。次にはドーズ案も亦獨逸國民に賦する所期の生活標準を再興するに役立つものである。共和國の全政策は倫敦協定を全力を盡して忠實に又犧牲を拂つて履行すると言ふ意識の下に行はれ來つたものである。倫敦協定なるものは專門委員會が賠償問題の實際解決方法として經濟上の見地から考へて起草したものであつて其實行は常に我經濟的見解の下に立つことを吾人は希望するのである。」と

經濟大臣の演說

以上大藏大臣の演說に次いで爲されたる獨逸共和國經濟大臣の演說に關し Frankfurter zeitung 誌の報するところは左の如くである。

「經濟博士クールテイウス博士は經濟狀態に關して概觀を述べて曰く、我國の財界の好況は二つの點に懸つてゐる。一は購買力の方面、他は資本供給の方面である。購買力の側から見ると財界好況は先づ危殆に瀕してゐないと謂ひ得る。殆んど二百萬人の失業者の經濟過程に復歸したこと、通貨安定以來これまでに行はれた賃銀の上昇又提出せられてゐる官吏增俸案等を購買力の方面から見て財界好況は更に續くであらう。之に關聯して物價問題を論ぜねばならぬとなると、予は事態を大觀して物價運動は持上げ切られたものでは決してなく全體から云へば徐々に上昇した、今尙上昇してゐると確言して憚らないのである。恐らくかう附言し得るであらう。我輸出貿易に關係する外國の不況は、或上昇運動を次第に改めるやうに見えるからして、我輸出を再び旺盛にせねばならぬ時は外國も亦一兩月前に一兩年前就中通貨崩落の餘波を蒙つてゐた時に於けるよりも更に購買力を增して來るときであると斯く推量して宜しいであらう。併し他面財界の好況は

（資金調達問題）

より來る困難に迫られてゐる。昨年十二月末に採つた外債の抑止の政策、獨逸國銀行の公定金利引下、獨逸內國市場の開拓、一九二七年一月二日に於ける旺盛なる新資本發行、一九二七年共和國公債の發行等は獨逸の資本市場だけでは本年初頭以來の展回し來れる我財界に金融するに足りないことを示した。そこで吾人は外國資金の流入をも指示した。吾人は獨逸の經濟は財界の帶ぶる任務を實行するに引受力が足りないから外資の輸入に俟たねばならぬと云ふ見地に立たねばならない。併しどのみち予には現在の外國信用高を保持する事は恕し難いことと思へる。此處にも亦信認といふ問題が關聯してゐる。何となれば如何なる信用にも信認が主要な役割を演じてゐる。予は前辯士ヒルフエルデイング博士と共に現下の財界に參與せるものは悉く最大の鍛鍊を經るを要し依て以て信認の方面に危機の竄入せないやうにせねばならぬと云ふ立場を守るものである。我短期債務の爲にも長期債務の爲にも信認の危機は破壞的影響を有することは自明の事である。

（外　債）

外債は外債を發行するに至つた經濟的理由に還元すれば即ち其の迫れる危險を脫却し得る。獨逸はルール鬪爭の終熄後は一種の殖民地國となつた。即ち外國資本にとつて新開國となつた。それは新しい土臺を作り、技術上の裝置を更新し、破壞せる經營資本を再興するためには外資の流入を要した。一切の經濟法則に依て明かなる如く、斯かる事情は外國の資本を引

いた。何となれば外國資本は投資のためには最も實のある最も確實な方面を探求するからである。斯くて外國資本はナイル河の如く我淵渦に作用することが出來た。而して予は吾人は此瀧瀉の結果を眞實に收獲せむことを望む。世間では今外債の範圍如何といふ問題が重要事になつてゐる、予は今朝共和國統計局の調査の最近の數字を手に入れた。これは外債現在高に關して發表されてゐた數字と幾らか異つてゐる。是に由ると、一九二七年十月末現在の長期外債及ドーズ公債を除算して三十九億五千萬國麻であつて、此内には一九二四年以來起債して現時まで既に償還した分を含むでゐない。短期外債の一九二七年十月末現在高は總計で推算して三十六億國麻に達す。是等の外債に要する利子年額(年賦償還を含まず)は統計局の推算に從ふと四億六千萬乃至四億七千萬國麻である。七十五億五千萬國麻の内で――これは統計局の推算ではなく他の資料に採つての推算である――約二十億國麻は私經濟の發行せるものにかゝる。今もし予が此額を以て工業の國有資本に對する比を考へてみるならば、此債務の小さいことを直に見るであらう。蓋しドーズ案に基いて其負擔の根據とした工業の國有資本は三百四十二億國麻に達す、之に對して二十億國麻の外債は全獨逸經濟によつて比較的小である。斯かる對照より、我經濟は決して危險になつてゐないこと及其確實さは一切の疑惑を超越してゐるといふことも明瞭である。同樣なことが公法人に依て發行せられた外債に就ても云ひ得る。蓋し其背後には之に關係せる人々の全租稅力が控えてゐるからである。外國信用の使途に關する問題については予は全體から云ふて外債が生產的に使用せられたと言ふことが出來やう。此事に關しては外國自身も非常に之を欲してゐる。外債引受前に外國の監督官及仲介者が如何なる範圍に干涉するかを知つてゐるものは外國自身が引受くる借疑の生產的たるべきことに最大程度に配慮するものであるといふことに予と意見を同じうするであらう。最大の危險の源は予が三十六億國麻と報告したる短期外債である。尤もこれとても確乎たる經濟原則には據つてゐる。國内のいろ〳〵の意見に對して好んで危機を作り出して攪亂せざる限りは此方面に於ても絕對的に正常なる經過を取らむとする發展を遂げつゝあることを力說するものである。吾々の側から外國の信認を亂さぬ限り短期外國市場に何等かの困難の入り來るものとは思惟しない。吾人は我經濟の進展と共に短期外國信用を長期外債に借り換へることが出來るであらう。

（貿易の逆調）

は如何といふに、貿易の逆調が眼前に見るすべての現象の第一原因であると極めつけるのは見當違ひである。是れは單に資本移動に伴ふ結果であつて、上述の事態により吾人が外國資本を大規模に輸入する必要に迫られてゐると云ふ表現に外ならぬのである。

詳しく言つて見れば、一兩月前に豫期してゐたのとは別な移動が行はれてゐることを言明し得ると思ふ。次に述べる數字で諸君の見らるゝ如く、輸出(戰前價格で月平均にしてみる)は一九二四年以來純粹なる貨物取引では增加してゐる。即ち貨物の輸出は一九二四年四二八百萬國麻、一九二五年五五〇百萬國麻、一九二六年六一七・百萬國麻である。即ち全體から見て四二八百萬國麻から六一七・百萬國麻への增加ぶりである。全製品輸出だけでも三三二百萬國麻、三九四百萬國麻、四二三百萬國麻及本年九月五〇一・八百萬國麻に達す。

比較を試むる場合に常に一九一三年にこだはるのは甚だ間違つてゐる。戰前と斯樣な比較を爲す場合には、いつも更に長い時間例へば一九〇七年乃至一九一三年といふ如きを頭に置かねばならぬ。いま戰後に於ける全製品の輸出の月平均を取つて戰前と比較して見ると、一九二六年は一九一〇年に匹敵し、一九一〇年とは同樣に四二三百萬國麻である。之に一九二七年の初十ケ月を加へると、一九一二年の額に達する。又一九二七年九月の輸出を見ると五〇一・一百萬國麻で一九一二年及一九一三年の中間にある、蓋し四九〇百萬國麻と五六二百萬國麻とであつたからである。かくの如くであるから我輸出貿易の趨勢は一般に言はれてゐるやうな滅亡的なものでは決してない。併しながら既に聊か並外づれを意味してゐるといふ事が殆んど極まりきつて忘れられてゐる。七月には歷とした轉向が行はれた。即ち原料品及半製品の入超は七月以來二割五分減退し、之と同時に全製品の出超は約二割方增加してゐる。而して此運動は今日すでに三ケ月も續いてゐる。それは季節的現象でないことは昨年に徵しても判かることで、此趨勢は我經濟界の順調なる發展に歸すべきものである。吾人は内國の好況は既に調和點に達してゐるやうに見受ける。而して今や我全製品工業は本年初から夫々必要であつたよりも更に一層外國市場を求めてゐる。勿論予は改善が此先も續くものと何等の心配なしに保證することが出來る。予は運動の方向が既に相當の長さを保つてゐるので、そのことだけを示したかつたのである。予は三ケ月も續く趨勢をさうした判斷に値するものと信ずる。

（外債發行審議機關）

かく事態を判ずるにつけて政府と獨逸國銀行總裁との所見とは一致してゐる。殊に更に外國信用を仰ぐ必要と確實及生産性の諸問題に於て意見が一致してゐる。獨逸國銀行總裁と愼重協議したる結果公表したるコンミュニケに於て方針を示せる條に曰く「此の聲明をなすに方つて獨逸に取つては最近の將來に於ても長期の外債を發行することは不可缺であつて經濟上及財政々策上徹頭徹尾至當のことであると云ふことは意見の完全に一致するところである」と。併し乍ら吾人は斯く一般的の聲明を爲した後は實際上の仕事に入つて居る、即ち外債審議機關の改造に努力したのである。此問題に就ては目下事實的及組織的關係に綱領を修正するために各邦當局と尙ほ協議中である。新聞紙に報導されてゐることは大體正しい、即ち吾人は通貨政策及經濟政策の見地を從來よりも重視し、且之に外債發行の生産及緊急性を照して考へむとするのである。それから又審議機關に第二審を設け之に大藏大臣、經濟大臣及獨逸國銀行總裁が參加することにする。是迄の第二審たる聯邦委員會は一度も召集されたことが無かつたが是れは廢止する。起債申請が第一審で却下された場合に控訴し得ることを邦に許すのである。却下せられたる起債希望に對して斯樣な控訴權を邦に保證する——殊に聯邦委員會の廢止となる曉には——のが然るべきであると吾人は信ずる。此の新規に組織せる審議機關で信認する協働の行はるゝことが何よりも肝腎である。各邦政府は綱領の修正に決定的の力を有するものであつて——何となればそれは共和國政府の方策の致すところでなく各邦の一致に依るものであるから——下相談を爲した後に此の修正案に同意である旨を宣言せられることが望ましい。その重要なる任務としては既に發行した短期の外債を出得るだけ整理して長期のものと爲さむとするにある。」

千九百二十七年度の財政歸結

千九百二十八年二月迄の狀況によるに歳入は非常に順調に進むでおる。然れども現在獨逸の財政制度は批判の題目となり、或ものは前記の如く內閣に提出したる賠償委員長の覺書として現はれておる。內閣は之と同時に賠償をも包含する凡ての目的に對する凡ての當局者による徵稅上の比較研究の結果を發表した。之によるに歳出は若し物價騰貴を計算し且つ軍事負擔を除外するなれば、千九百十三年度よりも千九百二十五年度の方が少額であることを示しておる。此は引用せられし浪費的行政の項目に對する批評を和げることゝなる。然れどもそは又多くの不必要なる行政事務を實行するに至りたることに就て新しき批評を喚起する。其結果は聯邦支分國及都市行政を單一化し調和すると云ふ計畫であつた。千九百二十八年度の豫算計數は千九百二十七年度の九十一億三千五百萬なるに對して九十五億三百マークと豫定されておつた。

千九百二十七年度決算

千九百二十七年度歳入決算と其更正見積額とを揭記せば左の如くである。

	收入	更正見積額
總計	八、四九〇、三九四、七三五マーク	八、四六〇、五〇〇、〇〇〇
事業收入及租稅	五、五四九、五八〇、一七九	五、五五二、〇〇〇、〇〇〇
此內		
所得	二、七八四、三二八、二二六	二、七七五、〇〇〇、〇〇〇
會社所得	四七七、三二八、二二六	四五五、〇〇〇、〇〇〇
財產	四四一、八五三、九〇八	四五二、〇〇〇、〇〇〇
相續	七一、九四六、六四九	七〇、〇〇〇、〇〇〇
賣上	八七七、五六五、四三四	八九〇、〇〇〇、〇〇〇
資本取扱	一四八、六七二、五七五	一五四、〇〇〇、〇〇〇
自動車	一五六、二〇一、七八四	一五六、〇〇〇、〇〇〇
鐵道輸送	三四九、一八六、四五七	三四八、〇〇〇、〇〇〇
關稅及國產稅	二、九四〇、七九〇、七四九	二、九〇八、五〇〇、〇〇〇
此內		
統制收入	二、八九〇、七一〇、四五〇	二、八六四、〇〇〇、〇〇〇

箇々の統制收入

關稅	一、二五〇、九八四、〇四二	一、三五五、〇〇〇、〇〇〇
煙草	七九二、九四七、二〇八	七八〇、〇〇〇、〇〇〇
砂糖	二二四、五二四、一六七	二二五、〇〇〇、〇〇〇
ビール	三六〇、二三〇、一六〇	三六二、〇〇〇、〇〇〇
酒精獨占	二六一、〇二四、八七三	二四二、〇〇〇、〇〇〇

千九百二十五年度以降の租稅收入狀態

其後大藏大臣は千九百二十八年六月に通貨安定を完成せし第一年である千九百二十四年度以降の租稅收入狀態を發表した。千九百二十五年度は左表より省いておる。（單位百萬マーク）

	一九二四年度	一九二六年度	一九二七年度
直接及營業稅	五、六七四	四、七一三	五、五四九
內譯			
所得稅	二、二一三	二、二五四	二、七八四
法人所得稅	三一三	三八二	四七八
財產稅	四九九	三五九	四四二
相續稅	二六	三四	七一
資本取扱稅	一、九一七	八七六	八七七
資本取扱稅	一ノ九	一六五	一四八
自動車稅	五二	一〇五	一五六
鐵道輸送稅	三一二	三一二	三四九
關稅及國產稅	一、五五〇	二、六四一	二、九四〇
內譯			

關稅	三五六	九四〇	一、二五一
煙草	五一四	七一二	七九四
砂糖	二一九	二八五	二二四
ビール	一九六	二四一	三六〇
酒精獨占	一四一	二二七	二六一
全租稅	七、三一四	七、一七四	八、四九〇

最著しき變化として資上稅の減少せるは其率を一・二分の一より四分の三パーセントに減少したからである。所得稅收入は千九百二十六年度分を除きて每年增加しておる。而して此千九百二十六年度は增加せざるも此は本項目に包含する四種の稅中最大の項目である取引稅率を減少せしによるのである。資本取扱稅千九百二十五年度の「小額關稅」を增加したると大部分公債を以て賄ひたる輸入增加とによるのである。而して租稅歲入の增加率は當時低減しつゝあつた。

千九百二十七年度の總決算

更に千九百二十七年度の總決算は左の如くである。（單位百萬マーク）

歲入	九、六七七・三
內譯	
租稅、國產稅、關稅	八、四九〇・三
一九二六年度繰越	五四八・〇
種々なる行政收入	二四一・七
作業基金收入	一九〇・〇
其他は鑄貨、郵便剩餘金及鐵道優先配當とす	

歳出　　八、八一九、〇

内譯

聯邦國家及自治都市への補給金　三、〇一八、一
俸給　七三五、七
恩給　一、六三二、四
社會保險　三〇六、七
失業救濟　二〇五、三
陸海軍物件費　四三七、一
交通　一四五、四
公債及評價費　五一三、七
警察　二〇二、二
內國軍事負擔　一八九、五
賠償金支拂　八三一、七
雜種　六〇七、五

總剩餘金は八億五千八百三十萬マークにして年度末までに支拂を完了せざる債務に對する分を差引きたる純殘額は五億二千十萬マークである。此うち一億七千六百二十萬マークは既に特別豫算支出に充當されることになつておる。殘額中一億六千二百萬マークは千九百二十八年度歳入として繰越し、此うち一億二千七百萬は通常豫算に、三千五百萬は特別豫算に配分される。特別豫算は四億九千二百七十萬マークの不足を示しておる。然し眞の不足額は未收入未拂額を合算すれば七億二千三百萬マークとなつた。

千九百二十七年度の鐵道會計

千九百二十七年の逸獨帝國鐵道會社の收入支出狀況は左の如くである。

	一九二六年	一九二七年
收入の部		
旅客收入	一、三二〇、一七五、二四二	一、三七九、五七一、九七八
貨物收入	二、八三〇、六一九、四〇五	三、一二六、四〇〇、六五三
其他	三九〇、〇〇六、一一七	四三三、二九六、五九一
計	四、五四〇、八〇〇、七六四	五、〇三九、二六九、二二二
支出の部		
俸給及恩給等	二、〇一一、二三二、九九三	二、〇八九、四五八、七九一
物件費維持費等	一、二一二、五二二、〇四四	一、三四八、三七八、二二二
建設及改築	四五六、八〇六、七六〇	七二六、九二六、五五六
計	三、六八〇、五六一、七九七	四、一五八、七六三、五六九
差引額	八六〇、二三八、九六五	八八〇、五〇五、六五三

千九百二十八年度の提出豫算

獨逸の千九百二十八年度提出豫算は千九百二十七年十一月中に發表されたるが、此は明白に增加を示しておる。そは不足をたてられて居ない。又借入金をなすべき新しき權能も要求されて居ない。そして借入をなすべき權能は千九百二十六年度及二十七年度に與へられたるが、此は全部實行されないだらう。行政費は削減されて居る。歳出の增加は賠償支拂の爲に要求されたる增額よりも少しく少額である。其總額は千九百二十七年度の九十一億三千五百萬なるに對して九十五億二百萬マークである。此總額中には特別歳出の一億六千六百萬マークの全部を包含しておる。通常總豫算額は九十三億五千六百萬マークとなる。而して千九百二十七年度は八十六億五千九百萬であつた。各聯邦內國家に對する補給金三十二億一千八百萬マークを差引たる純總額は前年度の五十七億六千六百萬なるに對して六十一億三千八百萬マークである。補給金は三億二千五百萬マーク增額された。然し此は全く補給租稅收入の增加を豫想したのである。千九百二十七年度に於ける租稅收入は概略三億乃

至三億五千萬マークだけ見積を超過し幾分の蓄積がなされるわけである。此超過收入と蓄積とは、最近非常に多く傳へられし追加經費を補塡するのみならず、千九百二十八年度歳出に對する歳入として利用し得べき少くとも結局一億六千萬マークの剩餘金を得ることであらう。此剩餘金にして多額なれば、其差額は千九百二十六年度及二十七年度に對する必要なる借入金たる現在總額九億一千四百萬マークである此額を減少するに使用せられる。特別歳出は一部は削減により一部は通常豫算に移管することによつて減額されたるの狀態である。そは主として公債によつて充當さるゝものと思考され支出の種目より移出されるのである。千九百二十八年度には少しも公債を募集しない。千九百二十八年度の租稅收入は八十六億九千二百萬マークにして、前年度見積額よりも九億四千二百萬多く豫想實收よりも六億マーク多額である。直接稅は六十億六千萬にして關稅及國產稅は二十六億三千二百萬、關稅のみにて十億五千萬マークである。而して此最後の計數はゼエネバ會議の勸告に從つて、稅率減額を豫想して失ふべき一億五千萬を差引きたる額である。此豫算集計は樂觀的に考へられる。而して之が實現するや否やは全く貿易狀態の良否如何に懸つておる。

右新提出豫算の各費目別歳出歳入狀態は左の通りである。（單位百萬マーク）

	一九二七年度	一九二八年度
通常豫算歳入		
直接再現稅	五、二八〇・〇	六、〇三五・〇
〃非再現稅	二五・〇	二五・〇
關稅及國產稅	二、四一〇・〇	二、五九〇・〇
統制諸稅	三五・〇	四二・〇
其他	七、七五〇・〇	八、六九二・〇
計		
行政收入	一九〇・〇	一七五・〇
鑄貨		
郵便鐵道其他		
前年度剩餘	三二九・〇	三六四・〇
國庫保留額より	二〇〇・〇	一二五・〇
通常歳入計	一九〇・〇	—
歳出	八、六五九・〇	九、三五六・四
聯邦內各國及都市への補給金	二、八九二・九	三、二一七・八
內國軍事負擔	一七七・二	二〇九・八
外國軍事負擔	八三一・二	一、二二七・五
其他の再現歳出	三、九二八・六	四、二四九・〇
非再現歳出	八二九・一	四五二・三
總通常歳出	八、六五九・〇	九、三五六・四
特別豫算		
歳入		
內公債收入	四七六・二	一四六・三
歳出	四六六・四	—
內失業救濟費	四七六・二	一四六・三
再豫算計	一三〇・〇	二五・〇
	九、一三五・三	九、五〇二・七

前記計數中に包含する賠償費を分離すれば左の通りとなる。（單位百萬マーク）

	一九二七年度	一九二八年度
通常豫算にて	八三一・二	一、二二七・五
賠償保留金の爲に	六七・五	一九・七
總賠償費	八九八・七	一、二四七・二

補給を差引たる純聯邦歲出總額　六、二四二・三　六、二八四・九
更に賠償費をも控除したる純計　五、三四三・六　五、〇三七・七

純聯邦豫算は千九百二十八年度に於ては減少を示せるが此は補給稅總收入が增加せしが爲に補給金が增加せし結果である。租稅收入の主要なるものゝうち、所得稅は千九百二十七年度よりも多きこと二億八千萬マークである。會社稅は一億五千萬マーク、販賣稅は一億五千萬マーク多い。間接稅は前年度の二十四億四千五百萬なるに對して二十六億三千二百萬である。此うち關稅は一億六千萬マーク多く、砂糖稅は一億三千五百萬マーク少ない。

議會の豫算審議

議會は政府の提案したる千九百二十八年度豫算を修正したるが、內閣は之に應ずることを拒むだ。議會は國境方面の民衆を援助する目的を以て、三千一百萬マークだけ經費の增額を要求し、陸海軍豫算より千七百五十萬マークを節約することを提案した。其不足は當年度に於ける剩餘金の增額を以て處辨し得るものとしてゐる。議會は又九十三億マークの豫算の一層明確なる分類を提案したるが其方法は左表の如くなつてゐる。（單位千萬マーク）

賠償金		一、二四七、〇〇〇
軍事	內國軍事負擔	二二七、〇〇〇
	軍事恩給其他	一、七〇三、〇〇〇
計		三、一七七、〇〇〇
殘額		九九〇、〇〇〇
公債費及財政費		六、一二三、〇〇〇
共和國及支分國の純殘		五、一三三、〇〇〇
支分國都市及其醫療費補給		三、四〇八、〇〇〇
共和國行政費及國防等純殘		一、七二五、〇〇〇

再び悲觀されたる財政狀態

聯邦の財政は千九百二十八年三月に入り議會の內外を通じて、再び前途悲觀と批判の題目となつた。特に千九百二十九年度豫算の概觀は暗雲を以て覆はれてゐる。政府は最悲觀的豫想を爲せしが、之にも拘はらず特別なる利害關係、主として農業に補助するの政策を繼續してゐる。現大藏大臣コーレル博士が千九百二十七年一月に其職に就きし時に、彼は自身悲觀的意味を表明し、そして此は彼の先任者たるラインホールド博士の政策が租稅を輕減することであつたことに對する反影であると主張せしは前述の如くである。然し數ケ月を經過する以前にコーレル博士は再び樂觀者となり、そして此項點は秋季に達した。其當時は賠償委員長が彼の批判的覺書を準備しつゝありし時である。彼は今や再び悲觀論者となつた。外國にては賠償的見地よりして、これらの調節的盛衰は餘り深刻にとられる樣に見える。そして豫算の安定が脅かされ得ることを恐れられてゐる。此見解は殆んど矯正されない。眞の論點は公式には認められざるも、共和國は次年度に賠償負擔額が標準の最高額に達せし時に新租稅を賦課し若くは舊稅を增額することなくして切拔け得るの能力ありや否やと云ふことである。豫想さるゝ不足額は甚少額である。官界及權威ある獨逸人は千九百二十七年度に於ける豫想節約額三億八千萬麻と既に報告され、し賠償費を差引きたる後の四億五千萬麻とは寧ろ實際以內であるとの見解を有してゐる。千九百二十八年度の追加豫算は議會を通過した。更に大藏當局者は千九百二十九年度中に於て七億六千一百萬マークの支出を必要とするなるべしと見積つてゐる。此うち二億九千三百萬マークは賠償費にして、三千三百萬マークは種々なる項目に屬し、そして四億三千五百萬マークは或る一時的項目よりの歲入缺陷である。之に對して一億八千萬マークの蓄積あるを以て、千九百二十八年度豫算を基礎とせば五億八千一百萬マークの不足となるが、此は三億八千萬マークに減少せられることであらう。此說明は甚惡き印象を與へた。何となれば獨逸の民衆は最早租稅の增徵を欲しないからである。然しこれを以て賠償に關する結論を引出すことは誤りである。豫算は極めて容易に均衡を得ることが出來る。そして若しそれが均衡を得ざるにもせよ、賠償年金は獨立して賄はれるだらう。二月に於ける租稅收入は千九百二十七年二月の五億七千五百六萬六千六十四マークに比較して六億一千一百五十六萬マークである。當年度最初より十一ケ月間に於ける租稅收入は七十九億五千七百九萬四千六百三十一マークに達

する。此は全年度間の見積額七十七億五千萬を超過しておる。然し新年度の見積は八十四億五千二百萬である。統制歳入は二十六億五千二百萬であつた。之に就て二十八億六千二百萬が全年度の爲に新しく見積られた。（原見積額は二十四億一千萬マークである）故に十一ケ月間に於ける統制歳入は全標準賠償年金を超過したのである。

第四節　獨逸の公債

引用文獻
Fudgets of European Countries. by Clayton Lane. Economist, (London) 1928年2月11日

千九百二十五年末の國債狀態

左表は獨逸の國債狀態を示せるものにして此は政府の統計局にて發行する「經濟と統計」より取つたのである。

獨逸國債表（單位百萬金貨マーク）

種別	一九二三年十二月三十一日	一九二四年十二月三十一日	一九二五年十一月三十日
國庫證券	二・〇		
紙幣マータ	二一〇・〇		
弗公債	四四一・三		
一九三五年六パーセント利附	三七〇・〇		
一九三二年六パーセント利附	三九・一	二五・〇	一九・〇
ケー公債		一・九	一・二
イー公債		一・六	一・〇
帝國マーク證券			
計	一、〇六二・四	三一七・〇	一三四・〇
銀行負債		三〇・〇	
レンテン銀行	一、二〇〇・〇	三七五・五	一五五・二
帝國銀行	二三五・五		
計	一、四三五・五	四五八・九	一、〇二四・四
外國債		四二二・六	二二六・五
一億一千萬弗		二八・五	一、二五〇・九
二千一百三十六萬磅		一七・七	
二千五百二十萬瑞典クローネ		一二・二	四四〇・二
一億リラ		九三九・九	四三四・三
千五百萬瑞西フラン			二七・八
計		一一六・四	一六・六
其の他の負債		九・〇	一一・九
擔保附	二七・四	一八・六	九三〇・八
農業信用	四六七・五	一四四・〇	
其他			五二・四
計	四九四・九	二、八九四・九	一二・〇
總計	二、九九二・八		一八・六
			八三・〇
			二、四一九・九

次に千九百二十七年十二月三十一日現在の公債は左の如くである。（單位百萬帝國マーク）

內國債	一、五〇九・二
銀行債及千九百二十七年二月の公債	

償還權を有する評價したる紙幣マルク債務	四、五四七・八
償還權を有せざる　〃	七〇〇・〇
計　〃	六、七五七・〇
外國通貨債務	
一九二四年の國際公債	九〇三・五
以上合計	七、六六〇・五

第五節　獨逸の通貨問題

引用文獻

國民經濟雜誌第三十八卷第六號、同第三十九卷第三號

太陽昭和二年五月號

エコノミスト(大毎)第一年第七號

Economist. (London) 1925年7月11日　〃　7.18.

獨逸に於ける新本位制に就ては、國民經濟雜誌第三十八卷第六號及第三十九卷第三號所載の宮田氏及增井氏の報告及太陽昭和二年五月號牧野氏の叙述に於て其大要を盡されておる。今兩氏の報告を參照し其他の文獻を引用して其此處に至れる經過等に關して左に叙述して見る。

（宮田氏）獨逸に於ける貨幣及び本位の問題は今度の本位制の改正と獨逸銀行の改造とによつて改革の一端を實現しました。獨逸賠償委員會の意見書――所謂ドウズ案なるものを基礎として新しく銀行法、貨幣法更に之れに附隨してレンテンマルク引上げに關する法、私立發券銀行法が一九二四年八月三十日に公布せられました。これによつて主要な現象としては新しく「ライヒス・マルク」を單位とする金本位制が規定せられ。獨逸銀行は政治的關係から獨立することゝなり玆に再び獨逸の中央發券機關として立つことになりました。獨逸の本位制の問題に就ては貨幣制の側からと銀行制に關した方面から觀察したいと思ひ、玆には前者に關して殊に法律的な資料を提供するものであります。

一、獨逸レンテン銀行の成立迄て

戰爭の終つた一九一八年の十月には平均米國一弗が七・五マルク(法定平價は一弗が四・二であります)になつてゐました。然るに戰爭は獨逸の敗北に終り一方多額の賠償金支拂の義務を負ひ他方役人の非常に增加した爲に國家の豫算が次第に紊亂し、紙幣の發行が非常に增加し、マルク下落の條件を益々增したことになりました。

今左に（牧野氏）麻克紙幣の濫發が如何なるものであつたかを示して見る。

▽獨逸の紙幣流通激增の狀勢

一九一四年七月（開戰當時）	二、九〇九、四二二千馬
一九一四年末	五、〇四五、八九九
一九一五年末	六、九一七、九二二
一九一六年末	八、二五四、六五二
一九一七年末	一一、四六七、七四九
一九一八年末（休戰條約成立）	二二、一八七、八一五
一九一九年末	三五、六九八、三六九
一九二〇年末	六八、八五〇、〇〇八
一九二一年末	一一三、六三九、四六四
一九二二年末	一、二八〇、〇九四、八三一
一九二三年末	一七、二九一、〇〇〇、〇〇〇
同年十月	二、四九六、八二二、九〇九、〇〇〇
同年十一月	四〇〇、二六七、六四〇、三〇二、〇〇〇

同　年　十　二　月　　四六九、五〇七、四二四、七七二、〇〇〇、〇〇〇

獨逸に於ては大戰中には通貨統制が軌道を逸することなく行はれたが、大戰終了後特に佛軍のルール占領後は政府の通貨政策は、自暴自棄の氣味も手傳つて、いよ〳〵常軌を離脫し一九二三年十二月には前表の如く四六九、五〇七、四二四兆麻克といふ一寸讀み方も分らないやうな驚くべき額に達した。其結果は、物價を激騰せしめ、大戰開始の前年即ち一九一三年末を物價基準一〇〇とし、休戰條約成立の一九一八年末には二四五と云ふ騰貴率に止つてゐたものが左の如く激騰した。

一九二一年　三、五〇〇
一九二二年　一四七、四七九
一九二三年十一月　七〇九、四八三、六五六、〇〇〇

（宮田氏）一方マルクが下落すればする程これに對する信用は失はれ何人も出來得る限りマルク紙幣を外國手形に換へて持つてゐやうとするに至つて外國手形に對する需要の殺倒したことは實に意表に出づるものがありました。從つてマルクの爲替市場に於ける價値は常に下落する一方でありその下落の程度は實に紙幣增加の程度以上に不相應な急激さを示した事も屢々でありました。然るにこの現象は更に新しく物價の騰貴、賃金の引上げを促し且つ更に紙弊の增加を惹起しました。從つて所謂通貨の異常なる膨脹と外國手形の騰貴とは相互に作用し合ひ通貨膨脹はマルクの下落を惹起し而してマルク下落は更に又通貨膨脹を結果する有樣でありました。かゝる狀態が永引くに從つて遂に本位問題は最も重大な問題となつて仕舞ひました。かくて米國の弗とマルクとの比率が獨逸の國民的經濟的文化的及び社會的狀態の發展に對する決定的な要因となつたと言つても過言ではありますまい。

即ち（牧野氏）開戰前の對米爲替は平價附近の相場（平價は一麻——二三仙八二）であつたものが一九二三年の一月には一麻克——〇・〇〇七仙となつた。

斯の如きマーク相場の下落に對して從來政府は何等安定手段を講じなかつたのであるが佛軍の（大毎エコノミスト）「ルール」占領以來獨逸政府は佛白兩國への賠償支拂を中止した爲め持金に餘裕が出來た。此金を以て政府はドン底に落ちて居た馬克相場を一擧に五割方取り戻した。アムステルダムの市場に於て五十萬磅を拋げたのを初として內外の市場に於いて可成り必死になつて干渉し、千九百二十三年一月末に米貨一弗五萬馬克であつたものを二萬一、二千馬克臺まで持直させ、此相場は引續きライヒス・バンクの熱心なる干渉に依り四月半過ぎ迄繼續した。此の間に例の弗債券が發せられ募集の結果は失敗であつたけれども兎に角約千二百萬弗の外國貨を集めることが出來て之も亦馬克安定政策の資金となつた。

馬克相場は一時小康を見せたとは云ふものゝ、一方紙幣の發行高を見ると五兆馬克と云ふ、普通の數觀念を超越した巨數であり、且每週二千億以上の新紙幣が增發されては堪つたものでない。果然四月十九日の市場に於て馬克相場は再び暴落を始め一擧にして一弗三萬馬克を突破した。政府はウロタヘて宣言を發し（一）廣範圍の輸入制限（二）外國貨所持額屆出の義務を近く實施し投機を目的とする外國貨の賣買を更に一層嚴重に取締るべき旨を豫告し、經濟大臣は「此際馬克相場の下落を計るものは國民に對する叛逆者である」と云つた。

併し政府や議會の腹は何處にあるか、前記の大暴落當日夕刊新聞の相場欄には「工業及商業界方面よりの外國貨買註文一時に殺到しライヒス・バンクは豫期せざりしことゝて過日來の如く外國貨を投げて馬克の下落を防止し得ず、ライヒス・バンクよりの供給は僅に需要の一小部分を充し得たるに過ぎずして（公定相場立會の時のみ）馬克下落の傾向益々强し」とある。

獨逸では數年來外國貨の取引を可成り嚴重に取締つてゐる。ライヒス・バンクは其統一的組織の中心として少くとも獨逸內における外國貨の需給關係に就いては大體の見越しが付いて居るべき筈である。若し之が出來ないやうであるなら、今年二月以來の干涉政策が可能であつた譯がない。今回の馬克下落が外國市場に其切掛けを發したのなら、ライヒス・バンクのいひ分はまだ通る（尤もライヒ・スバンクは外國市場にも大規模な干涉をしてゐるのであるから此場合でも全然責任は免れ得ない）然し下落の切掛けが伯林市場であるに拘らずライヒス・バンクは「豫期せざりしことにて」の一句は少しく逸獨の金融關係に注意するもの、容易に承服し得ない所だらうと思ふ。現在獨逸市場で外國貨を買ひ得るは輸入品の代償支拂に必要なる場合に限る。そして政府の嚴重なる監督により輸入品に必要なる外國貨額はライヒス・バンクに常に一目瞭然判つてゐる筈である。「需要は商工業方面から殺到した」といふ、然らば輸入支拂でなければならぬ。之を「豫期せざりし」といふライヒス・バンクの態度に疑ふ節がないと斷言できるだらうか。

馬克の安定が「ルール」占領に對する國民の反抗的態度を鼓舞するに極めて好都合であつたのはいふ迄もない。然し馬克

の安定により下がると思つた物價は下がらないばかりでなく、益々騰貴した。逸獨はもう物價の安い國でなくなつた。從つて輸出は激減した。「ルール」地方からの輸出が止まつた上に更に一般的に輸出貿易が大打撃を受けた。國内市場も不景氣になつた。各所に生産の制限が起る。從て失業者が殖える。獨逸國は一方に多大の國難を控へて居り乍ら其唯一の賴りとする經濟界が斯く不景氣に成つて來ては、其の前途を悲觀せざるを得ない。それから自然の勢に反抗して人工的に馬克の安定を維持するには其期間が長くなればなる丈け多額の資金を必要とする。ライヒス・バンクは相場安定の爲め既に二百萬磅を費消したといふ。此先此政策の續行には幾倍の費用を要するか。斯く觀察して來ると、馬克安定政策の前には經濟界の危機襲來といふが見える。而して獨逸が此の目前に迫つた危機を脫するには何うすればよいか。其は何でもない、馬克相場を少しばかり下落せしむれば消えてしまふのである。其は無論姑息手段である。溺れまじと騒いで益々水底深く這入り込むものであるが、然し何と非難しても仕方がない。周圍の事情は此以外の回避法を許さないのである。背に腹は代へられぬ。

滑稽なのは獨逸大工業家等の態度である。獨逸工業協會の宣言に曰く「馬克相場安定政策の遂行は政治上及經濟上の緊要事にして工業界も亦全力を擧げて之を援助するものである」と。「嘘吐け」と頭から罵り度くなる。獨逸工業協界とは有力な大工業家の團體で、數ケ月以來馬克安定政策反對の爲め暗中飛躍をした事は公然の秘密であり、今回の馬克下落も恐らく此團體の仕事であらうと事情通は言つて居る。少くとも彼等大工業家等は馬克の下落に依り大利を博し得るもので馬克安定に反對なことは疑ふの餘地がない。馬克の下落により損をするのは勞働者や消費階級等である。

例の有名な「ステンネス」企業團に屬する某會社が最近取引所以來――即ちライヒス・バンクの干渉し得ない所に於て――多額の外國貨を買入れ、政府の安定政策の裏を掻いて馬克の下落を計つたと云ふ事實も傳へられて居る。

右の外馬克下落の裏面としては、財政、稅制、輸出入、經濟政策、社會政策等幾多の問題が潜み、又諸企業の資本集中增資、似而非利潤、勞銀政策等に就いても特殊なる諸現象を生んだ。

斯の如くして（牧野氏）一九二三年中の暴落の有樣は所謂釣瓶落しの勢で、同年末には、一麻克――〇・〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇一五、三仙といふ慘落であつた。紙幣濫發、爲替慘落も是程極端でなかつた時までは、通貨の膨脹は物價を刺戟し爲替の低落は輸出を昇進させ、却つて財界を繁榮せしむるものであるといふが如き謬つた意見も可なり有力であつたが愈

發いよ〳〵烈しく國民經濟も國家財政も全然破壞するより外はないといふ窖窮のどん底に陷つて幣制の上に大革新と云ふよりも寧ろ革命といふ可き非常手段を決行した。

（宮田氏）　ストレーゼマンの内閣の現はれし時には人々は「最後の内閣」として期待しこの内閣によつて救はるゝか然らずは獨逸の經濟的破產を見るより外なしと感じてゐましたが、

此の重大な任務の爲めに當時議員であつたカール・ヘルフェリツヒ氏はその專門家として最も通曉した知識を利用して本位制度の改革案を考案しました。

彼れは獨逸の農工商を基礎として特別な本位銀行を設立して價値安定な貨幣を發行しようとしました。彼はこの貨幣の根柢となるべき安固な價値として裸麥を撰びました。そして本位銀行は一噸の裸麥に對して二〇〇裸麥マルクのレンテン證券を發行し、この保證の下に價値を安定した「裸麥マルク貨幣」を市場に供給しやうと計畫して立案しました。政府は彼の裸麥本位をそのまゝ採用はしなかつた。が此の立案を基礎（其他英國のケインズ教授、瑞典のカッセル教授等の意見をも基礎とす。……牧野氏）としてレンテン・マルク貨幣に關する法案を制定しました。この政府法案も當時は直に議會を通過しませんでしたが、その内政府は委任法によつて授けられた全權を利用して一九二三年十月十五日にこの逸獨レンテン銀行の設立に關する法律を制定しました。

二、レンテン・マルク貨幣

新しいレンテン銀行は獨逸の農工商及銀行の代表者によつて設立された私法人であつて一定の條件を有する農業上の土地を保證として新しい貨幣の發行を許されてゐます。今この貨幣に關する限に於て新しい法律を一見して見ませう。

第十三條　（一）　レンテン證券は獨逸のレンテン銀行によつて發行せられるレンテン銀行券に對する保證として役立つ（二）　このレンテン銀行券の價値單位はレンテン・マルクであり、百分してレンテン・ペンニヒとする。

第十四條　（一）　レンテン證券五百金マルクにて呼ばれてゐる一枚について之を基礎とする五百レンテン・マルクの價値證券がレンテン銀行券なる名稱を有つて發行することが出來る。その發行の全額は資本及土地の金額を越えてはならぬ（二）

前項に定めた保證の存しない時はレンテン銀行券は絶對に發行してはならぬ。(三)レンテン銀行券は公金庫に支拂要具として受取られる。

第十五條　獨逸レンテン銀行はその發行するレンテン銀行券をば請求に應じて何時にてもレンテン證券と次の如く交換するの義務を負つてゐる。即ち五百レンテン・マルクに對して五百マルクのレンテン證券及次の滿期日以後の利子を支拂ねばならぬ。

然るに今貨幣としてのレンテン・マルク券の性質を見ますと新しいレンテン・マルク券は所謂法定支拂要具ではなく且つ本位貨幣ではありませんでした。只公金庫に對しては支拂要具として使用する權利がありますがその他何人もこれを支拂に於て受取る義務を負ふものでなく債權者はこれによる支拂を拒絶することが出來ます。

而して從來の獨逸銀行券が依然として從前通りに唯一の法定支拂要具でありマルク本位が當然として存續してゐました。

かくの如くレンテン・マルク券の發行は獨逸本位制の改正を意味するものではありませんでした。當事者は當時の經濟狀態に鑑みて終局の目的たる純然たる金本位制又は少くとも金マルク券に求めたものと言ふ事が出來ます。

尙時期早しとして一時の假の解決をこのレンテン・マルク券に求めたものと言ふ事が出來ます。

かくして一九二三年度の十一月中旬以來マルクの外國爲替相場も確立し、一弗に對して四、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇マルク(即ち四・二レンテン・マルク又は金マルク)の相場を維持し、レンテン銀行券の普及と共に他の金マルクにて呼ばれた支拂要具は段々減少し獨逸銀行紙幣とレンテン・マルク紙幣とが一兆マルク一レンテン・マルクの比率を保つてよく流通市場の需要を充たして並用されましたから政府は或程度迄期待した目的を遂げる事が出來ました。

右の如き(牧野)通貨價値の切り下げ、それも舊紙幣一兆馬克を新通貨の一馬克に切下げるといふやうなことは非常な英斷であつた。其結果獨逸政府の債務は事務上踏み倒して仕舞ふやうなものである。公私債權者の損失は英國貨幣に見積つて一百億磅に達したといはれてゐる。

三、銀行法及び貨幣法の改正迄

本位問題に關聯して獨逸銀行の改造と法貨新制で問題が再び持上りました。

此の點に就ては既に一九二三年五月一日逸獨政府は米、英、白、伊、日、佛の政府に當てた覺書の內に於て政治的影響を受けない國際委員の手に賠償問題を委ねたい旨を發表したものですが當時は其の議は容れられませんでした。後ち米大統領クリーヂ氏が八月十七日に國際會議の召集を薦め、次で十月二十五日に發表したカーゾン卿と米政府との間に取交された覺書に於て經濟會議に參加することを宣言した事によつて、この問題の解決は一段の光明を見るに至りました。十月三十日に英國は佛國政府に十一月に賠償問題專門委員會の召集を提議し佛國の同意を得て十一月三日賠償委員は獨逸財政狀態調査の爲め及び外國に於ける獨逸資本の決定の爲めに二專門委員を指定することになりました。……而してその第一委員會たる所謂ドーズ委員會の報告に依ると『本位の安定に就いての新發券銀行』なる題の下に「委員は獨逸に於ける統一せる且つ安全なる本位を實現する爲めの根本條件として新しい發券銀行を設立するか或は獨逸銀行を改造せんことを提議する」と結論してゐます。この提案せられた條件に基いて「組織委員」は更に熟慮を遂げた後既存の獨逸銀行を改造して所期の發券銀行たらしむることを以て全獨逸國民經濟に對して有利なりとし、新しく銀行法を改正しました。

而して同時に新しい本位の採用を規定する貨幣法を制定し、兩者を八月三十日の法律を以て公布しました。更に之と密接なる關係のある私立發券銀行法、レンテン銀行券の引上げに關する法律をも同時に公布しました。私は以下この改正せられた貨幣法の內容を述べ、改正せられた銀行法に就いては只貨幣制と關する限りに於てのみ僅に觸れ以て本位問題の貨幣制を闡明せんとの目的に資せんとするものであります。

四、新　貨　幣　法

新しい本位單位の採用を規定した新貨幣法は前述の外の法律と時を同じうして一九二四年十月十一日にその効力を生じました。

第一條　獨逸の本位制は金本位である、その計算單位はライヒスマルクである。一ライヒスマルクを百分して一ライヒスペンニヒとする。

第二條　獨逸國の鑄貨として鑄造せられるものは（1）金貨として二十ライヒスマルク及十ライヒスマルク（2）銀貨として一乃至五ライヒスマルク（3）一、二、五、五十ペンニヒを鑄貨とする。

第三條　金貨の鑄造に當つては純金一瓩を以て二十ライヒスマルク金貨を百三十九個半、十ライヒスマルク金貨を二百七拾九個鑄造すること、合金の比例は金九百分に對して銅百分の割合とする。

第四條　一八七一年十二月四日、一八七三年七月九日、一九〇九年七月一日の貨幣法によつて鑄造せられた金貨は當分のうち獨逸國金貨として通用する。一九二四年三月二十日新しい獨逸銀貨の鑄造に關する法律による銀貨は當分のうち獨逸銀貨として通用する。一九二三年十一月八日の大統領法令によつて鑄造せられたレンテンペンニヒ鑄貨及一八七三年七月九日の貨幣法によつて鑄造せられたる銅貨は當分の內獨逸國ペンニヒとして通用する。

第五條　法定の支拂要具は今後次のものに限る（A）第二條乃至第四條に規定せられた金貨及獨逸銀行より發行せられるライヒスマルクにて呼ばれる銀行券は無制限法定支拂要具である。（B）第二條乃至第四條に規定せられたる銀貨は第九條の割合に從つて法定支拂要具である。而して第四條に規定した金貨及銀貨については一レンテンペンニヒ及一ペンニヒの名目價値は一ライヒスペンニヒに通用する。債務が從來の本位のマルクにて支拂はれ得るものである場合には債務者は一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇マルクが一ライヒスマルクに當る割合にてこの法定支拂要具にて償還することが出來る。

第八條　五ライヒスマーク及それ以下の幣貨（第四條第二項に定めた貨幣を含む）は獨逸國の人口一人當りにつき二十ライヒスマルクを超えてはならぬ。獨逸國鑄貨の發行については金貨は別として總て需要に應じて獨國銀行を通じて流通市場に齎らされる。財務大臣は發行については獨逸銀行と更に詳細に就いて調停することが出來る。

第九條　何人も銀貨に於て二十ライヒスマルク以上ライヒスペンニヒ、レンテンペンニヒ及ペンニヒにて呼ばれたる鑄貨（銀貨でない限り）に於て五ライヒスマルク以上の額を受とるの義務を負ふものではない、第一項に定めた鑄貨は逸獨國金庫及地方金庫に於てはすべての額の支拂に受取られる。獨逸郵便金庫もこの法律の意味する獨逸國金庫である。

以上に必要と思はれる條文を擧げましたが今茲にこの法案の理由書の一般的部分を揭げると次の如くであります。

『銀行法の法案に就てはまづ獨國銀行は「マルク」にて呼ばれてゐる古い銀行券を引上げ、「ライヒスマルク」と命名された新しい本位にて呼ばれた銀行券（それは獨逸國鑄貨と相並んで法定支拂要具たるべきものである）を發行するといふことが考へられてゐる。

此の法案は賠償委員の指定した專門家の意見で定められたる要求に順應した。これが爲補助貨幣の最高の名稱價値を五ライヒスマルクとし（第二條）補助貨幣を發行し得る最高額を人口一人當り二十ライヒスマルクを超えてはならぬとした。

五、貨幣に關する其他の關係

流通せる銀行券の保證準備は最小限三分の一の金又は外國手形を必要にしてゐます。

（增井氏）

一、帝國銀行券に對する準備に關しては新銀行法第二十八條に於て規定されて次の二種類から成立してゐる。

（A）金準備

金準備は尠くとも準備總額の四〇%を占むるを要すとし（ドーズ案に於ては三分の一準備が提案せられてゐる）その內四分の三は金（金一封度は一三九二馬克に當る）四分の一は外貨證券である。

（B）其の他の準備

殘部六〇%に對しては帝國銀行に於て一般に割引を許さるゝが如き性質を有する割引手形及小切手を以てこれに充てる。

二、新銀行法に於て採用せられたこの金準備の概念はこれを舊行法（第十七條）の金準備の概念に比するときは前述の意味に於て外貨證券をも金準備中に挿入する點に於て一部分擴張せられてゐる。また金より成らざる各種鑄貨並に政府紙幣等を金準備中より除外したる點に於て一部分縮少せられてゐる。

三、一割の外貨證券準備に關する規定のために馬克の相場は外國貨幣に結びつけられてゐる。

四、一九一四年八月四日の勅令により大藏省證券を以て發行準備物件として認容する事となりたる結果これが其の後に於け

る通貨膨脹の主要原因を形造るに至つたのであるが、これ又新銀行に於て廢止せられた。

五、金準備の額を從前獨逸に於て現在尙ほ多數の國に於て行はるる所謂三分の一準備より引上げて伊太利、和蘭の如くに四〇%と定めたことはこれまた絶對の通貨膨脹の危險から免れんがためと解すべきである。

六、新銀行法は第二十九條第一項に於て『例外的の場合に於ては』金準備を引上げ得べきことを豫期してゐる。

七、右の方法によつて銀行券濫發の危險に對して嚴重に防止する外に帝國銀行をして金準備を法定率以下に減少せしむる機會をその度數に於て少く程度に於て少からしめんたために彈力を有する間接的强制手段を設けてゐる。即ち發行稅の制度である。これは墺國の新國立銀行規定に習つたものである。

八、發行稅に關する新銀行法第二十九條第二乃至四項の法文は左の通りである。

『以上の如き金準備の減少がもし一銀行報告週間以上繼續する場合には準備が四〇%に充たざる金額については帝國銀行は左の割合に從つて計算したる發行稅を帝國に支拂ふべし。

準備が三七%と四〇%との間にありたるときは年三%

準備が三五%と三七%との間にあるときは年五%

準備が三三・三分の一%と三五%との間にあるときは年八%に加ふるに準備が三三・三分の一%に滿たざる部分につき各%

準備が三三・三分の一%以下となりたるときは年八%

に對し一%を以てすべし。

九、斯の如き發行稅の制度の期する所は金準備が法定率以下に減少したる事がもし取引の必要に應じて銀行券の流通が增大したる結果であるならば帝國銀行をして準備が四〇%に滿さざる金額についてその不足額の增大すると共にいよ〳〵增加すべき課稅を負擔せしめる點にある。即ちその目的は帝國銀行をして强制して銀行券流通額を減少せしめることにある。

一〇、しかしながら一般公衆は斯の如き信號に不慣れであるから民衆に對する强制手段として割引率引上げ問題が同時に用ひられてゐる。

十一、割引率引上げに關する此の準則が帝國銀行の自由裁量に任かされずして法文に明記されてゐることは立法者が徒らに貨幣價値の安定に對して過度に焦慮したことを物語るものである。

十二、新銀行法のこの發行稅をもし舊銀行法のそれ(第九條)と比較するならばその間に本質的相違の存することを認めることが出來る。即ち一九一四年までは帝國銀行並に私立發券銀行から發行稅を徵收するものは銀行券流通額がその正貨準備と無準備發行豫備額との合計を越へたる時に限つたのである。しかるにこの重要ではあるが價値の極めて疑はしい謂はゆる「間接豫備」の原則は今回撤廢せられた。即ち新規定に依ると發行稅は却つて一足早く反對の方面に動くべき準備額の高さと結ばれてゐる。ゆえに、この發行稅は新法によつて全く異れる立場をもつことになつた。それはもはや無準備發行額が法定額を超過したる爲めに課せられるものでなく却つて準備が法定額より減少したる場合に課せられるものである。

十三、發行稅の累進率は極めて鋭く出來てゐるから監事會が必要に應じて特別なる決議をしたる場合は別として一般には純營利的見地から云へば金準備の額が三〇%も低下することは實際上殆んど起り得べからざることである。しかしながら準備額をそれ以下に減少すべからずと云ふが如き最低限度の規定もない。ゆえにこの點は全く帝國銀行の自由裁量に任かされてゐる譯である。

（安田氏）　次に獨逸銀行が再び中央發券銀行として完全に職能を竭すに至つたのでレンテン銀行は漸次に廢止せねばなりません。然し長くとも十ケ年の期間はレンテン銀行も殘ります。この期間に國家に貸付けてある一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇マルクは年々漸次に償還せられ、それに應じてレンテンマルク紙幣は流通市場から引上げねばなりません。

今迄の獨逸經濟界を壓迫してゐた信用の不足も緩和せられる可能性が生じました。一九二四年六月末の貨幣流通高は三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇金マルク以下でした。新しいライヒスマルク本位制の實施によつて發行せられることの出來る支拂要具を理論上計算してダルベルグ氏は次の數字を擧げてゐます。

一、獨國銀行券	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	ライヒスマルク
二、レンテンマルク券	一、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同
三、銀貨	一、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇	同

四、私立發券銀行券

計　一〇〇、〇〇〇、〇〇〇　ライヒスマルク
　五、六〇〇、〇〇〇、〇〇〇　同

債務評價問題

獨逸が新本位制を實施するに至りし經過と新本位制の內容とは以上略說の如くであるが、前述の如く舊マーク切下げの結果として獨逸の債權者は非常なる損失を蒙るに至つたのである。爲めに此問題を如何に解決するかに關する所謂債務評價問題は、同國貨幣價値の下落動搖が甚しかりしを以て、それだけ多くの問題を惹起し、容易に決するところがなかつた。而して此は千九百二十五年七月に入つて漸く完全に議會を通過するに至つたのである。評價案は個人的負債案と公債とに區別されたるが個人的負債案の如きは原案の十五ヶ條より八十六ヶ條に增加されたのである。現存する抵當及之と同樣なる擔保債務は原金價値の二十五パーセントに評價された。千九百二十五年六月十五日後に紙幣マークを以て支拂はれたる前記同樣の債務は、又二十五パーセントに評價せられて、辨償されたる紙幣マークの金價値よりも少額に改訂された。擔保財物が抵當物なしに賣却されし場合には、改訂の要求は、只賣却者に對してのみ有し、從つて無擔保のことゝなる。動搖時代に支拂はれたる會社の債券は改訂されない。而して現存債券に對する十五パーセントの評價は、主義として維持せらるゝも、千九百二十年一月一日以前に獲得したる舊債券の所有者は債務者たる企業が幾分かの配當を支拂へし後に十パーセントだけ附加せられる。抵當及債券資本の償還は千九百三十二年一月一日以前には要求することが出來ない。此間利率は千九百二十五年の最初の六ヶ月間に於ける一・二パーセントより千九百二十八年一月一日以降五パーセントに上騰する。聯邦の公債に對しては新舊公債所有者（其區別の日附は千九百二十年七月一日）間に於ける開きが維持されるのである。舊公債所有者は紙幣マーク公債の名價千マーク毎に對して減債公債の名價五十帝國マークを受けるのである。舊債券所有者に對して發行する減債公債は百五十パーセントのプレミアムに、千九百二十六年一月一日より辨濟期日間に於ける單利を加へて三十ケ年內に割賦償還されるのである。故に名價千マークの舊公債所有者は千九百五十六年に償還されるゝものとせば百二十五帝國マークに四・五の三十倍を加へたる額を受くるのである。名價五萬マーク以上の所有者に對しては評價は減額される。割賦償還期間を減縮せんとする特別の基金が創始されるかも知れない。新公債所有者は紙幣マークの名價千マーク毎に減債公債の名價二十五帝國マークを與へられるも利子を附せず。又賠償金を支拂へたる後にあらざれば割賦償還を受けない。聯邦內國家の公債に關する規定も大體同樣なるが共和國よりも一層寬大に評價することを國家に禁ずるの條項は削除された。都市の公債は其の都市の財政狀態に應じて一二・五より二五パーセトの間に於て評價せられる。此公債の評價は其後國の內外より非常なる反對を受けた。

第六節　總　括

財政は一九一三年度迄二十八年間に約三倍に増加す。

獨逸の財政は千八百八十六年度以降千九百十三年度に至る二十八年間に於て約三倍即ち收入に於て二七九%支出に於て二七七%の增加を示してゐる。而して收入支出の關係を見るに豫算は每年不足を示して此間一年として收支の均衡を得たることなく、其不足額は公債收入を以て補塡して來たのである。爲に此間に於ける公債募集額は實に四十三億三百三十萬マークに及んでゐる。斯の如く獨逸が公債收入主義を持續し來れるに就ては、內外に於ける國力の進展上或は止むを得なかつたかも知れないが確かに財政上に一つの問題を提供してゐる。

一つの公債政策上の問題

歲入は租稅主として間接稅が千八百八十六年度の總收入に對する六三%より千九百十三年度の八六%に及んでゐる。其他は官業收入及聯邦貢納金にして直接稅は聯邦及其他の地方財政收入に屬しておつたのである。

收入狀況

經常費と臨時費との區別

歲出に就て經常費と臨時費との區別に關し獨逸の會計法によるに繰返して支出されざるも資本的支出及特殊なる行政上の費用を經常費に包含せしめておることは注目に値する。

歲入不足と公債

獨逸の財政が絕えず歲入不足を以て繼續し之を公債にて補塡せしが、政府當局者が歲出の增加に伴ふ收入を擧げ能はざりしは帝國の構成關係上歲入の大部分が間接稅のみに限られておつたからである。爲に千八百九十年度より千九百十四年度までに於て豫算の不足累計は四十億五千八百萬マークに達し國債の增加額は三十九億一千七百萬マークに達しておる。斯の如く獨逸は公債收入に依つて豫算の不足を補塡し來りしが爲に千八百七十四年に於ける帝國金庫證券の發行以來千九百十四年三月三十一日現在に於ける公債負擔は五十一億五千八百萬マークに達するに至つた。而して千八百八十六年度以降千九百十三年度の間に於ける公債收入は租稅收入の約十二パーセントを占めておつた。

公債の使途

以上の如く增加せし公債を如何なる方面に使用せしかを見るに千八百九十九年迄の計算によるに陸軍が十億五千五百二十萬マーク、鐵道が一億三千九百萬マーク、運河一億六百萬マークにして郵便電信が七千五百萬マークなるを以て大部分は軍備擴張の爲であることが分る。而して此狀況は千九百年以後に於ても大したる變りがないものと考へられる。斯の如く公債の增加せし一原因として又公債の償還に關して何等の準備も構ぜられず構ずるも其效果がなかつたと云ふことが數へられる。

軍備擴張の犧牲

償還計畫なし

大戰中に於ける獨逸の財政政策は一、公債の發行、二、不換紙幣の發行、三、經費の節減と戰時稅の徵收と戰勝後に於ける賠償豫想とであつた。而して第二の不換紙幣の濫發に就ては各國とも同一であるが、第一の公債政策に關しては獨逸は佛國の短期公債主義と異り初めより長期公債主義によつた。これ獨逸が戰後に於ける財政恢復上に於て其の困難の程度を幾分弱めたる點である。然し英國の如く租稅政策に重きをおかなかつた缺點がある。而して最後に戰勝を豫期したる賠償金を目當にせしが如きは全く誤れるも甚しき計畫であつた。

戰時財政政策の長短

公債政策の特徵

戰時財政內譯

千九百十四年四月一日より千九百十九年三月三十一日までの獨逸中央及聯邦の總經費は二千二百五十八億マークなるが之に對して公債を除きたる收入總額は六百七十八億マークにして之を中央政府のみに就て見れば二百二十億マーク、一年平均五十五億マークにして千九百十三年度の公債收入を除きたる二十五億四千五百四十萬マークの二倍以上である。

行政費の節約に努む

以上を更に詳細に觀察せば中央政府の財政に於て經常費中行政費は千九百十三年度の一億八千九百萬マークなるに對して千九百十八年度は一億八千六百萬マーク、五ケ年間の一年平均三億四千七百萬マークとなるも之は千九百十七年度に於て九億一千三百萬マークと云ふ特別巨額なる支出あるに基因し、其の他の年度に於ては、何れも戰前よりも非常に減少してゐる。然るも其他の經費に就ては何れも戰前より少額である。公債費の增加は當然とするも之は多く軍事關係に基因し臨時部にて支辨されたりと認められゝにより以上の點を除外して考ふれば獨逸の戰時財政は支出方面に就ては行政費の節約に努力し健實なる道を踏みしことが大體に於て推察せらる。之を臨時費方面に於て見るも戰爭に無關係なるものは千九百十三年度の一億一千一百萬マークなるに對して一千萬マーク乃至六千五百萬マークにして五ケ年間平均は二千三百萬マークなるを以て前記と同一狀況にあることを知ることが

出來る。

租稅政策の失敗

次に歳入方面に於て觀るに千九百十三年度に於ける租稅收入は六億七千九百萬マークなるに對して千九百十五年度までは却つて收入額減少し千九百十六年度に入り新稅を起したるも、さりとて總收入は七億一千六百萬マークに過ぎない。翌年に至つて始めて非常徵收を實行し六十億以上を得たるも之は又千九百十八年度に至つて四十億に低下して居るのである。然して以上二ケ年の增收も永久資減に求めなかつた。之を以て獨逸が戰時財政を處理するに當つて餘りに戰勝の夢に溺れて戰費を公債にのみ求め租稅制度を閑却したることがわかる。然してこの失敗は支出方面に於ける成功を以て到底償ひ得べからざる程に甚だしきものであつた。

一九一九年度危機の脫出

斯の如くにして獨逸の財政は千九百十九年に入つて危機に瀕したのであるが其後大藏大臣の說くところによれば、此の危機は彼の先任者たりしエルツベルケル氏の功妙なる租稅政策によつて漸くにして之を脫したのである。

以上の如くにして戰時財政の總決算は總支出千五百八十八億マークなるに對して公債外の收入は僅に二百十七億マークに過ぎず不足額は實に千三百七十一億マークに達したのである。然して千九百十八年末に於ける獨逸の公債總額は千五百七十七億マークに達したとのことである。然し此の內流動公債は五百九十億マークなりと云ふ點に於て特徵あるは前述の如くである。然のみならず其の發行狀況及び條件等に於て到底佛蘭西の如き遠く及ばざるの健實さがあつた。

公債政策の健實

然れども帝國銀行に對する國庫借上金は他の諸國と同樣に實行せしを以て、之が後に紙幣濫發の一大禍根となりしことは獨逸の爲めに甚だ遺憾なりしことにして、獨逸としては當時の事情にして可能なる限り前述の確定公債主義に向つて進むべきであつた。

銀行借上金の禍根

次に戰後に於ける流動公債の激增に於ては戰敗後に於ける獨逸としては止むを得なかつたかも知れない。殊に革命等の結果として健實なる財政政策を實行し能はざりしことに對しては寧ろ同情に値すべきである。

止むを得ざる戰後の流動公債增加公債費の激增

獨逸が戰費の大部分を公債收入に求めたる結果として公債費が激增したるは當然のことである。これにも租稅收入を輕視したるの罪が現實に現はれてゐる。

獨逸が開戰後直ちに所謂金融動員を斷行したることは他國の到底及ばざりしことにして戰敗に伴ふ其結果は別として確に平素よりの用意周到なりしを思はしめるのである。

金融動員

玆に千九百二十年度に於ける豫算及財政經濟政策を大藏大臣の說明に依つて觀察するに其の歳出豫算は經常部及臨時部を併せて五百二十一億五千萬マークにして歳入は千九百十九年度の剩餘金をも併せて三百五十五億マークなるを以て差引百六十六億五千萬マークの不足となつてゐる。而して繼續的歳出額の二百三十八億マーク中其重なるものは公債利子の百二十四億マークにして廢兵及遺族救助費が三十八億マーク以上に及んでゐる。又一時的歳出として特殊のものは三十億マークの食糧品價格調節費である。臨時部歳出中郵便缺損の十億マーク殊に鐵道缺損の百二十億マークは特に注目すべき點にして、之が鐵道國營の失敗を非難せらるゝ所以である。

一九二〇年度豫算狀況

當時の財政經濟政策

歳入の不足額は之を紙幣發行と公債政策とに求めざるを得ざりしが千九百二十年三月末の公債負擔額は確定公債九百二十億マークにして流動公債は千五十億マーク兩者併せて千九百七十億マークに達するを以て、此上の公債發行は益々財政を壓迫するの結果となるは勿論である。蓋し其當時直接稅は最早稅源を盡し終れりと見做されたからである。又公債政策による場合も之を當然である。然も紙幣の增發は尙免がるべからざる狀態である。

以上の如くにして獨逸は尙財政的苦悶の域を脫せざりしが玆に政府が健全なる財政策を樹立するの根本條件として必要なりし事項は一、聯合國賠償要求額の確定、二、流動公債の固定化、三、國際的信用を得るの手段と貿易の均衡、四、國內生產力の振興であつた。

財政恢復の根本條件

戰後に於ける獨逸の財政に就き、其の歳出狀況を見るに千九百二十年度より千九百二十三年度の間に於て三十九億五千萬ライヒスマルクの間にある。之等を千九百十三年度と比較せば百五十パーセント乃至三百六十パーセントである。然るに歳入は十五億八百三十萬ライヒスマルク乃至三十二億七千五百十萬ライヒスマルクにして千九百十四年度の二十四億マルクに比較せば却つて減少し若しくば增加せ

戰後に於ける歳出歳入狀況

るも大したる額ではない。斯の如くにして歳入不足額は二十四億乃至六十三億ライヒスマルクに及ぶに至つた。然して斯の如き收支の不均衡を惹起するに至りし原因は、戰時中に比較し一般歳入が急激に減少せる代りに歳出は戰時中の經常費に比較して減少せるよりは寧ろ增加の傾向を有するからである。更に收入の不足に充當するが爲に不換紙幣を濫發したるが爲に物價の騰貴を來し却て益々歳出額を增大せしことも重大なる原因である。而して歳出額の減少せざるは過大なる賠償金を支拂しが爲めにして、若し獨逸にして此の賠償金の支拂なかりしものとせば此の賠償額を弗相場により換算して求むるに千九百二十一年度の一般歳出は三十八億三千六百萬金マーク同二十二年度は二十七億五千三百萬金マークとなり戰時中の經常費に比較して非常なる節約を斷行したることとなり、後者の如きは戰前と大差なき額となつておる。

收支不均衡と其の原因

戰後の節約

當時收支の均衡を保たんが爲めに支出を節約するか若くは收入を增加するかの二途ありしが前者は千九百二十二年度の如き賠償支出のみにて經常收入の百五十パーセントに及べるを以て絶對に不可能であつた。

節約による收支の均衡は不可能

斯の如くにして收支均衡の方法は只收入增加の一途あるのみであつた。之ワイマール會議に於て稅制の一大改革を斷行し中央政府が租稅其の他一切の收入源泉を支配するに至つたの原因である。斯して最初に設けられたるが國難犧牲稅及び資本增加稅であつたが之は期待したる程の成功を納むることが出來なかつた。次に設けたるが資本收益稅及一般所得稅である。而して個人所得稅と法人所得稅とが租稅收入中の重要項目となつた。以上直接稅の外に幾多の間接稅をも創設したのである。斯くして千九百二十二年度の租稅收入は千九百十三年度の六億七千九百萬マルクなるに對して十四億マルク以上の收入を得ることが出來るに至つた。此の內五億三千三百萬マルクは所得稅である。而して所得稅率は最初の十パーセントより六十パーセントに及んでおる。

ワイマール會議の稅制改革

租稅過重の結果

獨逸戰後の租稅は以上の如く極めて苛酷になりしを以て人民は非常なる困難に陷り爲に資本は甚だしく海外に流出するに至つた。政府は之が爲に戰時中より實行せし資本の流出を防止するの政策を講じたのであつた。然のみならず人民も亦逃亡を開始するに至つたのである。

千九百十九年度より二十三年度に至る獨逸の賠償金は大藏省より支拂ふ分のみにて左の如くであつた。

流動公債增加による財界の攪亂

弗相場による換算額　六十億九千六百萬金マルク

物價指數による換算額　百十六億二千六百萬金マルク

故に獨逸は此の支拂に應ずるが爲め大藏證券と銀行券との增發を以てしたる結果之等は非常なる激增を來し獨逸公債の信用は全く地に墜ちんとするに至り爲に財界を極度に攪亂して從つて豫算の均衡を得んことも全く不可能になつたのである。

以上の概觀

以上の敍述によつて考ふるに獨逸の戰時財政政策は主として公債政策に求めたる點に於て缺陷ありしも、此の多くは確定公債なりしを以て、之が爲に戰後の經營に非常なる壓迫を及ぼしたるものと見ることは出來ない。其の租稅政策を輕視したるの缺點は到底免がれ能はざるが之が爲に戰後に至つて苛酷なる徵稅を實行するの止むなきに至つて國民を塗炭の苦に陷らした。然しながら其の支出方面に於ては極度の節約を加へたるは誠に妥當の方法にして獨逸が戰後に陷りし財政の危機は全く賠償のものと見ることが出來る。

膨脹時代豫算計算方法

尙獨逸戰後の豫算膨脹時代に於ける計數に就いてはクレートン氏の論ずるが如く過速度的紙幣下落の關係上適當なる算定を試むることは非常に困難である。而して氏の提唱せる算定方法は一つの研究問題である。更に政府が歳入財源を紙幣の濫發に求めたのであるが之は國民が通貨の下落による損失の負擔を拒否せしが爲に政府としては此の方法を中止せしむるに至りしことは注目するの價値がある。更に獨逸が豫算の議決を遲延せしめたるが如きは一面止むを得ざる理由ありしとは云ひ、之による弊害も亦甚しかつたのである。

鐵道の國營と其の結果

又獨逸は千九百二十年に主要鐵道を國營として約四百億マルクの流動公債を負擔し然かも鐵道は利益を生ぜざりしを以て、財政上に大なる壓迫を加ふるに至つた。之は一面大なる失敗の如くであるが其の後ドーズ賠償案によつて鐵道收入を賠償手段の一とせらるゝに至つて却つて不利を轉じて有利になつたのではないかと考へられる。

財政の國際管理開始

前述の如くにして、獨逸は賠償支拂の爲めに愈々國家破產の運命を辿らさるを得なくなつた。玆に於て聯合國は獨逸の財政に關與して一面獨逸財政の恢復に力を注ぐと共に賠償の支拂を確保せんとするに至り、遂に獨逸の承

認を得て之を實行するに至つたのである。

千九百二十三年度の財政は一層甚しき混亂狀態に陷り歳計は膨脹し爲めに同年四月より七月に至る歳出に於て十七兆紙幣マークの不足を生ずに至つた。而して斯の如くなりし原因は賠償の重き負擔と之が支拂の爲に發行する流動公債と紙幣の濫發である。之は益々對外爲替の暴落となり、物價の騰貴を招來して其の傾向は實に恐るべきものであつた。

一千九百二十三年度の財政の混亂

斯の如き實情なるを以て政府は同年十一月に歳入歳出及公債狀況の發表を禁止するに至り、銀行週報も中止し所得の增進なき國民に對して益々重稅を負課するの有樣であつた。然も之を以てしては尙歳出の漸く千分の一を補塡し得るに過ぎさりし狀況にありしとのことにして玆に至つて獨逸は將に財政的に死滅せんとするに至りしものと見ることが出來る。而して斯の如きまでに混亂したる獨逸財政の恢復に就ては政策上及び理論上より見て大に研究すべき點であると考へる。

財政的頽死の狀態と研究問題

斯の如く悲慘を極めたる獨逸の財政狀態も千九百二十三年の秋に至つて幾分恢復の徵向を呈するに至りしが之は後述するが如く賠償問題の解決に有力なる原因を求むべしと雖も他に看過すべからさる原因として數ふべきはレンテン馬克の發行である。而して何故に之が恢復の原因たりしかに關しては後年に於ける研究題目たるの價値がある。

恢復の一端と其原因と研究問題

獨逸政府は此の機に乘じて、第三回增稅計畫を發表せしが之は財政をして益々急速に恢復するが爲の適策であつたと認めらる。而して更に行政整理に依つて歳出の節約を講ずると共に公債償却の途に出でたるは誠に機宜に適したる方針であつた。

增稅の計畫と行政整理及び公債償却

次いでドーズ案の實施は直接的には（一）政府に健實なる金融の途を開かしめ（二）舊公債を整理することを得せしめ（三）財政改善上聯合國より一種の保證を受けたる結果となり、更に間接的には（四）民心の安定產業の振興を促進して財政の基礎を健實ならしむるに至つたのである。千九百二十四年度に入つて減稅計畫の如きは假令外國より援助を受けたると否との相違あるとは云ひ、一つは戰敗國として他は戰勝國としての佛國の財政恢復の跡とに照して誠に雲泥の相違がある。若し獨逸にして巨額なる賠償金の負擔なかりしなれば戰後に於ける財政及經濟界の恢復に就いては恐らく列國中に光彩を放つたことゝ考へられる。

ドーズ案實施の效果

獨逸は豫算編成上に於て郵便鐵道等の產業的收入を一般歳入より除外したるが之は戰後に於て之等の收入は其の支出を償ひ能はざる等の事情ありしによるのであつて決して之等の特別會計を根本的性質上必要としたるによるものとは認められない。

戰後に於ける關稅收入は非常に減少して、戰前租稅收入の四十五パーセントを占めしに對して千九百二十四年度には三パーセントなるに至つた。之は保護關稅のあるもの、撤廢とベルサイユ條約による關稅制限との結果であつた。然し後の改正により更に增額するに至つたのである。

歳入資源の大變化

千九百十三年度に於ける歳入資源種別を千九百二十四年度のそれに比較するときに於ては前者に於ては所謂產業收入と租稅及び關稅とは大體に於て重要なる同一割合を占めたりしが、後者に於ては租稅のみにて總體の九十四・八パーセントを占むるに至りしは此の間如何に歳入制度上に大變化ありしかを知ることが出來る。

財政組織上の特異黑

獨逸財政上に於ける特異點は同國が聯邦組織たる關係上財政權を全然中央に統一せられさることにして、ワイマール會議の結果は歳入徵收權の大部分は中央政府に統一せられたるが如きも其の直接稅歳入は大部分若くは一部分又各聯邦國家に分配せらるゝのであつて、其の割合に於ては兩當時者間に屢々論爭を惹起してゐる。

租稅負擔の增加

獨逸の中央聯邦國家及凡ての地方團體に於ける租稅收入額は千九百十三年度の四十億マークなりしものが千九百二十五年度には百五億マークに增加し一人當り租稅額は前者の七〇・二マークに對して後者の一六九・二マークなるに至つた。而して斯の如く增加せし理由は（一）物價騰貴（二）賠償金支拂（三）軍人及遺族給與金（四）福利施設及失業者救濟（五）公企業收入の激減せるに因によるのである。

負擔輕減

千九百二十四年度以降獨逸の豫算は大したる變化を及ぼさざりしが其の歳出の增加は消費稅及關稅收入の增加を以て反面に於て他の租稅を減廢し以て負擔輕減の方法に對する努力が現はれてゐる。

一九二四

千九百二十四年度決算及び當時大藏大臣の說明によるに、歳入は豫算よりも非常なる增加を來し、豫算狀態は

年度決算の結果

殆んど恢復されたるの狀態である。而して其の過剩金は主として債務の償還に充當せられたのである。

一九二五年度豫算と租稅負擔輕減の辭

歲入狀態が以上の如く良好なるを以て千九百二十五年度豫算に於て左翼の諸黨は租稅負擔の輕減を主張するに至つた。斯の如くして稅制改革の事業にも著手せしが之に對しては財產增加利得稅等を增徵せんとする點に於て社會主義者の運動が相當に影響を及ぼしつゝあつた。

一九二五年度豫算成立の遲延と其の特徵

當時獨逸の財政が尙正規的狀態に恢復せず然も其の運用に關して、如何に喧ましき議論を生じたるかは、千九百二十五年度豫算が年度末に近き二ケ月前に漸く確定せしことを以て大體推察することが出來る。而して其の歲出方面に於て失業及恩給費が非常に增加したる點に於て特徵を有しておる。歲出歲入とも以上の如く膨脹せる狀態の下に於て國民の租稅負擔を輕減せんとするの運動は其の後も依然として繼續しておつた。

英國に比して租稅負擔過重ならず、然も減稅を叫ばるる理由

此租稅輕減運動に關して當時計畫せられたる所によるに獨逸の國民所得は千九百二十四年當時に於て五百億マーク以上にして同年中に於ける中央地方政府に對する租稅負擔は八十一億マーク以上であつた。而して千九百二十五年度を九十億マークと見るも此は國民所得の十八パーセントに相當し英國の二十一パーセントよりは其負擔に於て低率であることが分る。然も尙負擔過重の叫ばれし所以のものは一方に於て其產業狀態が物價關係をも考慮に容るゝときは未だ戰前の狀態に復歸せざることゝ賠償金負擔等より來る心理的影響に起因しておるにあらずやと考へられる。

減稅實行と一九二四年度決算

斯くして千九百二十五年度に於ては些少ながらも減稅を實行したるが此は少額所得者の所得稅輕減と販賣稅の輕減とに於てゞあつた。然も一般財政狀態は良好であつたとのことである。千九百二十四年度決算に於て約九億マークの剩餘金を生じたる結果より見れば以上は當然の歸結である樣に考へられる。更に聯邦の債務も相當の減額を示しておる。

租稅負擔增加の原因

次ぎに獨逸の租稅負擔增加の原因として擧げらるゝ所を見るに(一)物價騰貴(二)賠償金負擔(三)對內的戰爭負擔(軍人家族及遺族に對する支給)(四)福利施設及失業救濟費(五)企業收入減少等である。而して增徵の最重要なものは其中の四〇パーセントを占むる家賃稅と取引稅とである。

純計豫算

次にヂエッセン氏の主張による純計豫算に就ては後章に於ける研究題目の一である。

鐵道財政

一時非常なる不足を示したる獨逸の鐵道財政が賠償問題と關連して獨逸の會社となりし以來の好成績に就ても亦後章に於ける研究題目の一である。

第一年度賠償支拂の成績

獨逸は第一年度賠償金支拂義務を完全に終了した。然し此原資は外債と鐵道公債利子とによつたのであるから之が爲に直接獨逸の財政を損傷することなく却つて外債の爲に通貨の安定を來し豫算の基礎を強固ならしめたのである。

一九二六年度豫算と一九一三年度との比較

千九百二十六年度豫算に關連して之を千九百十三年度と比較したる大藏大臣の調査によるに、千九百二十六年度に於て戰爭及軍事作業より生ずる直接の經費を除外せば其計數は二十六億一千九百萬マークとなり千九百十三年度の二十六億七千二百萬マークなるに對して却つて五千萬マーク以上の減少を示しておることゝなる。此は國防費に於て二十億六千二百萬マークより七億四千三百萬マークに低下した事が一大原因を爲しおると雖假りに之を包含せしめて考ふるも獨逸は戰後如何に一般行政費を節約しておるかが分る。

減稅實行

又本年度に於て政府は三億六千萬マークに達する減稅を實行せしが此事實は國民減稅運動の結果なりとは云ひ獨逸が戰後の財政に注意して之が爲に國民經濟上の壓迫を少からしめんとするの努力が察知せらるゝのである。

經濟的危機の爲に追加豫算の增加

然るに反面に於て獨逸の歲出豫算は更に追加豫算として八億マーク以上を增額するの必要に迫られたるが此は主として經濟的危機に原因しておるとのことであつた。然も右增額中の通常豫算所屬の分は公債借入金なしに賄ひ得るとのことであつた。而して本年度の決算を前記提出豫算と比較すれば歲入に於て約五千三百萬マークの減少を來したるも歲出に於ては二億四千四百萬マークの節約を爲したるを以て結局九千七百萬マークの剩餘金を生ずることゝなり前年度よりの剩餘金を合して此は四億九千七百萬マークに達するに至つた。而して大藏大臣の聲明せし爾今に於ける非募債と稅制を改革して其の單純化を實現せんとするの案は益々獨逸財政をして强固ならしむるものと考へる。

良好なる決算狀態と租稅單純化

賠償金支拂第二年度の成績

賠償金支拂第二年度に就ても獨逸は忠實に其義務を履行した。然も本年度は前年度と異り支拂資源を公債等によらずして之を國内資源に求めたのであるからそれ丈獨逸としての努力の樣が思ひやられる。

一九二七年度豫算原案と租稅徵收制度の簡單化

千九百二十七年度豫算原案は前年度豫算に追加豫算をも合したる額と約同額なる八十五億マークにて均衡を得て居つた、而して大藏大臣の說明によるに此年度に於ては租稅徵收制度の簡單化が一つの特徵を爲すと共に失業其他の社會的目的の爲に相當の增加が見込まれて居つた。

次ぎに官吏の增給と戰時恩給の增額とを計畫せしがこれらに要する資源は增稅等によらずして剩餘金及現行租稅の增收とによる筈であつた。

ギルバート氏の覺書と政府の反駁

獨逸の經濟財政狀態に關するギルバート氏の報告によるに當時獨逸に於ける一般經濟狀態としては、一、生活標準の改善、二、新資本の創造、三、流動資本の補充が必要にして之が爲に秩序正しき財政々策が最重要なる條件としてゐる。然るに最近に於ける政府の財政々策は此目的に添ふておらない。そして深く財政上に及ぼす影響を考ふることなくして其支出と借入とを增大してゐる。而して此結果は當然獨逸内外信用の失墜となつて現はるべきにより、此際斷乎たる節約及秩序ある財政制度を確定することが必要であるとのことである。

（一般經濟狀態に對する必要手段）（聯邦内國家地方團體歲計の膨脹と借入金の增加）（財政政策上の根本問題）（行政制度租稅制度の簡單化）

獨逸の聯邦國家及地方團體は千九百二十五年以降盛んに内外公債借入金を實行せるがそは主として政費の增加より來るものにして此は最少限度まで削減して斯の如き起債の必要なからしむることを要する。之が爲には聯邦政府が聯邦内國家以下の地方團體を有效に監督する手段を講ずることが必要である。

次に財政々策上の根本問題として膨脹時代に於ける必要なる手段を怠りし結果として起りし諸現象を現在に至つて償はざるべからざる狀態にあるが之が爲には價値引上に關する諸問題、戰爭の爲に破產し若くは莫大なる損害を蒙つたるものに對する補償の問題及官公吏俸給引上の問題がある。更に行政制度及租稅制度簡單化と中央地方歲計統計の完成の問題とがある。

千九百二十五年度より二十七年度に至る總歲出增加の原因は、一、賠償支拂の增加、二、社會保險及失業救濟費の增加、三、戰爭犧牲者に對する補助、四、國債とである。而して千九百二十七年度歲計に於ては戰爭負擔の

（聯邦財政膨脹の原因と戰爭負擔）

みにて二十六億マークに達せるが此は各邦に對する交附金を除きたる普通歲出五十八億マークの約半分である。又千九百十三年度に於ては總歲出二十七億マークなりしが今日普通歲出のみにて五十八億マークに增加せし所以のものは此間戰後に於ける經濟上の改造に向けられたるもの多きによるのである。

（一九二八年度豫算に於ける努力）

千九百二十八年度豫算は嚴格なる節約原則に基き編成されつゝあるも其絕えざる膨脹を防ぐが爲には普通歲計に於ても充分の節約を講ずることが必要である。又特別歲出方面に於て絕えず借入金を繼續することは甚だ危險である。之が爲に新起債を出來得る限り停止若くは制限し、既存國債を整理することが必要である。此點に於て獨逸政府が千九百二十八年度豫算に於て相當努力してゐる樣である。

（地方團體の借入金に就て）

聯邦内國家及地方團體の借入金はギルバート氏の覺書の如くに注意すべきであるが之には生產的借入金を多く包含してゐる。故に起債に關しては只地方團體自身の利害のみに關せず獨逸國全體の利害を顧ることが必要である。而して其起債額に關する總取扱人の覺書にある十六億マーク中には農業工業上の目的に對するもの約五億マークあるのみならず其他の起債内容に就て見れば何れも生產的起債費にしてギルバート氏の云へるが如く行政費に對するものではない。

（地方團體の借入金に就て）

次ぎに中央政府と聯邦國家との財政協定は長き歷史的觀念を根柢として實行せらるべきことなるを以て之を直ちに實現せんとするは却つて危險である。而して政府は此方面に就て着々準備を進めてゐる。又之が爲に必要なる統計の完成にも努力してゐる。

（中央地方の財政協定に就て及統計の完成）

起債に關する中央政府の監督に就ても政府は其の實行上の完然を期せんとしてゐる。

（官吏俸給增額は當然行政政策の根本條件）

而して問題となり居る官吏俸給と戰爭參加者に對する給與の增額とに就ては、彼等は一般的に見て水準以下の取扱を受け然も國家の爲に努力し來れるものなるを以て此は獨逸の復興上より觀るも當然のことである。之と共に行政改革の事業も以上の實行を待つて初めて完全すべきである。

（大藏大臣の改革方針）

而して大藏大臣は、一、行政の單純化、二、地方團體との重複を避け且つ、三、各國家及聯邦自身の行政を簡單化することに就て努力しつゝあるとのことである。

次ぎに戰爭の爲に損害を受けたるものに對する補償手段を講ずることも亦刻下焦眉の必要事項である。又小學校問題の解決も必要なることである。

以上に依り從來獨逸が實行し來りし政策は全くドーズ案の根本精神を尊重し且つ獨逸國を健全なる狀態に恢復せんが爲の手段にしてギルバート氏の主張せしが如くに賠償義務を充分に考慮せざることもなく又千九百二十七年度の財政々策が賠償義務に不都合なるものでもなかつたとのことである。

千九百二十八年度豫算に關して大藏大臣の演說中に現はれたるところによるに、從來に於ける歲出の膨脹は何れも止むを得ざる原因によりしものゝみなりとのことである。

即ち社會保險法及失業手當として千九百二十四年度の一億六千萬マークなるに對して千九百二十五年乃至二十七年には四億二千萬マーク乃至約七億に達する金額を支出しておる。

國債費は千九百二十四年度の二億マークなるに對して千九百二十七年度の如きは四億八千萬マークとなつた。

賠償支拂は千九百二十四年度には皆無なりしものが千九百二十七年度には八億三千萬マークを支出するに至つた。

次に俸給及恩給方面に於ては千九百二十四年度の約十億マークより二十七年度の十四億七千萬マークなるに至つた。

而して右の增加は何れも止を得ざるものであるが此增加に對して支出の減少せし項目は戰爭負擔に於て千九百二十四年度には約十億マークなりしものが二十七年度には一億七千萬マークに減少しておる。

次ぎに戰爭負擔なる概念を廣義に解するものとせば千九百二十七年度の該當支出額は三十五億マークとなり千九百二十三年に於ける共和國總歲出額以上である。

以上を以て歲出の膨脹が止むを得ざることも明白であるが更に問題となれる三案に就ても當然實行せざるべからざるものであり且つ之に依つて租稅の增徵を要することなく他の政費の節約及從來租稅の增收に依つて之に補塡することが出來るのである。

（戰爭損害者の補償）
（獨逸は忠實に賠償義務を實行す）
（歲出膨脹に關する大藏大臣の說明）
（社會的目的による支出增加）
（國債費增加）
（賠償支拂費）
（俸給及恩給費の增加）
（戰爭負擔の減少）
（廣義に於ける戰爭負擔）
（恢過復渡期最終年）

斯くして現在は特にドーズ案實行により獨逸が財政狀態を恢復せんとする過度の最終期である。

千九百二十七年中の財政狀況は歲入の方面に於ては豫算よりも約三億マークの增收となるべく、又歲出方面に於ては勞働狀態良好の爲に約三億マークを節約し得べく、而して他の節約額は其他の豫算外支出等によつて相殺さるゝものと見ておつた。斯くして約五億マークの剩餘となるも問題となれる三法案其の他に就ての追加豫算に最高三億マークを要するにより結局二億マークが純剩餘額となる筈である。

特別歲計に就ては未だ公債によつて支辨しおるの狀況なるが然も現在の狀況は起債を許さない。何れにしても此方面の節約を斷行することが必要である。

千九百二十八年度の豫算方針として淸算債務損害法を除きたる總歲出額は約五億マークの增加なるも此內四億マークは賠償負擔に於てである。他の一億マークの增收あるものと見込むだ。此增收を現せんと計畫しておつた。又歲入は千九百二十七年度よりも約三億マークの增收を以て足らざる部分は剩餘金其の他を以て補塡し以て均衡を得んとするの計畫なるが最早獨逸の歲計は之以上の負擔に堪へ得ざるものとしておる。而して獨逸の經濟狀態は良好なりとは云ひ、此は未だ以て對外競爭的には不充分である。故に政府としては、千九百二十五年以來の減稅方針を續行する考であるとのことであつた。

中央地方の行政事務の簡單化等に就ては前述の如くである。之に關して共和國節約委員の任命すら見ておる。聯邦內國家に對する中央政府の財政監督等のことに就ても事情の許す限り實現せんとするの途上にあるとのことであつた。

公債政策に於て出來得る限り政治的公債を避くるも生產的公債は之は抑制すべきでなく之を內的必要事と認めて實行するとのことは獨逸復興上止むを得ないことであるかも知れない。然し此は程度のものとして考ふるの必要がある。

獨逸の財政々策は賠償負擔を信號として立ち過去歲出の大部分は經濟上の建設即ちドーズ案を實行すべき經濟の建設に使用したとのことである。而して此ドーズ案自身も亦獨逸國民の生活標準の再興に役立つた。斯くして共

（一九二七年の財政狀況）
（特別歲出の節約必要）
（一九二八年度の豫算方針）
（ドーズ案と財政政策）
（公債政策）

和國の全政策は倫敦協定を全力を盡して履行せんとすることにあつたとのことである。

當時經濟大臣は獨逸の好況は二つの點に懸つておるとなし、其の一は購買力なるが、之に關しては失業狀況は最早平常狀態に復歸し賃銀の上昇及官吏の增俸等に依つて購買力は益々良好になりつゝある。物價は今尙徐々に上昇しておる。

經濟大臣の演說要旨（購買力の上進と物價）

然るに獨逸の最困難を感ずるは資金の缺乏なるが之に關しては、外資の流入が必要なるも其根本條件として、獨逸は外國よりの信認を維持向上することが必要である。

資金欠乏と信認）

從來ルール鬪爭終熄後の獨逸は一種の殖民地的に外國資本を流入して復興經營の資としておる。而して千九百二十七年十月末の外債現在高は長期公債及ドーズ公債を除きて三十九億五千萬マークにして短期外債は三十六億マークである。以上二者の合計額たる七十五億五千萬マーク中約二十億マークは私經濟の發行にして此は工業の國有資本三百四十二億マークなるに徵するも比較的小額なりと云ふべきである。故に獨逸の經濟は決して危險には陷つておないのである。斯の如きは、又公法人に就ても同樣である。而して外國信用の多くは大體之を生產的に使用したと見ることが出來る。只三十六億マークの短期外債は最危險なりと云はるゝが之とて確乎たる經濟原則に立脚しておるのであつて、獨逸自らが信認を亂さゞる限り安全なるものである。斯くして吾人は經濟の進展と共にこれらを長期に借換ふべきことを希望する。

從來及現在の外資流入）

貿易の逆調は資本移動の必要に迫つておることを物語つておる。而して純粹なる貨物取引に於ては輸出は漸次增加し輸入は漸次減少しつゝあつて輸出の如き最早戰前の狀態に復歸したるの感がある。獨逸國內の經濟界は好況の調和點に達したものと見ることが出來る。今日獨逸の求むるところは外國市場である。

（外國貿易）

以上の如き狀態の下に政府は外債審議機關を改造して短期外債の整理其他の任務を遂行せしめんとする考なりと。

（外債審議機關の改造）

獨逸の財政々策に關しギルバート氏が其覺書にて批評したることに對して獨逸政府の調査によるに歲出は若しギルバート氏の覺書により獨逸政府の調査の結果一九二七年度決算

物價騰貴を計算し且つ軍事負擔を除外せば千九百二十五年度に於ては千九百十三年度よりも却つて少額なりとのことである。之にして眞實なりとせば、獨逸は戰後に如何に緊張したる財政整理を實行しておるかゞ推察出來る。

千九百二十七年度決算を見て感ずることは（一）租稅收入が前各年度よりも增加したること（二）聯邦國家及自治都市への補給金が增加したること（三）恩給費が實に莫大なる國家負擔たること（四）社會保險、失業救濟にも相當多額の支出あること、更に（五）八億三千一百萬マークに達する賠償支拂金を豫算より支出しおること等である。而して尙五億二千萬マークの純殘額を有することは獨逸經濟力の恢復と財政運用の相當健實なることを察せられるのである。

良好なる鐵道成績一九二八年度豫算は一層の改革

又鐵道會社の成績は益々良好になりつゝあるの狀況であつた。

千九百二十八年度豫算は二十七年度よりも相當に增額されたるも借入金を爲さずして賄はるゝことになつておつた。而して此增額は主として賠償金支拂の增加より來れるものにして行政費は却つて減少し聯邦國家補給金及賠償費を差引きたる額は約三億マークを節約せし有樣であつた。聯邦國家等に對する補給金の增加は租稅收入の增加に伴ふ當然の結果であるが此は獨逸の經濟狀態が益々良好に趣きつゝあるを物語るものである。而して特別豫算を非常に減少して之を一般豫算中に編成せしが如きは前記大藏大臣の聲明を實行せしに至れるものと認められる。

豫算分類

本年度豫算に關して議會の提案したる豫算の分類法に就ては後章に於ける研究題目の一たるものである。

一九二九年度賠償費と豫算

獨逸は千九百二十九年度に入つて最高の賠償金を支拂はざるべからざるが、之に關して豫算の均衡を失することなく且增稅等のことなくして實行さるゝかに關して悲觀的意見を有するものあるに至つた。然れども當時の歲入狀況は良好なりしを以て敢て悲觀するに足らざるものと論じられておつたのである。

公債の大變化

獨逸の公債は千九百二十三年末より漸次減少して千九百二十五年十一月末には約二十四億二千萬マークなるに至りしも千九百二十七年末には俄然七十六億六千萬マークに增加しておる。而して外國債は此間九億三千萬マークより九億三百萬マークに減少せしを以て、內國債に於て非常なる增加をしておるのであるが此は評價の結果と

して從前計上されざる紙幣マークの債務が五十二億マーク以上に及んだが爲である。

獨逸は戰時中常道に基きたる通貨統制を實行したるも休戰後殊に佛軍のルール占領後に於て全く常規を逸するに至つたのである。事の斯く至れる理由は全く賠償問題によるものと見ることが出來る。而して其紙幣亂發狀況と物價騰貴との異常なりし狀況に就ては後章に於ける通貨理論上多大の興味ある點である。

通貨の膨脹、物價の騰貴に伴ふて起りし外國爲替相場の慘落は紙幣增加割合以上なりしことも注目する價値がある。而して獨逸政府は千九百二十三年初頭に於て約千九百五十萬弗の正金を投出して爲替暴落を必死に防禦したる結果一弗對五萬マークのものが二萬一、二千マークまでに持ち直したのであるが、一方紙幣の增發は引續き實行せられたる結果として同年四月下旬以降に於て又々大暴落を始めたのである。此間に於ける政府の措置は輸入の制限及投機の抑制等にして然も此は充分徹底せざるのみかは帝國銀行の之に對する態度も甚曖昧なりしを以て到底其の暴落を喰止め得べくもなかつたのである。余は此間に於て獨逸は戰時に於ける健實なる政策を一擧にして破壞し獨逸の財界を死地に陷らしめたるものとの感なきを得ないのである。

斯くしてマークの安定は到底望みなきものとなつた。然も當時の獨逸資本家がマークの安定に反對の行動に出てたりとのことにして眞なりとせば、此は誠に經濟大臣の言の如く反逆者たるの非難を免るゝことが出來ないと考へる。

以上の如く殆んど無價値に近きまでに慘落せしマークに對して別にレンテンマークを制定したることは之に依つて獨逸經濟界恢復の一端となりしとのことなるが此關係は經濟政策上又理論上レンテン銀行の性質と共に大いに研究すべき點である。

獨逸の新本位制はドーズ委員會案を基礎として制定せられたのであるが其の新單位は一レンテンマークと同樣である。獨逸は之によつて通貨の恢復を實現したことになれるが本貨幣制と本位制度復歸に伴ふ債務評價問題に就ては後章に於ける研究對象たるものである。

戰時及戰後に於ける通貨政策と通貨理論
爲替相場上の問題
爲替對策の不徹底
安定の望絕と國賊的資本家
レンテンマークの制定と研究問題
切下の影響
新貨幣法と債務評價

第四章　北米合衆國の財政

第一節　北米合衆國の國富國民所得及國際收支勘定

引用文獻

エコノミスト(大阪毎日新聞社)第三年第六號、第六年第五號

下村博士著『財政讀本』

財政經濟時報第十二卷第十九號

Chronicle (American) 1927年5月1日 (大藏省調査月報第十七卷第七號參照)

Economist, (London) 1927年5月14日 〃 12.10. 1928.6.2. 1927.12.31.

世界大戰の生んだ財政經濟界の現象は殆ど凡てと云ふも敢て過言でない程に世界の各國に混亂と動搖とを齎したことである。之れが爲に千九百十八年より現今に至る各國の財政經濟史は何れも戰時中に受けたる苦難より脫せんとするの鬪爭史であると云つて差支がない。北米合衆國は戰爭後半期に入つて、又大戰に參加し巨額の軍費を支出し且聯合國の爲に多大の財政的救援をしたりと雖此の戰爭によつて得たる結果は他の諸國とは全く反對にして從前の債務國は一躍して債權國となり商工業は一層の繁榮を來し世界に優越せる財政經濟的地位を全く築き上げてしまつたのである。

米國の財政的世界的地位が斯の如くである以上余は以下米國の財政を記述せんとするに當つて、他の諸國に於けるが如く、主として經濟界の復興を中心とする財政運用の經緯を物語るの方法を求むる必要がないと信ずる。故に余は他の主要諸國に於ける叙述方法を採らずして直ちに概括的論述に移り、途中必要なる場合に於て各年度の豫算項目の如き計數等を引用するに止める。

米國々富と國民所得

以上の如き米國の經濟的繁榮は同國の產業資源の非常に豊富なることによるは勿論である。而して此は同國の國富と國民所得に於て示現されておるがゲー氏及ミツチエル博士共同指導の下にある國民經濟調査局は千九百二十七年五月に一統計表を發表して米國々富の膨脹についての統計的記錄を提示しそして過去二十年間に於ける其增加の明白なる特性を表示した。本統計は租稅の權威者として知られたるキング博士の監督の下に編纂されたのである。第一表は千九百二十六年より千九百六年に遡つて米國民の總年所得を計算したるがそれは過去十八年間に於て三倍以上に增加せしことを示してゐる。大戰物發前五年間に總年所得に於ける增加の割合は僅に約三乃至五パーセントであつた。然るに戰爭は此の增加割合に驚くべき急速度を與へ千九百十四年に三百十六億弗でありしものが千九百十九年には一躍して六百七十二億五千四百萬弗となり即ち一一三パーセント、一年平均二二・六パーセントの增加である。戰爭終了後增加割合は減少したるも千九百十九年より千九百二十六年に至る間に總計に於て三三パーセント、年平均四・七パーセントの增加をした。此間只二ケ年間は反對に減少を示し千九百二十一年には國民所得は千九百二十年に於ける七百四十一億五千八百萬弗なるに對して六百二十七億三千六百萬弗に低下したのである。最大の年所得を示せるは千九百十九年にして千九百十八年の五百六十億より六百七十二億五千四百萬に增加し約二〇パーセントの增加率である。

第一表

米國の總年所得（單位、百萬弗）

一九〇九年	二七、一〇〇	一九一三年	三二、〇〇〇
一九一〇年	二八、四〇〇	一九一四年	三一、六〇〇
一九一一年	二九、〇〇〇	一九一五年	三二、七〇〇
一九一二年	三〇、六〇〇	一九一六年	三九、二〇〇
一九一七年	四八、五〇〇	一九一八年	五六、〇〇〇
一九一九年	六七、二五四	一九二〇年	七四、一五八
一九二一年	六二、七〇〇	一九二二年	六五五、六七
一九二三年	七六、七六九	一九二四年	七九、三六五
一九二五年	八六、四六一	一九二六年	八九、六八二

今玆に參考の爲にベンヂヤミン・アンダーソン博士により合理的に構成されたる經濟事情調査局の一九一九年を基礎として其後の物價指數及び生產額增減の狀態を考慮して案出したる國民所得表を左に揭記する。此は直接經濟の實情に即せずある一定の年を基準として其後の變遷を加減せるものなれば氏自ら之を間接的國富算出と呼んでゐる。（單位・百萬弗）

年次	金額	年次	金額
一八九〇	九、六〇〇	一八九五	八、七〇〇
一八九一	一三、一〇〇	一八九六	二〇、〇〇〇
一八九二	三一、二〇〇	一八九七	三三、五〇〇
一八九三	三二、七〇〇	一八九八	三五、九〇〇
一八九四	四五、七〇〇	一八九九	五四、一〇〇
一八九五	六二、〇〇〇	一九〇〇	六六、八〇〇
一八九六	四九、八〇〇	一九〇一	五七、七〇〇
一八九七	五三、六〇〇		

國勢調査局の調査では國民所得の總額は一九二二年に七百三十一億弗とアンダーソン博士の研究より多い。同調査局の數字では同年の一人當り所得は六百四十三弗半であつた。

第二表は千九百十四年及最近の各年に於ける總國民所得の購買力を示したるものにして何れも平價として採用さるゝ千九百十三年に於ける弗の購買力に換算したものである。

第二表　千九百十三年弗（單位、百萬）

一九〇九年	二八、二〇〇	一九一五年	三二、〇〇〇
一九一〇年	二九、一〇〇	一九一六年	三五、五〇〇
一九一一年	二九、三〇〇	一九一七年	三七、三〇〇
一九一二年	三〇、〇〇〇	一九一八年	三六、二〇〇
一九一三年	三一、〇〇〇	一九一九年	四〇、四〇〇
一九一四年	三一、〇〇〇	一九二〇年	四六、九〇〇

一九一二年　三〇、八〇〇　一九一八年　三五、五〇〇　一九二四年　四八、四〇〇
一九一三年　三二、〇〇〇　一九一九年　三七、六〇〇　一九二五年　五一、一〇〇
一九一四年　三一、三〇〇　一九二〇年　三六、三〇〇　一九二六年　五二、九〇〇

第三表第一は千九百十四年及最近の各年に於ける米國住民一人當の所得を見積りしものにして又千九百十三年に於ける弗價値を基礎としての購買力を示しており第二は給料所得者一人當の平均收入と之を前同樣に購買力の比較を示したるものである。

第三表　人口一人當年所得

	現在の貨幣價値	一九一三年の其を基準としたもの
一九〇九年	二九九弗	三一二弗
一九一一年	三〇九	三一二
一九一三年	三二九	三二九
一九一四年	三二〇	三一六
一九一五年	三二六	三一九
一九一七年	四七〇	三六一
一九一九年	六四〇	三五八
一九二一年	五七九	三三四
一九二二年	五九七	三六九
一九二三年	六八九	四二一
一九二四年	七〇〇	四二六
一九二五年	七五二	四四五
一九二六年	七七〇	四五五

第三表の二

給料所得者一人當收入

	當時の弗	一九一三年の弗
一九一四年	八三六	八二八
一九二二年	一、五八六	九七九
一九二三年	一、八二一	一、一一三
一九二四年	一、八四〇	一、一二二
一九二五年	一、九七一	一、一六五
一九二六年	二、〇一〇	一、一八六

以上の比較に關して千九百二十七年三月五日にエコノミスト誌にて論じたるボーレー博士及スタンプ氏が英國の國民所得を千九百十一年に於ける二十億九千八百萬磅なるに比して千九百二十四年は四十二億一千三百萬磅とせし最近の計算を回想される。

一九二六年に於ける米國國民所得額は前年の七七、三一三、〇〇〇、〇〇〇弗及一九二四年の七〇、七六八、〇〇〇、〇〇〇弗に對し七八、六四九、〇〇〇、〇〇〇弗であつた。之は紐育パーク街の全國工業攻究會による國民所得及國富の調査に係るものである。而して此見積額は金錢所得よりも寧ろ生産高に基くを以て最近發行の其他のものより低額であることを指摘し又一九〇九年以降に於ける國民所得の大激增は戰時中若は戰爭直後に生じたものではなく却つて中間景氣としてインフレーション年が過ぎ物價が安定し商工業が平時に復し全く堅實な途に落着いた後の一九二〇年以後に起つたと云ふ明瞭な事實を示して居る。

前記工業攻究會は戰時中の激しい物價の變動を示さんが爲一定購買力の弗價値即「一九一三年弗價値」を以て國民所得を評價し一九〇九年より一九二六年迄に「實質」國民所得は五四・八%即半分以上に迄增加した事を發見した。此一九〇九年より一九二六年迄を三期に區分せんに一九〇九年より一九一四年迄は九・七%一九一四年より一九二〇年迄は一一・四%、一九二〇年より一九二六年迄は二六・六%を夫々增加した。

現今の弗價値を以てする一九二六年に於ける人口一人當り國民所得は六七一・四三弗であつて勞働者一人當り一、八〇五・

三七弗であつた。之は總ての人々が其多額の金錢を取得したと云ふことを意味するものに非ずして該年度中の生産物及役務の總計が一人當り又は勞働者一人に付き夫々其多額に達したといふことを意味するものだと同會は指摘してゐる。

同會は國民所得若は國富の總計數特に分頭額を以て示せる斯の如き計數の無分別な使用に對し特に注意し、國民經濟發達を測定する時に貴重であるけれども是等の定義や制限を斟酌せずに濫用するならば斯の如き材料の使用は最も誤れる結論に導くであらうと戒めてゐる。

全國工業攻究會の計算に係る戰後の國民所得總額は各年別に「一九一三年弗價値」のみならず現今の弗價値を以て示せるものにして左の如し。

年別	現今弗價値	一九一三年弗價値
一九一九年	六八、二六〇、〇〇〇、〇〇〇	三八、一六二、〇〇〇、〇〇〇
一九二〇年	七四、八五三、〇〇〇、〇〇〇	三六、六四一、〇〇〇、〇〇〇
一九二一年	五五、五九七、〇〇〇、〇〇〇	三二、〇八一、〇〇〇、〇〇〇
一九二二年	六一、六三三、〇〇〇、〇〇〇	三七、九七六、〇〇〇、〇〇〇
一九二三年	七一、五五八、〇〇〇、〇〇〇	四三、七一六、〇〇〇、〇〇〇
一九二四年	七〇、七六八、〇〇〇、〇〇〇	四三、一五七、〇〇〇、〇〇〇
一九二五年	七七、三一三、〇〇〇、〇〇〇	四五、六九四、〇〇〇、〇〇〇
一九二六年	七八、六四九、〇〇〇、〇〇〇	四六、三九二、〇〇〇、〇〇〇

米國の金集積とその影響

以上の如き米國々民所得の增加は當然米國に於ける金の集積となつて現はれたのであるが、一九二一年以來磁石の鐵を吸ふが如くに米國は世界各國の金を吸收し續けた。その結果千九百二十七年十月上旬に於ける世界各國の國庫および銀行準備金は總計九十三億ドルであるが、右のうち四十五億ドル即ち五割は米國の手に收められた。かゝる大集積の原因は輸出超過の繼續、聯合國戰債の支拂および米國證券に對する諸國の投資等である。しかも以上の諸國は今後なほ長き期間繼續さるべきもの故米國に於ける金の集積は眞に驚くべき額に達するであらう。理論上ではともかく事實に於ては現在はなほ金中心の經濟時代である。

米國の金大集積について起された論難の一つは戰後に於ける世界物價の下落を以て米國の不當な金政策が根本原因だとする意見である。これは專ら歐洲の學者實業家によつて主張された。元來米國の準備銀行は法律上預金に對して三十五%準備紙幣に對して四十%の金準備が命ぜられてゐるが、一時は最高八十%以上に達したこともあり、その後減少したと雖なほ千九百二十七年十二月の最終通報に於ては六十%を算してゐる。かくて銀行は多少の金の流出流入は全然問題とする必要なく、その割引政策により金準備の拘束から獨立して米國の物價を支配することが出來る。しかるに他の金本位復歸もまたその物價水準を米國のそれに追隨させねばならぬ。然らずんば不足勝なるかれらの金準備が米國に吸收されるか、または反對に米國よりの金の洪水により忽ち自國の物價政策が混亂されるからである。結局米國の聯邦準備制度はその絶大なる金保有により自國物價を通じて今や世界物價を統制する位地を得るに至つた。

しかるに米國のとつた物價政策は甚だしく自國本位であり世界經濟の復興に逆行するものであつた。

金集積に伴ふもう一つの重大なる問題は各國が不斷に金準備不足に脅かされる結果、金本位制度が果して將來安全に維持出來るか否かである。これには近き將來における金產額の絕對減少の問題も含まれてゐる。カツセル敎授の如きは將來ロンドンおよびニューヨークを各國の共同金貯溜池としてその上に準備制度を樹つるに至らうといひ、ゼノア會議は將來金爲替本位の一般的に採用さるべきことを決議した。それは理論上または將來の問題として當面的現實的問題は米國の物價政策であるが米國の各準備銀行は昨年以來割引利率を引下げまた米國勞働局は一九二六年度を以てその發表する物價指數の新基準とした。これが同國の物價政策の一轉期を劃することを意味するならば世界經濟回復のため祝福すべきことである。

各國の國富比較

以上の如く米國は其の國民所得及金保有高より見て將に世界各國に超越せる富の所有者なることも明白なるが試みに戰爭前後の各國々富を金弗に換算して比較せば左の如くである。（單位十億弗）

	一九二二	一九一二	一八九〇
米國	三一九	一八六	六五
英國	八八	七九	五三
佛國	六七	五七	四三
獨逸	三五	七七	四九
伊太利	二五	二三	九
瑞西	四	三	二
和蘭	八	四	四
亞爾然丁	一三	一一	二
露國	—	五六	二八
西班牙	二九	—	一一
加奈陀	二二	一〇	四
濠洲	九	六	六

即ち米國は三千百九十億弗と嶄然頭角を抜き而も其の増加率は到底他の諸國の追從を許さゞるものがある。獨逸の如きは戰爭の打撃によつて國富却つて減損し、爾餘の諸國も時代の變遷物價の騰貴による自然増加を度外視せば殆んど數ふる程もない。米國獨り此の間にあつて其の富力を七割方も増したのは全く驚嘆に値する。

米國國富の内容

米國の財産中増加率の最も多いのは有價證券その他の動産及び在庫品であらう。他の資産項目は一九二〇年頃より減少せるものも見うけるが、これは主として物價の變動に基くものであるまいか。現に同國勞働省の物價指數は一九二〇年に最高二百七十二點（一九一三年百）を示したるに二二年は遙に下つて最高百五十六點最低百三十八點となつてゐる。

此の秋に當つて國富が却つて數割を増したのは如何に其の實質的増加の著しきかを示すものである。即ち左の如し。（單位百萬弗）

	一九二二年	一九二〇年	一九一六年
金及銀	四、二七八	三、八二三	三、二一三
不動産	一七六、四一三	一六五、四一五	一六七、二三八
食物	五、八〇七	七、〇七〇	七、六七九
農具	二、六〇四	一、七七三	一、六〇〇
機械	一五、七八三	一五、五〇〇	一四、五〇〇
鐵道	一九、九五〇	二五、五〇〇	二四、五〇〇
自動車	四、五六七	四、五九四	一、七五六
市街鐵道	四、八七七	四、〇〇〇	五、三六一
電信電話	一、九四九	一、八〇〇	一、四七七
私有車輪	五四五	三六四	二三一
輸導管	五〇〇	六〇八	四〇〇
船舶運河	一、五〇五	一、五二二	一、六七六
私營水道	三六一	三一〇	三〇〇
電燈電力	四、二二九	四、〇五八	二、九〇〇
瓦斯	—	一、五〇〇	一、二五〇
其他動産	三九、八一六	一五、九四〇	一三、七七二
在庫品	三六、一六七	一九、〇〇〇	二〇、六〇〇
合計	三一九、三五七	二七二、七八〇	二六八、四〇九

（下村博士）米國の中央商業委員會の發表せる所によれば大正十一年（千九百二十二年）現在の米國の國富は三千五百三十億弗であつて其内譯は次の如くである。

	十億弗	百分率%
土地(自然富源を含む)	一二二	三五
不動産の改良	一〇八	三〇
合計	二三〇	六五
動産、個人財産	一二三	三五
總計	三五三	一〇〇

更にこれを別な方から細別すれば

	十億弗	比率%
農業の富	六四	一八
製造及び鑛山	四九	一四
鐵道公共施設	四六	一三
政府の財産(中央洲地方)	四二	一二
家屋家具及び個人財産	八八	二五
其の他の富(卸小賣船舶等)	六四	一八
合計	三五三	一〇〇

更にワシントン國勢調査局の報告によるに米國の國富は千九百十二年の千八百六十三億萬弗より千九百二十二年の三千二百八億三百萬弗即ち七・二%の増加である。千九百二十二年の計數は概數である。然れとも國勢調査局の意見は米國に於ける財貨の總額を千九百二十二年十二月三十一日に箇々別々に購入する價格と大したる變がないとのことである。之と同時に當局は弗の購買力に於ける下落を計算中に入るときは十年間に米國人の物質的所有が三分の二以上量的に増加したることを示すものとして以上の弗價格は何等妨げらるゝことはないと言ふことを注意深く指示しておる。此の事實を除外して約十一パーセントの物質的増大が指示されて居る。總國富に就て眞財産と利用財産とは五十五パーセントに衣服及動産は一二・四パーセント、製造品八・九パーセント、鐵道及器具六・二パーセント、機械、器具及道具四・九パーセント、街路、汽車、汽船、水力四・八パーセント、家畜一・八パーセント、農業生産物一・七パーセント、自動車一・四パーセント、金銀貨幣及地金一・四パーセントに計算しておる。

英米兩國の貿易對照と對外投資

一國の國民所得の如何は能く其の國の貿易狀態及對外投資に反響する。此點に於て英米兩國のこれらを比較することは興味あることである。英國は從前輸入超過の國なりしが對外投資其の他の對外收入多かりし爲其輸入超過を償ふて餘りある狀態であつた。然るに近年は之に不安定なる狀態に立ち至りしが爲に今や之に就て種々なる議論が行はれておる。然れども其對外勘定は英國より以上に詳細なる調査をする米國に於てすら尙誤あるを免れざる狀態なるを以て之を正確に決定することは非常に困難なることである。然し英米兩國間の計數を比較すると左表の如くである。

國際勘定清算表

	米國(百萬弗)	英國(百萬磅)	〃(百萬弗)
一九二〇	+二、〇一七	+二五二	+一、二六〇
一九二一	+五六一	+一七五	+八七五
一九二二	+一三〇	+一五四	+七七〇
一九二三	−二二八	+一五三	+七六五
一九二四	+三一〇	+八六	+四三〇
一九二五	+四二九	+五四	+二七〇
一九二六	+一三	−一二	−六〇
計	三、二三二	+八六二	+四、三一〇

千九百二十六年に於ける國債支拂勘定清算に於ける主要なる項目

英國　四七七百萬磅　船舶純收入　一二〇百萬磅

商品及金銀地金の輸入超過

	海外投資純收入	二七〇
	短期利子及手數料收入	六〇
	其他の收入	一五
	資本の純輸入を現す不足	一二
計		四七七
米國		
金銀貨、地金及通貨の輸入超過	一一六百萬弗	貨物の輸出超過　四二六百萬弗
運賃支拂	六二	投資純收入　六六七
旅客費（純）	六四六	雜　種　一六七
移民送金及慈善	三三三	資本の純輸入を現す不足　八
雜　種	一一一	
計	一、二六八	計　一、二六八

千九百二十六年には英國には大罷業ありし結果自然輸出減少し輸入超過せしことを留意しなければならない。而して資本の出入關係につき千九百二十六年に於ける米國の計數は左の如くである。（單位、百萬弗）

外國公債の發行	一、〇〇二	外國公債支拂額（減債基金費を含む）若くは外國人に轉賣されし直接投資	四七〇
其他對外投資	三三〇	現在外國證券の米國人に依る純費却及米國證券の外國人買入高	二九八
雜　種	二五	米國に於ける外國差額の純增加	三五九
		戰時公債拂戻元金	三五
		雜　種	三二
		錯誤及消略	一五〇
計	一、三五七	計	一、三五七

以上の諸表を閲するときに於て左の興味ある結論に達する。

（一）米國は戰前は債務國なりしが戰時中に其證券を買戻して債權國になりし外には過去七年間には普通信ぜられておる程には其純債權狀態を增加しておらない。米國は非常に多額なる金を外國に貸したるも其公債の大部分は外國人に買取られ外國人は米國證券に多額のものを投資した。そして米國に於て保有する外國差額に非常なる增加を來した。

他方に於て英國は其戰前に於ける對外投資は四十億磅に達せしが此投資の幾分を失ひ若くは換言すれば戰時中に其資本を蠶食した。然れども過去七年間に英國の純對外投資は戰前程は速ならざるも米國よりは少し急速に增加した。

（二）英米兩國とも資本の純輸出は近年縮少した。米國の場合に於て輸出の減少は米國公債及株式に對する低き利潤は同國に於ける內國資本の廣き供給とそして良好なる內國證券の乏しきことの反影たる事實よりして顯著なることである。此の低率は外國證券に於ける非常に高きものと著しき對照をなす。英國の場合に於ては千九百二十五年の計數は石炭爭議の結果として法外に低額である。純差額は千九百二十六年の計數は石炭爭議の結果と少くも同樣であると見ることが出來る。何れにしても兩國とも資本の純輸出增加の傾向はない。

（三）米國は英國の如く或程度迄「短期に借りて長期に貸す」と云ふ主義である。短期差額に於ける增加は米國に諸國中央銀行の準備金の一部を保有すると云ふことにより又巨額なる外國公債の發行に際して一時に米國に保留しておくと云ふが爲である。然し英米兩國とも此の數年間はこれらの外國差金は增加して來た樣である。之れが兩國の財政狀態に於て不安なる狀態なるや否やの問題は大部分如何なる程度迄眞の安定が世界の財政調整に於て恢復せらるゝか、そして急激なる引出をなさるるか否かに懸つておる。

最後に本計數は此問題を考ふることに於て吾人は長期短期の投資の爲に國の內外に亘つて大資本移動を計算せざるべからざることゝ或曆年末に於て清算さるべき純差額は總移動に比較すれば極めて少額なるものであると云ふことを示しておる。此資本の國家間に於ける大量の交易は永き期間に亘つて正規的貿易差額に變化を來し、そして資本移動によつて解決せらるるといふことを意味する。そは又ロンドンに於ける新發行は遲かれ早かれ輸出を包含するといふ簡單なる理論は吾人が他の資本移動が如何なるものであるかと云ふことを知る迄は決して確めらるべきでないと云ふことを意味する。然し不幸にして

吾人は英國の場合に於けるこれらの移動に就て知るところが少ない。三年間は英國の新發行は英國の純輸出よりも非常に多かつた。ロンドンに於ける佛蘭西基金の增加は重要なる條件である。然し此種の額は只漠然と推量するのみである。

千九百二十七年の米國の國際收支勘定

次ぎに千九百二十七年米國國際貸借勘定の主要項目は左の如くである。（單位百萬弗）

旅客經費（純計）	六一七	商品輸出超過	五四八
移民送金（〃）	二〇六	金輸出若くは外人名義の金	一六六
其他の項目	七二	外國投資純收入	七二〇
資本の純輸出	六六五	保險特許等收入	六九
計	一、五六〇	運送收入	五七
		計	一、五六〇

千九百二十七年米國の資本取扱高表

新外國投資	一、六四八	米國內外國人投資	九一九
外國人よりの米國證券購入及米國人の外國證券購入	七〇九	公債償却及減債基金支拂並に米人所有證券の外人への賣却	七六七
		米國人による純海外投資	六七一
計	二、三五七	計	二、三五七

米國及英國の資本流出入純計表（△純流入）

米國		英國	
フーヴアー氏の報告	一三〇		
修正額	二六三 百萬磅		一五四 百萬磅
一九二二年	△二二八	一九二三年	△一一二
	三一〇	一九二四年	三〇六
	四二九	一九二五年	四九三
	一三	一九二六年	一六三
	六七一	一九二七年	六七一
	一、三二五	計	一、七八四
	一五三		六九九
	八六		三九〇
	五四		二六一
	△七		△三四
	九六		四六六
	五三六		二、四六三

米國の金輸出に關するバーゲッス博士の論旨

以上の諸事項中の一つに關連して米國の金輸出に關してバーゲッス博士の千九百二十七年十二月に發表したる論旨は大要左の如くである。

「米國に於ける外國勘定殘額十億弗以上のものは何時かは相當の額に達する米國金の保有に對して直接の請求權を有しておる。世界の各國は金を必要とし、そしてこれら各國の貿易狀態が常則的に復歸する時には更に一層の必要に迫られる。世界は戰前に於けるよりも一層充分に紙幣の運用に習得した、然し他の一方に於て信用と通貨の需要とは戰前以上五〇乃至七五パーセントまで金に對する一般價格標準が騰貴せしことによつて又增加しておる。銀行保有高の增加は必要とせられ、そしてこれは外國勘定殘額が金に對する永久的に滿足すべき代用であり得ないと云ふことを信ずべき理由がある。米國は非常に信用狀態を損じない樣に非常なる金輸出運動の爲に相當備ふるところがなければならない。金が流入せられし時には下記二事項中の一事が起つた。聯邦準備銀行に於ける公債若しくは投資が支拂はるゝか若くは銀行預金が金輸入額の數倍も消費された。金が輸出さるゝときには金は之と反對の立場をとる。銀行は金を得るが爲に（若しくは準備銀行が其投資を增加するが爲に）聯邦準備銀行より借入るゝか若くは銀行預金又は通貨が收縮されなければならない。金が輸出さるゝ時には金が輸入せし時にとりし道を復歸することが必要である。若し金の輸入が信用の膨脹に導いたならば國家は將來可能なるものとして信用の收縮に當面することになる。

幸にして銀行家及事業家は流入せる金を新しき負債を招くよりも寧ろ主として負債の支拂に使用した。そして義務を完了したのである。聯邦準備制度の機關は各國がそれを要求するに充分なる安定に達せし時に他の諸國の用途に充つる爲に金を貯藏するの方法を準備して居つた。金が輸出し初めし時に準備機關は再び重要なるものとなる。何となれば加盟銀行は準備銀行より輸出する金を借入れることが出來且つ準備銀行は其保有證券の增加に依つて負擔を確め得るからである。聯邦準備信用の彈力性は斯くして恰度過去數年間に此彈力性が金輸入の全力を防禦せしが如くに輸出の直接の壓迫より信用組織を保護することゝなる。

第二節　戰前戰後に於ける米國の中央財政

米國の戰時財政

歐洲大戰の勃發と共に交戰諸國は擧げて歲出の膨脹に苦みしが、米國は最初局外に立ちしが爲め一九一四年乃至十六年度に於ける一般歲出は夫々七億數千萬弗に過ぎずして大戰勃發前と殆んど相違なかつた。然るに一九一七年度豫算編成に際しては參戰の機運漸く明瞭となりしため陸軍費は前年度の一億八千二百餘萬弗より四億六千萬弗に、海軍費は前年度の一億五千五百餘萬弗より二億五千餘萬弗に激增し、一般經費支出に於て前年度の七億四千百萬弗より約六割を增加して十二億九千餘萬弗となつた。一九一七年四月參戰の實現するや其の支出額は更に膨脹して一九一八年度は九十億五千五百餘萬弗に達し參戰前の七億弗臺に比すれば十數倍の膨脹となつて居る。特に陸軍費は前年度に比し五十餘億弗を增加して五十七億一千餘萬弗に海軍費は十餘億弗を增加して十三億六千九百萬餘弗となつた。一九一八年十一月には休戰條約の締結を見たるが勿論此は既に歲末に近きことゝて一九一九年度の歲出は更に激增を見一般支出總額百五十四億七千四百萬弗といふ參戰以來の最高記錄を示した。激增の原因は軍事費の膨脹にして陸軍費は九十二億六千五百餘萬弗、海軍費は二十億九百餘萬弗合計百十二億七千四百餘萬弗に及び軍事費のみを以て既に戰前歲出額の十七倍を算したのである。

財源捻出の二途

斯かる巨大なる歲出の膨脹に對する財源は前後四回に亘る增稅及び新稅の設定と公債の增發との二である。戰時稅と目すべき第一次の增稅は一九一六年九月八日の法律に依るもので所得稅の增徵、相續稅、軍需品製造稅、法人特別稅の新設、仲買人、質商、銀行、劇場特別稅及び煙草製造人特別稅の改正を行つたもので二億弗の增收を計畫したのである。次の增稅は一九一七年三月三日の法律で超過利得稅の新設と相續稅の增徵に依つて約二億四千萬弗の收入を企てた。然るに加重する軍費は到底此の增收のみで足らず一九一七年十月三日第三回の增稅を行つた。こは所得稅の增率、戰時利得稅の增徵、公共物利用稅及び保險稅の新設、戰時飮料稅の增徵其他軍需品製造稅、倶樂部稅の新設等約十二種の增稅及新稅に依り約二十五億弗の大增收を計畫したのであつた。更に最後の增稅として一九一九年二月二十四日の法律に依り所得稅及び戰時利得稅の引上げを行ひ、約六十億弗の增收を圖り戰費の調達友邦の援助に腐心した。斯くて一九一七年四月の參戰より一九二〇年六月末までに約百億弗の戰時租稅收入を得たのであるが、尙及ばず一九一七年六月以來引き續き公債の發行を行ひ歲出の膨脹に應じたのである、戰時中の募債別を示すと左の如くである。（單位百萬弗）

名稱	發行期	募債額
第一回自由公債	一九一七年六月	一、九八九

引用文獻
石黒法學士「米國歲計豫算制度要綱」
エコノミスト（大阪毎日）第三年第三號、第四年第三號
財政經濟時報第十二卷第四號、第十四卷第二號
Economist, (London) 1925.7月4日　1926.11.23.　1927.1.1.　〃 4.2.　〃 6.11.　〃 8.27.　〃 9.17.
〃 10.29.　〃 11.12.　〃 12.3.　〃 12.31.　1928.2.11.　〃 6.9.

第二回	〃	一九一七年十一月	三、八〇七										
第三回	〃	一九一八年五月	四、一七五										
第四回	〃	一九一八年十月	六、九六四										
勝利	〃	一九一九年四月	四、四九五										
戰時貯蓄券		一九一七年中	一〇										
同		一九一八年中	九六一										
大藏省貯蓄證券		一九一九年中	一六〇										

戰前たる一九一四年六月の公債は僅々十一億八千八百萬弗にすぎなかつたが一九一七年大戰の禍中に投するに及んで公債額は連年增加するに至つた。其の內譯は左の如くである。

年月日	利付							利無			
	戰前公債	戰時長期公債	短期公債	流動公債	戰時貯蓄證券	期間經過による無利子	合計	無利子債務	合計		
一九一四年六月末	九六七	—	—	—	—	—	一、八八	二八	一、一八八		
一九一五年同	九六九	—	—	—	—	—	一、一九一	二九	一、一九一		
一九一六年同	九七一	—	—	—	—	—	一、二三五	二四二	一、二三五		
一九一七年同	九七三	一、四八六	—	二七二	—	一四	二、九七五	二四八	二、九七五		
一九一八年同	九六六	八、九六三	—	一、七〇六	二五九	二〇	一三、二四三	二五七	一三、二四三		
一九一九年同	八八三	一六、三〇四	三、六二四	九五三	一一	二五六	二五、四八二				
一九一九年八月末	八八三	一六、二一九	四、二〇一	九三一	九	二三五	一六、五九四				

戰後の歲出整理

前述の如く米國戰時財政の膨脹は一九一九年度に於て最高記錄を示したるが一九二〇年度の豫算編成からは平和回復に依つて歲出減少の步調に向ふと共に特に一九二〇年の財界反動後は財界救濟の最良手段として朝野を擧げて財政整理に努力する所あり、またタフト大統領當時よりの懸案であつた歲計豫算制度も一九二一年ハーヂング大統領の就任に依り先づ豫算及び會計法として具體化され、ドース氏の豫算局長たるに及んで全く確立さるゝに至つた。もと米國の豫算制度は各種委員會に於て何等の連絡なく個々に立案通過せしむる組織にして、それ等の間に統一なきは勿論歲出入の均衡如何すら議會終了後數ケ月後にして初めて分明する狀態であつた。新豫算制度はかゝる舊制度の不統一不完全を除去したもので之が同國戰後の財政整理に至大なる便宜と効果を齎したのである。

右の新豫算及會計法は從來大藏大臣が各廳經費の要求を單に羅列して無責任なる豫算報告書として提出せし事を改めて大統領をして提出せしめる事にし大藏省に豫算局を新設して豫算局長が豫算を準備する事に手續が規定されたのである。

現行の調制手續によるに

大藏省豫算局（本法に依り新設）に於て豫算局長監督の下に大統領の發する規則に準據して大統領の爲めに豫算並追加又は不足見積を調製するのである。勿論之れが調製に當つて各廳見積を合併分類修正削減又は增加する事となつた。斯くして一方に經費の膨大を防止し他方に政策の實行を容易ならしめんとするのである。

次に會計監督機關としての現行制度である獨立した會計院を設置されたのであつて合衆國會計監督長官之に長官たるのであつて從來存在した大藏省の監理局及大藏省檢查局は一九二一年七月一日限り廢止せられて其れ等の職權は會計院に移屬し此の獨立機關によつて仕拂命令作成發行の際に於ける事前監督と決算とに關する事後監督を併て行はんとするものである。

又從來は歲入歲出の調節と云ふ事がなかつた爲めに非常に濫費を招致したのである。歲入超過の場合には不必要な事業迄企畫して歲入が不足するや直に歲入增加の手段をとり歲出の方を緊縮して調節を計るといふ樣な事はなかつたのであるが改正によつて調節と云ふ事に重きを置いて國家經費を防止せんとするのである。

次ぎに千九百二十三年豫算準備に際し豫算局長の報告書に依ると共に經費節減會及調查研究會より多大の援助を得て事實の調查と會議を開催し方針を說明して豫算準備上の打合せを爲すと共に經費節減に重きを置きて極めて精確なる豫算を準備する事に最善の努力を爲して議會をして提出豫算に充分の信賴を博せしめ一方政

府豫算の權威の保有に昂めたのである。

先づ此の豫算局長は法人行務上に於ける多數の缺陷は國務遂行上にも敢て他山の石にあらさる事を指摘した。

日日の國務をして能率を增進せしむるが爲に代表機關として豫算局を充分利用すべきを力說し一方各省廳間に從來何等の連絡協調なき爲め國費の濫費と膨大を致せるに鑑み命令に依つて左の諸機關を設け各官廳間充分連絡協力して國費の節約を爲すべき計畫を立てたのである。

一、米國購買會議

各官廳の購買課長を協調官となす

二、米國拂下會議

從來各官廳は不用品を其の官廳限りにて自由に拂下げたる爲め他官廳に利用し得べき物迄拂下げられたるにより國家經濟上各官廳の代表者よりなる會議にて充分協調し廢物利用を目的とす。

三、軍區協調官

之れは(一)及(二)の目的を擴張せんが爲に設けられたる官吏にして米國九軍區管によりしものにて米國を九分して一區每に代表せる協調官を配置す。

四、土地營造物監督官

官有土地境界及營造物利用につき各省廳の長官と協議して決定權を有す。

五、米國自動車運送班

受持區域擔當の連絡協調は其の區內に於ける自動車運送につき設計をなし經濟的運送を目的とす。各官廳をして自由個々に自動車を所有せしめず。

六、米國運送會議

政府の運搬費は年々多額を要するにつき運送物品の種類別を明確にし運賃率を低下する等節約を目的とす。

七、米國病院會議

官設諸病院其の他に於ける治療救濟費の節約を目的とするものにして各部の治療機關は互に懇談的に協調し建設物及物品の購入に關して重複を避け能率を增進せしむる爲に要求品を標準化することゝ施設につき設計をなすことを目的とす各關係官廳の首長を以て組織す。

八、米國類別會議

各官廳の代表者を以て組織し物品及經費其の他につき類別統一を目的とす。

豫算及會計法制定の目的は大統領をして行政部の首長として年々政府の行政施設を議會に提出することありと雖も最も重大なる點は會計組織にあるのであつて

(一)　行政部官吏をして支出の經過を記錄によつて報告すること。

(二)　仕拂官吏をして忠實に義務を履行せしむること即ち監督すること。

にあるのであつて歲入歲出科目を整理する爲には

(一)　各官廳の要求額は直ちに比較が容易なる方法をとること。

(二)　各官廳にては科目は出來得る限り同一なること（物品も然り）

(三)　計算の基礎を明にすること。

(四)　財政に關して確實なる計畫を供給せしむること

であつて各廳經費科目中の一般費雜費及必要費などは一つに統一すべきものである。而して其の統一の要素は左の種類每に計算記錄を作製するのである。

(一)　機關別

(二)　各科別

(三)　經費の性質に依る別

(四)　經費の目的による別

(五)　基金別

豫算局長は上述の方法により經費の節約を計り國家財政の安泰を期圖したのである。

そこで先づ歳出趨勢に現れたる整理斧鉞の跡を見るが爲に左に歳出累年比較表を掲げる。（單位百萬弗）

年次	一般經費	經常費に由る公債償還	對外貸付	郵便支出
一九一四	七三五	—	—	二八三
一九一五	七六〇	—	—	二八七
一九一六	七四一	—	—	三〇六
一九一七	一、二〇〇	—	—	三一九
一九一八	九、〇五五	八八五	—	三二四
一九一九	一五、四七四	四、七三九	—	三六二
一九二〇	五、七一八	三、四七七	—	四一八
一九二一	四、三九三	四二一	七三	四六三
一九二二	三、一九四	四二二	一	四八四
一九二三	三、二四四	四〇二	—	五三二
一九二四	三、〇五三	五一一	—	五六八
一九二五	二、八一五	四八二	—	六一一

右に依れば一九二〇年度の歳出總計に於ては前年度に比し二十七億五千餘萬弗を減じて六十五億五千八百萬弗となり、以來逐年減少して一九二三年度に於ては四十一億七千九百萬弗を示し、一九一九年度の最高記錄に對し約八割方の著減に當つて居る。而かも此の歳出總計の中には前表の如く年々增加しつゝある特別會計郵便支出を包含し更に一九二一年以後は經常費による公債償還をも包括して居るのであるから眞の經費節減は更に巨額に上ぼるのである。今之等の支出を除外せる一般經費支出のみに就て見ると一九二〇年度は前年度に比し九十七億一千五百萬弗を減じ更に次年度には十三億二千五百萬弗二年度には十一億八千八百萬弗の減少にして二三年度には些少の增加を見たるが尙前々年に對しては一億餘萬弗の減少である。

り二四年度には二億三千七百萬弗をそれ〳〵減じたのであつて二五年度一般經費支出を最高の一九一九年度に比較すれば實に八割二分の著減である。

歳出減少の內容

然らば右の歳出減は如何なる費目に於て行はれたかと云ふに一九一九年以後二五年までの純粹支出減百二十六億五千八百萬弗中一般費は三百萬弗、政務費は二十一億一千百萬弗、軍事費は百五億二千二百萬弗、雜費は二千二百萬弗の各減少であつて即ち軍事費の減少八割三分一厘、政務費の減少一割五分八厘、一般費及雜費の減少が一分一厘となる譯にして之を表示すれば左の如くである。（單位百萬弗）

年次	一般費	政務費	軍事費	雜費
一九一九	一一一	二、五二六	一、七二七	一、一〇九
一九二〇	一三〇	一、九四三	二、三五九	一、二八五
一九二一	一二七	一、一四九	一、七八六	一、三三〇
一九二二	一一四	三八八	一、五二八	一、一六二
一九二三	一一七	五四三	一、三二八	一、二五四
一九二四	一一七	五四二	一、二二六	一、一六六
一九二五	一〇八	四一五	一、〇二六	一、〇八七
一九一九年以來の減少	三	二、一一一	一〇、五二一	二二

次に最も減少の著しい軍事費の內容を見るに原因の大部分は云ふまでもなく國防費に依るもので一九年度に於て百十二億三千八百餘萬弗たりしものが年々減少して二五年度には半額以下となり國防基金も二二年度から影を沒したゞ軍事年金のみ年々增加し二五年度は一九年度に比し約倍額になつて居る。併し軍事年金は倍加したりとはいへもともと國防費と桁違ひの少額であるから軍事費全體としての節減には影響を與へるものではない。政務費の方で主として減少したるは海運及び陸運にして一九年より二五年に至る減少は前者が十八億四千九百四十九萬弗で減少割合九割七分、後者が三億五千七十八萬

弗で減少割合九割八分を示して居る。而して之等の減少原因は戰時に於ける非常支出即ち海運に於ては非常船舶基金陸運に於ては聯邦運輸管理の減少に因つたのである。なほ政務費中公共衞生、公共教育、科學研究、公益事業等の社會的施設乃至敎化費が戰時に比し九割以上の增額を示せることは同國財政整理方針の奈邊にあるかを語るのである。

千九百二十二年度豫算費目別計數

玆に參考の爲に千九百二十二年度豫算の費目別計數を示せば左の如くである。

一九二二―二三年歲出豫算費目

立法部經費	一六、二六五、二一五弗
行政部經費	二二七、〇四五
國務省經費	一〇、四三二、六二四
大藏省經費	一六八、九九七、一六〇
陸軍省經費	三六九、九〇二、一〇七
海軍省經費	四三一、七五四、〇〇〇
巴奈馬運河費	七、三五八、八三九
內務省費	四一、七九九、〇二二
印度人費	三一、八八三、〇〇〇
恩給費	二五二、三五〇、〇〇〇
郵便省經費	三、三五七、〇九二
郵便不足	二一、五〇九、六六六
農務省經費	四七、四九七、五三〇
道路改良費	一二五、七〇〇、〇〇〇
商務省經費	一九、九三九、九七〇
勞働省經費	六、三〇一、八三五
司法經費	一八、四一五、六八一
船舶經費	五〇、四九五、七三五
聯邦老兵局經費	四五五、二三二、七〇二
聯邦職業敎育局費	五、五二九、二四四
戰時財政穀物諸費	一五、〇三四、五八三
コロンビア區費	二五、〇七〇、八七七
經常費計	二、一二七、〇五三、九二七
公債費	
減債基金	二八三、八三八、八〇〇
外國償還金を以てする自由公債購入費	三〇、五〇〇、〇〇〇
地租を以てする諸債券の償還費	二五、〇〇〇、〇〇〇
聯邦準備銀行特許稅收入證券回收費	三〇、〇〇〇、〇〇〇
政府生命保險基金	二六、一六二、〇〇〇
退官基金（文官及コロンビア區敎員に支給するもの）	八、二〇〇、〇〇〇
公債利子	九七五、〇〇〇、〇〇〇
總計	三、五〇五、七五四、七二七
一九二三年歲入豫算費目	
內國稅	二、六一一、〇〇〇、〇〇〇
關稅	三三〇、〇〇〇、〇〇〇
雜部外國政府貸付金及政府預金利子	五四、六二五、三七九
政府物品賣却收入	一〇六、八七二、九七〇
官有財產收入（土地賣却森林收入其の他）	四、一三九、三七〇

聯邦準備銀行特許稅	三〇、〇〇〇、〇〇〇
鑄貨地金預入其の他收入	一二、四九八、〇〇〇
土地營造物賃貸收入	一、〇〇二、二〇〇
罰金科料手數等收入	三六、九五七、〇三五
醸出金收入	五、一一五、〇〇〇
海豹皮賣却收入	八五一、五七二
海軍病院基金收入	三二五、〇〇〇
雜收入	五、一〇五、七〇二
貸付金償還收入	三二、八五〇、〇〇〇
報償金收入	七、〇四三、六六七
コロンビア區收入	一六、四五三、四一五
巴奈馬運河收入	一三、三一五、〇〇〇
政府生命保險基金收入	三三、一七〇、〇〇〇
文官退官廢疾基金收入	八三五、五〇〇
兵員集會所基金收入	八四〇、〇〇〇
軍隊貯蓄基金收入	一、七五〇、〇〇〇
印度人費收入	二一、〇〇〇、〇〇〇
各種信託基金收入	六一一、〇四〇
コロンビヤ信託基金收入	一、八二一、九〇〇
計	三、三三八、一八二、七五〇

顯著なる稅制整理

以上に見るが如く歲出は年々減少したるが一方歲入方面はどうかと言ふに同國の歲入は一九二〇年に於て七十一億四千百餘萬弗に達し未曾有の巨額を示したるが二一年度以後は逐年漸減し二五年度にあつては四十三億四百餘萬弗となつた。こは二十年度に比し三割九分の減少であるが更に歲入中特別會計に屬する郵便收入は逐增して居るので之を控除したる一般會計收入のみを見ると二〇年度より二五年度の間に三十億一千百萬弗、即四割五分の減少となつて居る。即ち左表の如くである。

（單位百萬弗）

年次	一般會計收入	郵便收入	計
一九一四	七三四	二八七	一、〇二二
一九一五	六九二	二八七	九七六
一九一六	七八二	三一二	一、〇九四
一九一七	一、一二四	三二九	一、四五四
一九一八	四、一八〇	三四四	四、五二四
一九一九	四、六五四	三六四	五、〇一九
一九二〇	六、七〇四	四三七	七、一四一
一九二一	五、五八四	四六三	六、〇四七
一九二二	四、一〇九	四八四	四、五九三
一九二三	三、八四一	五三二	四、三七四
一九二四	三、八九四	五六八	四、四六三
一九二五	三、六九三	六一一	四、三〇四

斯くの如き一般歲入の減少は之を稅制整理による租稅收入の減少に依つたものであつた。同國の稅制整理は一九二一年の歲入法に依るものと一九二四年の歲入法によるものとの二回に分たれる。第一回の稅制整理はメロン藏相の下に一九二一年十月二十三日の法律に依つて實施されたもので其の內容次の如くである。

（一）廢稅　超過稅運輸稅中の貨物、小包運送、乘客運送、石油運送に關する部分、飲料稅中の二三、齒磨稅、石鹼稅、化

粧品稅、藥稅、奢侈稅中の靴下、シヤツ、洋傘、書類、トランク、鞄、紙入に關する部分、消費稅中のチユーイングガム、毛皮製品、樂器、運動具、煽風機、魔法瓶、に關する部分、保險料稅保證約書類稅、觀覽稅の一部の廢止

(二)減稅　所得稅附加稅（最高六割五分を五割に）所得稅（個人所得稅中既婚者及扶養者に對する控除額を增加）キヤンデー稅（五分を三分に）美術品稅（一割を五分に）等の減稅

(三)新稅　絨緞、トランク、鞄の製造稅（價格の五分）輕飮料製造用舍利別（一ガロンに付九仙）等の新設

(四)增稅　會社利得稅（一割二分五厘に）

右改正案による一九二二年度の減收は八億三千五百二十萬弗で大部分は超過利得稅及運輸稅の廢止によるものであつた。併し此改正案に對しては民間に於ても不徹底を難ずるの聲高くメロン藏相また第二次稅制整理を計畫し一時軍人恩償案の通過に依つて阻止せられたるも一九二四年六月二日に至つて實施を見ることゝなつた。

其の要項左の如くである。

(一)普通所得稅輕減　勤勞所得は二割五分減、控除額五千弗以下となれる戶主所得を二千五百弗以下と改正、個人所得稅率に於て最初の四千弗に對し四分、四千弗超過額に八分となれるを四千弗に二分、次の四千弗に四分、八千弗以上の超過額に六分と改正

(二)所得稅附加稅輕減　所得額六千弗を超ゆる額に對する一分に初まり二十萬弗を超ゆる額に對する五割に及べるを改め一萬弗を超ゆる額に對する四分に及ぶものとする。

(三)雜稅改廢　電信電話稅、清涼飮料稅、砂糖菓子消費稅、劇場所有者特別稅、農產物仲買人稅、爲替手形の印紙稅等の廢止、自動車使用稅、入場料稅、寶石稅の一部負擔の輕減

右改正による租稅減收額は約三億六千百萬弗で第二次整理としては相當の成功と云ひ得べく斯くて歲出の整理による減額を租稅輕減に充當したことは注目に値する。

國債整理の諸施設

米國が戰時歲出の膨脹に伴ひ國債の著增したるゝとは上述の如くであるが戰後はこれまた着々整理せられ一九一九年に於て二百五十四億四千二百萬なりしものが次年度より漸減して一九二四年度には二百十二億五千一百萬弗となり此の五ヶ年間に於ける整理額實に三十二億三千萬弗に及んで居る。即ち左表の如くである。（單位百萬弗）

年次	國債現在高	前年比減少額
一九一九	二五、四八二	—
一九二〇	二四、二九七	一、一八四
一九二一	三三、九七六	三二
一九二二	二二、九六四	一、〇一二
一九二三	二二、三四九	六一四
一九二四	二一、二五一	一、〇九八
一九一九年以來の減少額	三、二三〇	

此の三十二億餘萬弗の國債整理施設は短期公債の借換、減債基金の設置、餘剩金に依る償還の三種に依れるものである。同國國債の整理は稅制整理に於けると同じくメロン藏相の手腕によるところ少なからず。メロン氏は先づ滿期一、二年に迫れる短期公債を一九二三年五月二十日（勝利公債期日）と一九二八年九月十五日（第三回自由公債期日）との間に配布せんとする目的を以て三年乃至五年の國庫證券を時々發行するの方針を立て一九二一年六月十五日其の第一回を發行して三億一千百萬弗を擧げた。其後の發行にかゝる國庫證券は左の如くである。（單位千弗）

發行期	償還期	募入額
一九二一年九月	一九二四年九月	三九〇、七〇六
一九二二年二月	一九二五年三月	六〇一、五九九
一九二二年三月	一九二六年三月	六一七、七六九
一九二二年六月	一九二五年十二月	三三五、一四一
一九二二年八月	一九二六年九月	四八六、九四〇

一九二二年十二月	一九二五年六月	四六九、二一三
一九二三年一月	一九二七年十二月	三六六、九八一
一九二三年五月	一九二七年三月	六六八、二〇一

之等の國庫證券發行により四十二億四千萬弗を收めたが市場の狀勢を有利に利用する爲取引狀態を紛亂せしめることなく毎次好成績を收めたのであつた。併しこは短期國債を適當の期限に分割整理するの方針に依つたもので固より眞の整理施設と云ふを得ない。これに相當するものは積立減債基金制度で一九一九年三月設置せられたものであるが一九二三年三月改正を加られ第一回より第四回に及ぶ自由公債償還に當てらるる外一九二〇年七月以後借替の目的を以て發行せられたる公債の償還にも使用さるゝものである。而して減債基金として會計年度經常收入中から繰入れらるべき金額は（一）一九二〇年七月一日現在政府所有の外國政府公債證券の劵面額を控除せるものゝ二分五厘（二）前年度若しくは當年度中減債基金より回收すべき公債に對し會計年度中に支拂はるべき利子の兩者を合計したる限度に依るものとされる。此の計算に依れば一九二〇年七月一日現在政府所有の外國政府公債額を控除せる戰時公債は約二十五箇年間に全部銷却せられる計畫である。第三の餘剩金による國債償却狀勢を見るに一九二一年度以降左の如くなつて居る。（單位千弗）

年次	歳入超過	經常費減債	合計
一九二一年	八六、七二四	四二二、二八二	五〇九、〇〇六
一九二二年	三一三、八〇二	四二二、六九五	七三六、四九七
一九二三年	三〇九、六五七	四〇二、八五〇	七一二、五〇七
一九二四年	五〇七、三六七	四五七、九九九	九六三、三六六
合計	一、二一五、五五〇	一、七〇五、八二六	二、九二一、三七六

即ち此の四箇年間に於ける經常歳入超過十二億一千五百萬弗で其の大分が國債償還に殘りの少額が一般資金に繰入れられたことになつて民る。斯くの如き巨大なる餘剩金は政費の節約並に稅制整理に由れるもので之を以て前記の如く、戰後三十餘億弗の國債償還をなし得たのである。

以上の所述に對する別方面の觀察

米國に於ける財政狀況の變遷に就ては以上記述の如くなるが尙聊重復するの嫌あるも吉村氏の調査にかゝる財政經濟時報所載の叙述によるに左の如くである。（單位千弗）

歳入

	一九一九（千弗）	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五
關稅收入	二二三、五三六	三〇八、〇三五	三五七、五四四	五六一、九二八	五四五、六三八	四九三、〇〇〇	—
內國稅收入	五、三九九、一四九	四、五七九、九七三	三、二〇八、一五八	二、六二四、四七三	二、七九五、一五七	二、七三七、五八五	—
雜收入	九七二、六八八	六八四、六〇三	五三五、八四三	八〇三、四五八	六七一、二五〇	四七三、一七七	—
巴奈馬運河收入	九、〇三六	一一、九一四	一三、〇四九	一七、二七一	—	—	—
公債募集金	一、五八五、三三五	八八六、九二五	六、〇一八、〇一七	—	—	—	—
郵便收入	四三七、一五〇	四六三、四九一	一、四八四、八五二	—	—	—	—
合計	三四、〇九五、二〇四	三、九九三、九一〇	一四、九一三、九三四	一〇、六〇八、四六五	四、〇〇七、一三五	四、〇一二、〇四四	三、六九三、七六二

歳出

	一九一九	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五
一般歳出	一、八九五、一四一	六、一四一、七六五	四、八九二、一〇六	三、六一八、〇三六	三、六九七、四七八	三、五〇八、六七七	三、二九八、〇八〇
公債償却	一五、八三七、五六六	一七、〇三六、四四四	九、一八一、七七四	六、五〇〇、五八四	—	—	—
郵便事業費	三六二、五〇四	四、一八七、二三三	四六三、四九一	—	—	—	—
合計	三五、一五三、二一一	二三、五九六、九一一	一四、五三六、三七一	一〇、五九九、九四三	三、六九七、四七八	三、五〇八、六七七	三、二九八、〇八〇
剩餘又は不足	（不）一、〇五七、〇〇七	（不）六〇三、〇〇一	（剩）三七六、五六三	（剩）六、五三三	（剩）三〇九、九六五	（剩）五〇五、三六七	（剩）三九五、六八二

歳出に關する整理緊縮の跡を見るに先づ歳出總額に就て見れば次の如くである。（決算額）

一九二〇年度	五、六八七、七一二、八四九	一九二一年度	四、一九〇、一九五、三七五
一九二二年度	三、七六七、四〇一、六九五	一九二三年度（豫算）	三、〇六二、九三一、六八七
一九二四年度（豫算）	二、七〇四、六五一、八八六		

軍事費を初め戰時及戰後の諸事業終了と共に右の如く急激なる減少を示し一九二四年度の經費は一九二〇年度の半額にも達しない。更に之を人口一人當歳出負擔額を計算する時は左の通りである。（一九二〇年國勢調査に依る人口基準）

一九二〇年度	三弗・四五	一九二一年度	四弗・二九
一九二三年度	四・〇三	一九二四年度	三・三七

即ち戰爭直後に比して人口漸增せるにも拘はらず尙且右の如き減少を示してゐる。

次ぎに國務大藏內務司法等一般行政費中の主要經費に就いて見るに

	一人當歳出負擔額	總經費に對する割合
一九一〇—一六年度平均	九七、七一八、二九〇	一四・九%
一九一七—一九年度平均	一二四、五〇九、〇七三	一・五
一九二〇年度	二二四、一一〇、五九四	二・一
一九二一年度	三二一、六九六、二八一	三・九
一九二二年度	二四七、五八一、六一七	二・六
一九二三年度	二一六、五一一、一六五	二・二
一九二四年度	一五九、二六六、二四九	一・五

一九二四年度經費は一九二一年度の半額に過ざず一億六千二百萬弗の節減である。次に軍事費に就て見るに勿論戰爭の終了後漸減し一九二三年度の數字は一九二〇年の三八パーセントに過ぎず急激なる整理緊縮と謂はねばならぬ。其趨勢は次表の通りである。

事　軍　費

	一人當	總經費に對する割合
一九一〇—一六年平均	二五六、九七一、三八九	三八・二%
一九一七—一九年平均	二、三〇二、三二二、一〇五	五九・四五
一九二〇年	一、三四八、八九二、七四七	二三・八

一九二一年	九五〇、七〇三、九六二	八・八一	二二・七
一九二二年	六四六、〇六七、一八三	五・八一	一七・一
一九二三年	五一六、八〇一、四〇四	四・六七	一六・九
一九二四年	五四七、九四六、三六四	四・八九	二〇・二

之に反し一般行政費中の調査教育殖產費及公企業費は次表の如く異常の增加を示し國勢發展の要求に對應してゐる。

調査教育殖產費

	一人當	總歳出に對する割合
一九一〇—一六年度平均	三五、三二九、三二八	三・九%弗
一九一七—一九年度平均	三三、六九二、六一〇	〇・四
一九二〇年度	五七、三六八、七七四	一・〇
一九二一年度	五三、八九三、五九三	一・三
一九二二年度	七二、八三三、八九九	一・九
一九二三年度	五七、六六三、四三〇	一・九
一九二四年度	五五、五三〇、二八〇	二・〇

公企業費

	一人當り	總經費に對する割合
一九一〇—一六年度平均	二五、三二九、三二八	一二・八%弗
一九一七—一九年度平均	五九、八五七、三七九	〇・七
一九二〇年度	八〇、〇七一、〇四二	一・五
一九二一年度	一四〇、五二九、六二六	三・三
一九二二年度	一四八、七八〇、五五三	四・〇

一九二三年度	一七一、八〇〇、〇九九	五・六	一・五五
一九二四年度	一六二、八五二、六九〇	六・〇	一・四五

次に國債に關する諸經費を見るに戰前に於ける米國々債總額は十億弗に滿たず償却費として三億三千萬弗が計上されたが一九二四年度に於ては三億四千五百萬弗に增加された。併しながら斯る償却政策の行はれてゐるにも拘はらず利拂債務は今日に於て尙純歲出總額の四分の一を占めてゐる。

一九一七―一九年度平均	一一五、八五三、二四〇	九二九、一三一、一二八	一・四%	一・〇九弗
一九二〇年度	九四一、六五二、二九〇		一六・三	八・七三
一九二一年度	九六四、六七四、五二一		二二・五	八・七三
一九二二年度	八六七、一九七、七一〇		二五・六	八・七三
一九二三年度	七二一、二八六、一三〇		二八・三	八・七三
一九二四年度			二六・七	六・四三

當時一般に低利であつたため利拂に要する公債經費は年二千三百萬弗に過ぎず一人宛負擔二弗仙に過ぎなかつた。然るに戰費の大部分を公債支辨に仰ぐの途に出でたる結果國債總額は左の如く二百二十億弗に急增し一九二四年の利拂額七億二千百萬弗を超へ一人當り負擔額六・四三弗に及んでゐる。即ち一九二二年及一三年の戰債總額と等しい。然も大藏省及豫算局の協力財政緊縮を斷行せる結果今日に至り國債費も急速に輕減された。

國債償却費

		總歲出に對する割合	一人當り
一九二〇年度	一、〇七九、一八一、七二三	一九・〇%	一〇・一四弗
一九二一年度	三一六、八四八、二三〇	七・五	二・九四
一九二二年度	一、〇一二、一七一、五六〇	二六・九	九・二六
一九二三年度	三三〇、〇八八、八〇〇	一〇・八	二・九八
一九二四年度	三四五、〇九七、〇〇〇	一二・七	三・〇八

而して政府は千九百二十五年度に於て六月十八日迄に現金支拂一億六千八百六十五萬弗歲入剩餘金を以てせる公債償還三億八千三百八萬弗、基金買入償却四億五千七百九十八萬弗の國債償還を行つたが斯くして一九一九年八月末最高額に達した國債二百六十五億九千六百七十萬弗は爾來每年平均十億弗强の割合を以て償還せられ一九二四年六月十八日現在額は二百十三億三千九百九十七萬餘弗に減じた。

歲出方面は右の如く銳意整理緊縮の結果經費の漸減節約を見たるが歲入は前表の如く逐年漸減してゐる。今其主要部分たる關稅收入と內國稅收入とに就いて見るに一九二四年度の關稅收入は一九一九年度に比し殆んど五割强の增加を示してゐるが戰前に於ける米國關稅は財政上重要なる地位を占め歲入總額の三分の一以上は關稅收入であつて稅率決定の主たる標準は貿易政策より割出され財政上の必要は寧ろ從であつた。即ち古くより保護貿易主義を採り外國品に高率の關稅を課したる結果收入も自ら大なるものがあつた。併し大戰の爲め關稅收入激減し一面參戰前後より增稅法を制定して前記の如く所得稅利得稅より多大の歲入を得るに至つた爲め關稅收入の歲入上に占めたる地位は近時大に其重要の度を失ふに至つたのである。內國稅收入は次表の示すが如く一九二四年に至り一九一九年の約半額に激減してゐる內國稅中の主要部分たる所得稅及び超過利得稅の急減に依るものであつて、こは一九二一年及一九二二年の兩度にメロン藏相の下に行はれたるに基くためである。即ち普通所得稅及附加稅の輕減其他雜稅改廢增徵の結果一九二二年來十二億弗の租稅收入激減を見たのである。

內國稅收入

	所得稅及超過利得稅	其他の租稅	合計
一九一九年	三、九五六、九三六千弗	一、四四二、二一三	五、三九九、一四九千弗
一九二〇年	三、二二八、一三七	一、三五一、八三六	四、五七九、九七三
一九二一年	二、〇八六、九一八	一、一二一、二四〇	三、二〇八、一五八
一九二二年	一、六七八、六〇七	九四五、八六五	二、六二四、四七二

一九二三年	一、八四二、一四四	二、七九五、一五七
一九二四年	一、八〇〇、〇〇〇	二、七二七、五八五

右の如く歳計の全般に渉つて整理緊縮の斷行された結果財政狀態は良好の成績を示し前揭歳出入表に見る如く一九二〇年度に於ける六億弗の不足は翌年度一轉剩餘を生ずるに至り殊に一九二三年度末に於ける財政狀態の如き豫想以上の良成績を示し一九二三年所得に對し二割五分の減率せられたるに拘はらず歳計剩餘は一九二四年に於て財務當局の豫想せる三億二千九百六十萬弗を超過すること一億七千萬弗に達した。隨つて一九二五年度は議會を通過した軍人給與法の實施による經費の激增やメロン減稅案に基く所得稅利得稅の減收ありとするも尙六千萬弗內外の剩餘を見るであらうと謂はれてゐる。

千九百二十四年度及五年度の財政歸結と稅制

千九百二十五年六月下旬に於ける大統領の報告するところによるに千九百二十四年度に於ける政府の剩餘金は二億弗に達すべく千九百二十五年度は二億八十一百萬弗が六月十五日納稅日に於ける國庫の成績は實に目覺ましきものにして千九百二十一年六月三十日以來公債は二百三十九億七千七百萬弗より二百五億五千一百萬弗に低下した。同時に政府の歳出は以上の公債減額及郵便事務に對する支出を除外して五十一億一千六百萬弗より三十億三千五百萬弗に低下した。千九百二十一年に於ける利子支拂額は十億弗なりしが千九百二十四年度は八億七千萬弗である。斯の如く一億三千萬弗を節したる所以のものは一部は公債元本の減額によるのであるが一部は滿期となれる公債を低利に借換たるが爲である。大統領は之を以て尙滿足せず更に建設的經濟の必要を說いてゐる。

と。短期公債の減額二億八十一百萬弗に及ぶべしとのことである。此外に公債及租稅の減額が實行せられることであらうする租稅案が秋季の議會に提案する目的を以て立案せられてゐる。

次ぎに課稅免稅點を引上げ又附加稅を課すべき標準點をも引上ぢ切ると云ふことも云はれて居つた。過去數年間に於ける國庫の

千九百二十五年度豫算集計

次ぎにクーリツヂ大統領より千九百二十五年十二月の初めに議會に對してなしたるメツセージ中に記錄されたるところによるに郵便歳入歳出を除きたる豫算集計表は千弗單位として左の如くである。

	一九二五決算	一九二六豫算	一九二七豫算
經常總歳入	三、七八〇、一四九	三、八八〇、七一七	三、八二四、五三〇
經常歳入より支拂ふべき歳出總額	三、五二九、六四三	三、六一八、六七五	三、四九四、二二二
歳入超過	二五〇、五〇五	二六二、〇四二	三三〇、三〇八

米國の義務教育費

玆に參考の爲に米國の義務教育費に就て觀るに此は最近二十五年間急增を告げて居るが其の主なる原因は第一教員の俸給增加、第二學校の維持費用の增加、第三時代の新要求に伴ふ新學科の施設擴張等である。斯して義務教育費增加の調査が一般に國民にとり興味あるものとなるのは當然のことであるが千九百年以降二十五ヶ年間の人口が五割を增加してゐるに對し義務教育費は七倍に激增してゐる。即ち千九百年の義務教育費豫算は二億一千五百萬弗であつたものが千九百二十四年には十八億二千百萬弗に上り增加率は七四七パーセントを示し人口一人當り經費負擔額は千九百年の二弗八十三仙より千九百二十四年は十六弗二十五仙と四七四パーセントの增加を來してゐる。

而して此期間貨幣の購買力減少を考慮すると義務教育費に關する限り一人當りの負擔額に於て約二〇〇パーセントを增加したことになる。

此報告によると義務教育費は各州によつて非常な相違がある。即ち或州には個人の寄附による學校が澤山あり他の州には殆どそれのないのがある。而して大平洋岸や山脈地帶や中部大西洋や西部の諸州は他の州に比較すると其收入の割合に最高の義務教育費を負擔し施設も完備してゐる。今一九二四年に於て學齡兒童（五歳以上十七歳迄）一人に附最高の費用を支出

してゐるものはカリフオルニヤの百五十九弗三十五仙で此州は財政の豊かな點に於ても他の諸洲を拔いてゐる。第二位に入るものはネバタの百二十九弗十九仙で學齡兒童數は各州中で最も少い。第三番目は可なり多くの學齡兒童を有するワイオミングの百六弗二十三仙で全國何れの州よりも多くの學齡兒童を有する紐育は四番目で一人當り九十七弗五十仙を支出してゐる。

千九百二十六年度豫算

千九百二十六年七月より始まる一九二六七年度豫算は千九百二十五年末に議會に上程されたるがその總額は三十八億九千六百萬ドルであつた。これを千九百二十五年度に比較せば概算一億五千五百萬ドルの膨脹を見たるがその原因は主として海軍の擴張軍人軍屬の恩給增額空軍の充實等にある。千九百二十六年度歳出の內容を二十五年度と比較せば左の如くである。

（單位千ドル）

	一九二六、七年度	一九二五、六年度
立法部費	一六、四九八	一四、九一五
行政及諸獨立局費	五〇五、七〇九	四五九、八二〇
國務省費	一六、六一四	一六、二七七
大藏省費	一五七、五六三	一五三、七〇八
商務省費	三〇、四〇二	二八、五四一
農務省費	一四〇、七一七	一三八、〇七五
內務省費	二五〇、九六七	二六二、二五五
司法省費	二四、三六七	二四、二〇五
勞働省費	八、五六七	八、六二七
海軍省費	三二二、八六九	三〇二、八六二
戰務省及パナマ運河費	三三五、六四一	三三九、七六五
國債元金拂	五一五、五八三	五〇〇、四二八
諸國債利拂	七九五、〇〇〇	八二〇、〇〇〇
郵便事務費	七四〇、〇七七	六三六、二六九
合計	三、八九六、二〇七	三、七四一、七八七

かく歳計の膨脹したるに拘らずなほ千九百二十六年度は三億三千萬ドルの剩餘金を得る豫定であると。政府は右豫算の編成と同時に減稅の計畫を發表したるがこれによれば減稅總額三億二千六百萬ドル內一億九千四百萬ドルまで所得稅の輕減に仰ぐ豫定であつた。

米國の減稅案

前述米國政府の減稅案は下院の財政委員會に於て審議着々進渉を告げ其後の發表によれば委員會は三億弗の減稅に協贊を與へ、所得に對する二〇パーセントの最高附加稅の設定、獨身者及妻帶者に對する免稅點の引上等を決定した。而して普通所得稅率として純年收四千弗に對しては三パーセント、其以上の四千弗に對しては五パーセントと決定した。是等の稅率は純年收三千弗に對し一パーセント、次の一千弗に對し二パーセント、次の四千弗に對し三パーセント、其以上の收入に對しては五パーセントの政府案と相違するので、綱目を更に小委員會で協定する事となつた。此外、勤勞所得の限度が二萬弗に引上げられ之に對し二五パーセント迄免除された。財產稅は大體据置となつたが一千萬弗以上の價格に對しては其最高稅率を四〇パーセントより二〇パーセントに引下げられ又課稅免除額五萬弗も其儘に据置かれた。遺贈稅も二年以內他へ讓渡される遺贈財產は財產稅を課せらる條件の下に廢止を提議された。

米國の租稅及歳入狀態

米國の歳入狀況は廣範に亘れる事業上の繁榮が繼續せし結果としてウインストン・チヤーチルス氏をして嫉妬を起さゞるべからざる程に非常なる活氣を呈しておる。千九百二十六年度豫算は前年の豫算にて實行されたる所得稅率の非常なる減額

にも拘はらず年度最初三ケ月間の所得稅徵收額は約五億二千五百萬弗であることを示しておる。而してそは千九百二十五年度に於ける同期間の收入よりも約一億弗多額の收入を得ることになる。斯く所得稅收入額が增加したる結果として議會にて種々なる率にて減額し且つ「煩雜なる租稅」として知られたるもの、大部分を廢止せしことにより他の歲入資源に於ける減少額を容易に償ふておる。更に他の租稅資源は收入增加を示しておる。之れを例するに國庫は八月中に二千二百萬弗の煙草稅を徵收した。そは千九百二十五年八月の總收入よりも三百萬弗多額である。以上の如き狀態にて初めは歲入不足を豫想されしが今や國庫は一億八千五百萬弗の剩餘金を見越し得るに至つた。然れども次年度豫算にて更に歲入を削減することは企てずしてこれら凡ての剩餘金は公債減額に使用するの豫定であるとクーリツヂ大統領及メロン氏が說明した。

千九百二十七年度豫算

以上の如く國家政府は前例なき繁榮狀態を現實しておるが爲に千九百二十七年度は原豫算よりも二億弗も多き三億八千三百七萬九千九十五弗の剩餘額が豫想された。そして次年度は二億七十萬三千八百六十三弗の剩餘金が豫定された。次表は政府より議會に提出したるものを集計せしものなるが千九百二十七年六月三十日を以て終了する同年度の豫定狀態と次年度に對する提出豫算とを例示したものである。

歲入	一九二六年度決算	一九二七年度豫算	一九二八年豫算
關稅	弗 五七九、四三〇、九八六	弗 六一六、八〇〇、〇〇〇	弗 六〇一、〇〇〇、〇〇〇
所得稅	一、九八二、〇四〇、〇八八	二、一九〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇九〇、〇〇〇、〇〇〇
雜種內國收入	八三五、五九九、二八九	六一九、八五五、〇〇〇	五八六、九八五、〇〇〇
雜收入	四五五、八六六、二一九	四〇〇、二九一、八八〇	五二一、九八八、〇七〇
合計	三、九六二、七五五、六九〇	四、〇三六、九八〇、八八〇	三、七三二、七五三、〇七〇
總計費（普通歲入を以てすることに定められたる公債償還費を含む）	三、六四三、九七七、八七二	三、九六三、八〇一、五九〇	三、五四二、〇四九、三一〇

歲入超過

千九百二十七年十二月下旬の議會に於ては農業救濟が問題となりムクナリー・ホウゲン案なるものにつき討議された。尙租稅輕減に就ても問題となつた。而して租稅低減の全問題は公債償還の問題と關連しておる。千九百二十二年の減債基金法は每年の充當額を百億弗の二・二分の一パーセントと定めておる。此額は大約外國公債を除きたる戰事中の起債を示しておるが此額には每年減債基金に依つて減額せし結果としての公債支拂利子額を附加することになつておる。其結果公債減額に充當さるゝ每年の額は常に多額に上るのである。本年度內に約三億四千萬弗が減債基金に充當され五年間に此項目に於ける支出は一年につき四億弗を超過すべくそして十年後にはそは五億弗を超過することゝなるだらう。千九百五十二年までにそは總額實に百億三千三百五十九萬に達することゝなる。然しこれよりずつと以前に負擔公債は凡ての外國債が其協約を實行し又新公債を發行せざるものとせば一掃さるゝことゝなるのである。

千九百二十六年度の財政歸結

千九百二十六年末に豫想されたる米國歲入の異常なる增加は千九百二十七年三月末に至つては更に一層の增加を豫想せらるゝに至りその剩餘額は六億弗以上と見らるゝに至つた。負債償却の爲に充當せらるゝ減債基金及其他の金額は五億五千萬弗以上準備せらるゝものとしておる。故に剩餘金も亦同一目的の爲に貢獻さるべきが故に本年度の負債減額は約十二億弗に達すべしと云はれた。或者は剩餘金は七億以上なるべしと云つておる。斯の如き狀態なるを以て政府證券は當然强氣を帶ぶることゝなつて新しき高標準が記錄された。

國債政策

メロン氏が第二回自由公債を三・五パーセント五ケ年据置國庫證券に變更せんとする千九百二十七年三月の提案は約十七億弗の未拂を殘して十三億弗の公債を獲得した。氏は更に六月に入つて其殘額を償還せんと提案した。國庫の賣出せし新證券及三・八分の一、三・四分の一證券は本提議の條件により市場强氣を生じたと云ふ感じの下に其後些少の下落を來した。此度メ

ロン氏は三八分の三パーセント二十年間公債十五ケ年後に請求し得るものに自由公債を變更せんことを提議した。此の變更は平價基礎に對して平價にて爲される。彼は又價格一〇〇・二分の一、三パーセント八分の三利附にて約二億弗の現金應募を得んことを提議した。此は多額なる現金の應募超過を得て自由公債の所有者をして交換の希望を抱からしむるに至るべしと豫想されて居つた。償還期日の異なる關係上新公債と三月に提供せし證券とを比較することは不可能である。公債利率は戰後に提供したる此種の何物よりも低くそして又千九百二十六年三月に價格一〇〇・二分の一、三・四分の三パーセント利札附にて賣出されたる二十年間に請求さるべき三十ケ年公債と比較するも尙低率である。これらの公債は現在一〇六前後にて賣却されて居る。新三・八分の三公債はメロン氏が未拂自由公債との交換を提議せし唯一の長期公債である。

千九百二十七年度の財政歸結

米國財政の好況は依然として其狀態を繼續せしが爲に千九百二十七年度に於ける剩餘金は六億二千五百萬弗に達した。之が爲に租稅の負擔を輕減するの可能なるに至つた。然し海軍々縮會議の失敗は此方面の經費と併せて洪水救濟、農業救濟其他の費用を必要とすべきを以て減稅の爲に使用さるべき額は千九百二十八年度には三億三千八百萬弗の見積剩餘金の如き多額なるものは殘留せざるべしと認められて居つた。

國債の減少に

九月に入つてメロン氏は第三回目にして且つ恐らく最後なるべき第二回自由公債消滅の計畫を發表した。國庫は之に就て二種の提案を發表せしが其一は三パーセント利附六ケ月國庫債券の發行にして他の一は三ケ年若くは五ケ年三・五パーセント國庫證券の提供である。兩者とも九月十五日の所得稅徵收期日たる約三億八千萬弗の國庫債券滿期日に發行せられるのであつた。

之に就て國庫は千九百十七年十一月十五日に總額三十八億七百八十六萬五千弗を發行したる第二回自由公債の全部を本年十一月十五日に償還を請求されたることを思ひ起される。去る三月第一回の償却に際して三十一億四百萬弗の未拂があつた。三月十五日の納稅期日には本公債の十三億六千四十五萬六千弗が三・五パーセント三ケ年乃至五ケ年國庫證券に轉換された。そして次の納稅期日即ち三ケ月後には二億四千五百二十五萬六千弗が三、八分の三長期公債に轉換された。夏期中に減債基金及剩餘金を以て國庫が第二回自由公債を買入れたる結果として其未拂額も更に減少し現在に於ては十二億弗以下……此うち十一億八千九十二萬四千弗は四、四分の一パーセントである。……が問題となつたのである。

國庫の六ケ月債券の發行は十五日に滿期となる證券と關連し之と交換されたのである。此發行は約二億五千萬弗の應募に制限された。第二回自由四・四分の一パーセント公債との交換にて發行（八分の一のプレミアム附）さるゝ三・五パーセント證券に加ふるに現金應募は約二億五千萬弗の程度まで採用さるべしと豫想された。此間所得稅收入は三億拂に達すべしと。故に國庫としては公債處理上充分なる現金を得ることになるのであつた。

斯の如く公債減額が相當に成功せしを以て當時財界に於ては租稅の低減方面に其注意を轉じつゝあつた。

減稅問題

千九百二十七年十月に全國商業會議所は四億弗の租稅低減を要求する陳述書を發表した。此は若し議會が節約主義をとるなれば租稅負擔を二億五千萬弗迄は輕減し得べしとほのめかし居れる行政官方面より反對された。財政委員長スムート氏は三億乃至三億五千萬は低減すること可能なりとの確信を發表した。此議論は千九百二十八年度に對する歲計剩餘の問題にまで及んでそは約五億弗なるべしと提議された。勿論國庫は議會が實際案を作成する以前此剩餘金及減稅の程度を內輪に見積るは當然のことである。

十一月には歲入委員會に於て政府の千九百二十九年度經費案に關連して實行し得べき租稅減額に就て問題となつた。メロン藏相は其減額は二億二千五百萬弗を超過すべからざることを委員會に言明した。彼は之より以上の減額は國庫が現在收得しつゝある一時限りの收入が無くなる時の千九百二十九年には非常に困難を惹起するの恐ありと警告した。メロン藏相の提案は左の變更を伴ふのであつた。

一、國體收入に對する課稅の減額は一三・二分の一パーセントより一二パーセントなるが此は歲入損失額一億三千五百萬

弗となる。

二、純收入二千五百萬弗以下の團體及株主十人以下の團體に對しては其の選擇によつて團體員若くは團體として其租稅を支拂ふことを認むること。此は三千萬乃至三千五百萬の歳入缺損となる。

三、追加稅率の中間の括弧（一萬八千弗より七萬弗に至るもの）を改正すること。此は五千萬弗の歳入缺陷を生ずる。

四、大藏省が各州に移讓せんとする遺産稅の廢止。

五、外國發祭銀行によつて保有さるゝ米國銀行家の手形引受より生ずる所得を租稅より除外すること。

後の提案は銀行家の手形の爲に市場を擴張するの效果を有するものと認められる。而して外國中央銀行は米國政府の證券よりも他の免稅證券を以て投資するの機會を得ることゝなる。

租稅總減額に就てのメロン藏相の計數は提案されし最小のものである。米國商業會議所は前述の如く四億弗の削減を又歳入委員會の或物は三億五千萬弗の低減を提唱した。少數派の首領ガーネル氏は國庫は過去數年間剩餘を非常に少く見積りしことを指摘し、そして最近の見積を承認するの意思がなかつた。委員の一人は團體稅は一〇パーセントまで低減さるべきことを望み又他のものは自働車娯樂其他之に類する課稅を免除せんとするの意向を有しておつた。

千九百二十八年の議會に於て恐らく最大なる問題は減稅問題なるべしと想像されたるが總減額は大藏當局者の見積に從つて二億五千萬弗を準備することに委員會の決定を見た。然れども提案の支持者は減額は二億三千五百萬弗を超過しないだらうと云ふことを宣明した。最根本的なる特性に於て委員會の提案は明白に行政廳より提案せられたる變更と一致しておる。メロン藏相は委員會に二億二千五百萬弗以上の削減は臨時收入が杜絶する千九百二十九年に於ては減債計畫を阻害するものなることを言明した。然れども委員會の提案による增額は大したるものにあらずして過去に於て同氏は國庫の歳入及剩餘を見積る場合に於て餘りに保守的であつたのである。本案はクリマス前に議會を通過すべきが民主黨領袖は總減額を三億乃至三億五千萬弗に變更さるべしと豫示しておつた。

メロン氏の提案は決定的に拒否せられた。委員會は中間的所得（一萬八千弗より七萬弗までの）に對する追加稅を變更することを拒み又遺産稅を廢止することにも同意しなかつた。議論の中心は團體所得に集中した。そこで妥協が現行率一三・二分の一パーセントより一一パーセントに低減せんとする主民黨の主張との間に成立して一二パーセントにせんとする政府の提案は一一・二分の一パーセントにて一致した。此結果歳入は一般交易狀態の如何によつて一億六千六百萬弗より一億八千萬弗の減少を來すことゝなる。

委員會に於て決定せし其他の議案は左の如くであつた。

自働車販賣稅の減額は三パーセントより一・二分の一パーセントに、此減收は年に三千三百萬弗に相當する。

年二萬五千弗以下の收入を有する團體に對する免稅點を二千弗より三千弗に引上げ其歳入減少は千二百萬弗である。

娯樂場入場券免稅點の引上げは七十五仙より一弗となし又懸賞的興業に對する入場券に對し五弗以下の販賣に對する租稅は一〇パーセントを維持するに加へて五弗以上のものは二十五パーセントまで增額された。此は約五十萬弗の歳入增加となる。倶樂部稅は一〇パーセントより五パーセントとなし五百萬弗の歳入減少となる。資本株式の株券移動に對し各百弗毎に二パーセントは一パーセントに減少して歳入損失は八百三十三萬七千弗となる。

取引所販賣に對する一パーセントの課稅を廢して歳入減二百八十八萬四千弗となる。

穀物飲料に對する十分の一パーセント稅の廢止は年十九萬八千弗の歳入減となる。

工業用目的及特許、藥用に使用する酒類に對する等級賦課の減額は年四十萬弗の歳入減少となる。

大體に於て財界は委員會の決定を妥當なりとしておつた。

以上の如き委員會の提案は遂に十二月下旬に至つて下院を通過したるが提案に對して重要なる變更を加へ自動車販賣稅を廢止することにしたが其結果減額見積額はメロン氏の主張による二億二千五百萬弗、歳入委員會の保障額二億三千三百萬弗なるに對して二億九千萬弗となつた。此は更に上院に於て修正さるゝものと思料されて居つた。

豫算集計と減債

郵便收入支出を除きたる米國の豫算集計表は左の如くなつた。（單位千弗）

	一九二七年度決算	一九二八年度豫算	一九二九年度豫算
歳入	四、一二九、三九四	四、〇七五、五九八	三、八〇九、四九七
歳出	三、四九三、五八四	三、六二一、三一四	三、五五六、九五七
歳入超過	六三五、八〇九	四五四、二八三	二五二、五四〇

第二回自由公債四・四分一パーセント利附の三十億八千三百六十七萬一千七百弗は借換若くは償還されたる結果として利子費は三千一百萬弗を節約することゝなつた。本年度末にて公債は百七十九億七千五百萬弗に減少すべしと云はれてゐる。而して前年度末に本總額は百八十五億一千十七萬四千二百六十六弗、千九百十九年八月三十一日末には二百六十五億九千四百萬弗であつた。

減稅案通過

二億二千二百萬弗の租稅減額案は遂に千九百二十八年六月に議會を通過せしが此主要なる減額は法人利得稅を一三・二分の一より一二パーセントにしたることである。所得稅率の變更は勤勞所得に對して要求さるべき免稅點を二萬弗より三萬弗に增額したることである。

第三節　過去及現在の米國中央地方財政大觀

引用文獻
Economist (London) 1928年1月14日
American review of review. No. 439
經濟論叢第二十七卷第二號

本節に於ては米國の中央及地方財政狀態を大觀して見る。而して之に關しては數個の問題が各國に於ける租稅負擔比較よりも一層大なる確實性若くはより少なき啓蒙性を以て普通論議されてゐる。最一般に採用されてゐる方法は中央政府の歳入歳出を取つて其總額を關係各國の人口を以て除しそして斯くして得たる一人當計數を直接に比較してゐる。斯の如き方法によつて得たる結論は三重の錯誤がある。これらは國家によつて費される國富との割合につき何等の計算をしてゐない。然も此は國家歳出總額が假りに國民所得の十分の一と云ふがそは富國の負擔よりも貧弱國の經濟上の負擔の方が一層重いと云ふことになるのである。而しこれらは又中央政府の軌道を離れて居る歳出形式を無視してゐる。然し此最後の消略は他のものよりはそう不當なるものではない。何となれば地方經費は著しく不明瞭なることにして又之に關する多くの國家の報告は其概數すらも求むることが出來ないのである。然れども米國に就ては此說明は最早主張することが出來ない。ニューヨークの國民產業會議局は千九百二十七年末に發表したる報告書により米國聯邦各州及地方政府の費用に關して凡ての利用し得べき材料を提供してゐる。それら材料の多くは他にて得られない獨特のものである。そして此は本局の爲に見本的質問及理解力ある探究方法により特に編輯されたのである。

此質問に於て最驚くべき結果は米國に於ける政府の歳出及課稅總額の宏大なることである。そしてそれらの重要なる部分は各州及地方政府たる都市、郡、學校區及之に類するものに屬してゐる。左表は其狀態を集計したるものなるが共に當該年及戰前の價値にて計算してゐる。

米國の總政治費及租稅表

財政年度(七月一日より六月三十日)千八百九十年—千九百二十五年

一、其當時の弗に依る百萬弗單位のもの

	歳出				歳入			
	一八九〇	一九一三	一九二三	一九二四	一九二五	一八九〇	一九一三	一九二六
聯邦	二九一	六九二	三、八五五	四、一二一	三、七六五	二七七	三八三	不明
州	七七	三八三	一、二四四	一、四四一	一、五三一	四八	一、八四四	〃
地方	四八七	一、八四四	五、一三六	五、四二一	五、八二九	一、〇七五	四、〇七五	〃

計	八五五	二、九一九	一〇、二六五	一〇、九八三	一一、一二四			
		租稅收入						
聯邦	三七四	六六八	三、〇三二	三、一九三	二、九六六	三、二〇七		
州	九六	三〇七	九一七	一、〇一七	一、〇七	一、二六四		
地方	四〇五	一、二一九	三、二八五	三、六一一	三、八一八	四、〇八四		
計	八七五	二、一九四	七、二三四	七、八二一	七、八九一	八、五五五		
二、千九百十三年の弗を標準として百萬弗單位のもの								
		歲出						
聯邦	三六一	六九二	二、五二八	二、七五三	二、三七二			
州	九六	三八三	八〇九	九六二	九六四			
地方	六〇五	一、八四四	三、三四一	三、六二一	三、六七二			
計	一、〇六二	二、九一九	六、六七八	七、三三六	七、〇〇九			
		租稅收入						
聯邦	四六五	六六八	一、九七二	二、一三三	一、八六九	二、一二四		
州	一一九	三〇七		六七九	六九八	八三七		
地方	五〇三	一、二一九	二、一三七	二、四一二	二、四〇五	二、七〇四		
計	一、〇八七	二、一九四	四、七〇六	五、二二四	四、九七二	五、六六五		

以上の計數によつて特に三點が注目せられる。其第一は千九百十三年後に於ける政府歲出の增加にして其第二は租稅收入と總歲出との間に於ける關係であり而して其第三は聯邦州及地方政府により出金せらるゝ額の總額に對する割合である。千九百十三年及千九百二十五年の間に於ける歲出及租稅の增加割合は次表に示すが如くである。

千九百十三年と千九百二十五年に於ける米國政府歲出及歲入比較表

（千九百十三年を一〇〇とす）

	當年弗を基礎とするもの		千九百十三年弗を基礎とするもの		
	歲出	租稅	歲出	租稅	
聯邦	五四四	四四四	三四三	二八〇	
州	四〇〇	三六一	二五二	二七三	
地方	三一六	三一三	一九九	二二二	
計	三八一	三六〇	二四〇	二二七	

右により增加は聯邦政府の分最多にして地方政府が最少であり州は中間に位することを知る。又歲出及租稅の名目增加は二五〇パーセント以上なるに對して眞增加は一三〇パーセント以上に止まることが注意される。これらの增加を英國政府の歲出名目總額の增加と比較するに（國家的地方的のものを合して）二三〇パーセントにして眞增加は約一二〇パーセントである。而して地方稅國稅總歲入の增加は名目上は二六五パーセントにして眞實は貨幣價値の變化を認むるなれば一四二パーセントとなる。

第一表に就て驚くべき現象は歲入以上に歲出が非常に超過しておることである。此は一部分總歲出中に徵收事業より來るものが包含しておることに依つて說明せられる。之に關して郵便局は聯邦計數中に包含せらるゝが其最大なる一つの例である。然し大部分の範圍に於て其の差額は借入金に依つて賄はれるのである。近年聯邦政府は負債を償還しつゝありしことは事實である。千九百十九年より千九百二十六年の間に聯邦公債の純名目總額は千九百十九年六月三十日現在の二百四十四億七千九百萬弗より千九百二十六年六月三十日現在の百九十五億七千三百萬弗迄に減少した。他の一方に於て州都市及其他の地方政府當局は借入金を增大しておる。州政府は千九百二十三年より二十六年までの四年間に七億七千五百萬弗の公債を發行しておる。地方當局は同期間に總計四十億五千二百萬弗の公債を發行しておる。斯くして兩者を合したる純計數は（償還の爲發行したる少額なるものを除きて）五十一億一千八百萬弗となり一年平均二億五千九百萬弗以上となる。此巨額なる總額中の殆んど三分の一は都市發展の爲に即ち下水汚物排水水道瓦斯及電氣供給事業に使用した。十分の三以下は道路街路橋梁等に五分の二以上は學校及學校建築の爲に其他の五分の一は種々なる目的の爲に使用されたのである。斯の如き支出は米

國に於ける他の多くの經濟現象の如くに先例なきことゝ云ふことが出來る。それらの全盛の時に於てすらもギリシヤ及伊太利の都市國家はそれの共同生活發展の爲に同一割合の資源を支出することは恐らく不可能なりしことであらう。次に政府の三型態によつて支出されし總額間の割合が問題として殘る。そして之に關連して其總額を費せし目的如何の問題も殘るのである。千九百二十五年に聯邦政府は總支出の三四パーセントを支出しておる。州は一三・四パーセント地方當局は五二・六パーセントである。千九百十三年には此割合はそれぞれ二三・七、一三・一、六三・二パーセントとなる。聯邦經費の大なる增加は聯邦公債費の增加により斯の如く變化を來したる主なる原因と云ふことが出來る。

次表は千九百二十五年に於て政府によつて供給せられたる事業の種々なる形式にて數當局によつて支出されたる經費を示しておる。

千九百二十五年度米國行政費の費目別表（單位百萬弗）

	聯邦	州及地方(一)	計
一般政費	三七八・二	四八八・五	八六六・七
保護	一、三六〇・〇	七二五・四	二、〇八五・四
教育	一二・九	二、一五三・八	二、一六六・七
道路	九六・七	一、四七〇・八	一、五六七・五
經濟發展	一四一・八	六五・五	二〇七・三
社會福利	八三・八	九三五・九	一、〇一九・七
雜種	四・三	一五〇・九	一五五・一
公共利用	七〇・九	五一二・三	五八三・二
純計	二、一四八・六	六、五〇三・〇	八、六五一・七
公債償還	七三四・八	二八四・三	一、〇一九・一
利子	八八一・八	五八一・五	一、四六三・三
合計(二)	三、七六五・二	七、三六八・九	一一、一三四・一

割合表

	聯邦		州及地方(一)		總計	
	純計	總計	純計	總計	純計	總計
一般行政費	一七・六	一〇・〇	七・五	六・六	七・八	七・八
保護	六三・三	三六・二	一一・二	九・八	一八・七	一八・七
教育	〇・六	〇・三	二三・一	二九・二	一九・五	一九・五
道路	四・五	二・六	二二・六	二〇・〇	一四・一	一四・一
經濟發展	六・六	三・八	一・〇	〇・九	二・四	一・九
社會福利	三・九	二・二	一四・四	一二・七	一一・八	九・一
雜種	〇・二	〇・一	二・三	二・〇	一・八	一・四
公共利用	三・三	一・九	七・九	七・〇	六・七	五・二
純計	一〇〇・〇	五七・一	一〇〇・〇	八八・二	一〇〇・〇	七七・七
公債償還	—	一九・五	—	三・九	—	九・二
利子	—	二三・四	—	七・九	—	一三・一
總計	—	一〇〇・〇	—	一〇〇・〇	—	一〇〇・〇

（一）費目別分配上削除することの出來ない約一千萬弗の部門內（省內）移管の分を包含し聯邦より州に交附するものを含まない。

（二）各費目は非常に多數なるが故にこれら凡ての總計を現はすものではない。

本表は數箇の注目すべき事實を現はしてをる。歲出の最大なる項目は公債費にしてそは總額の約四分の一なる二二・三パーセントを占めてをる。第二第三の最大なる項目は軍備及警察を包含する保護の一九・五パーセントと教育費の一八・七パーセントである。第四の最大なる項目は道路費にして一四・一パーセントである。これら三費目は殆ど總經費の四分の三を占めてをる。政府の一般行政費は僅々全體の少部分である。然れども中央及地方間に於ける割合は幾分異つてをる。豫測され得るが如く公債及保護費は聯邦政府による主要なる負擔にして兩者とも六五パーセントである。然し一層驚くべきことは教育

及道路費が州及地方當局の殆んど全部を占めて居ることである。そして又聯邦政府の支出は僅かに〇・六若くは六パーセントと云ふ殆んど云ふに足らざるものである。行政費は聯邦政府よりも州及地方當局に於て一層重い。其分配の割合は大約三と二である。更に教育費に就て云へば千九百二十五年に於ける教育に對する米國政府の總經費は總計二十一億六千七百萬弗約四億三千三百萬磅にして人口一人當り三磅十五志である。此計數をイングランド及ウエールスの分と比較するに七千三百四十萬磅人口一人當一磅十七志にして其貧弱さを物語つておる。然し道路費に就ては英國の狀態は一層良好なる狀態にある。米國の總額は十五億六千八百萬弗即ち約三億一千四百萬磅にして英國の千九百二十四年度の總額六千二百九十萬磅の約三倍である。然し米國の經費は道路丁程三百萬六千八十一哩に及び一哩平均は百五磅なるに對して英國の分は延長十七萬七千六百八十二哩にして一哩當英國の支出は三百五十六磅即ち米國の約三・五倍である。

注意を引くべき最後の點は兩國間に於ける租稅と國民所得との割合である。米國に於ては千九百十三年度の總租稅收入は二十一億九千四百萬弗にして國民所得三百四十四億の六・四パーセントであつた。千九百二十五年度の租稅總收入は七十八億九千一百萬即ち國民所得七百七十三億一千三百萬の一〇・二パーセントである。英國に於ける比較は他の年に於ける材料が缺けて居る爲に千九百十一年度に於ては租稅及地方稅收入は二億三千四百萬磅にして租稅を賦課さるべき國民所得二十一億四百萬磅の一一・二パーセントであつた。千九百二十四年に於ては租稅收入は八億五千萬磅にして租稅を賦課すべき國民所得四十二億三千萬磅の二〇・一パーセントである。故に米國は英國よりも租稅負擔が輕いのである。

米國行政費增加に關するチルソン氏の意見

米國に於ける政費の增加しつゝある狀況に就ては前記述述に依つて大體知ることが出來るがジョン・キウ・チルソン氏は千九百二十六年度豫算が議會の問題となるや其分析的研究を試みて之をレヴィユ・オブ・シヴイユ誌に發表した。これによると提案されたる種々なる立法事項は其多くは其目的の爲に新省、部局、委員會の設立、新官署の創設及恩給受給者の分類並に現在政府の雇傭に屬するものに既に加はりつゝある利益の增加若くは政府の機關を通じて補助を受くる等のことを包含してあるのであるが、余は若し現在の傾向が停止さるゝにあらざれば、凡ての民衆は聯邦各州及都市政府より每月非常なる誅求を受くに至ると云ふ避くべからざる結論に當面した。要するに見るに凡ての思慮ある者の上に必然的に起る問題は如何なる程度まで吾人の凡ては公の俸給支拂簿であるかと云ふことである。

若し信をおける方面より得たる統計が正確なるものとせば、合衆國に於ける個人企業に從事し若くは雇傭されておるもの約十人につき平均一人が其生活を公共基金に依存しておるのである。そして或時は賢明なる近代的進步的政治家の的確なる目標は國庫の費用にて他の十人をも都合よき職に就かしめ、然らずんば公共俸給支拂簿たらしむる樣に努力しておる樣に思い見える。

千九百二十五年に於ける公共使用人官吏等により提供さるゝ事務に對する直接費は四十三億弗と見積られておる。之に恩給年金及戰爭老兵者、老朽退職したる使用人(約九萬人)に對する給與金と更に貧民院、慈善院、感化院及刑務所內に於ける約五十一萬人の公共扶養者を支持するの費用とを加ふれば、それらの生活を公共基金に依存しておるものゝ總額は千九百二十五年中に五十一億四千萬弗若くは政府總經費の半額以上に達しておる。此計數は千九百二十五年總國民所得の八・一パーセント、賃銀としての支拂額の四六・八パーセント若くは最近の利用し得る數字である千九百二十三年中の米國に於ける凡ての製造工場によつて支拂はれたる賃銀俸給合計額の三十七パーセントに相當する。

總公共俸給支拂額は之に公共扶養者に對する給與をも包含するときは若し共負擔が公共事業にあらざる他の職に從事しておるもの、間に公平に分擔されるなれば個人的傭人若くは事業の從事者或は自由職業にあるもの、一人平均は年に百二十五弗となる。之を米國に於ける男女子の一人當負擔とすれば四十六弗となる。

政府の傭人は十二年以前よりも六十パーセント多い。

千九百十三年に於ける公共從事員の總數は百七十八萬五千人であつた。聯邦所屬文治事業に從事しておる職員數は(級別にしたるものと否とを問はざるも立法、司法、陸海軍、航海、海岸防禦及コロンビア地方職員を除く)は千九百二十五年六月三十日現在に於て五十六萬四千七百十八人であつた。而して千九百二十四年六月三十日現在は五十五萬四千九百八十六人、千九百二十三年同期には五十四萬八千五百三十一人にして休戰當時には九十一萬七千七百六十人であつた。現在公共俸給支

拂を受くる者の數は約二百八十萬人にして千九百十三年の見積よりも約六十パーセント増加しておる。公共事業に從事しておるもの丶數は聯邦州及地方的使用人を含みて戰時中の高潮時代より千九百二十三年までは減少し來りたるも其後漸次増加の傾向を呈して來た。此の傾向を以てせば遂には公共歳入の上に依存するものの階級中に全人口を吸收するに至ることゝなる。勿論此統計上の論法は究極の合理的結果が達せらるゝ以前に破棄されなければならないからである。何となれば少くも人口の殘部を支持するが爲に納稅者が殘されなければならないからである。

（常に新部局と委員會と）

議會の開會度毎に公共的及個人的缺點を矯正するが爲め改正案を以て充滿する。そしてこれらの何れも新地位若くは公共財産支出の創設に失敗しないのである。又議會は公衆の注目を其事業に引かしむるが爲に數個の新部局若くは委員會を殘さずに濟したるものはない位である。州も地方も都市も同樣なる浪費的遊戲に耽つておる。

最近或雜誌記者の一人は斯の如き現在の傾向を「破産への樂しき道」に於ける行進として書いておる。州都市及地方町村は公共俸給支拂簿を益々増大するの方向に進みつゝあつて決して之を停止することがない。そして吾人は同一方向に行きつゝある此の合衆國を維持するを欲しないと云ふ傾向が屢々存在する。

簡單なる一例として航空の問題を採らうか。不幸なる出來事が起る。研究は實行せられ、そして改正案は航空を發達せしめ公衆の喧噪を鎭めるが爲に提案される。凡ての關連なき事項を排除して提案されたる改正案は結局三人の評議官の各々に更に補助書記を追加するの地位と高級官吏を更に増設することに要約される。

提案されたる凡ての鐵道立法に於て新部局及委員會が大部分を占めておる。農業救濟案に於てもそれらの數が多數であり非常なる費用を要する部局と委員會とは現在の實情である。そしてこれらは非常に多くの數より引き出したる一つの例に過ぎない。

斯の如き事情下に於て數に於ては只農業が超過するのみなる米國に於ける第二の單一大事業の狀態に既に達したる政府事業に於ける此傾向の原因に就て研究すると言ふことは極めて重要なることである。

（我々の最速かに成長しつゝある事業たる政府）

余は政府は米國に於ける最速かに成長しつゝある事業であるといふことを完全に反對さるゝの恐もなく陳述した。不幸にして吾人は今日政府が使役しておる職員數と我國の歷史の初期時代に於ける其數とを比較すべき材料を持つて居ない。然れども吾人は其經費に就て比較するの資料を有しておる。之に就ては最近の利用し得べき數字たる千九百二十二年分を使用するが、政費が五對一以上に増加せし人口を超えて尙増大し來つたることを說明するが爲に千八百九十年以前より更に遡る必要はあるまい。千八百九十年に於ける弗の購買力は千九百二十二年の約二倍であるとして——余としては勞働統計局の調査を土臺としてそは一・八四倍なりと信ずるも——政費は人口増加の速力よりも二倍半も増加したことは明白である。弗の購買力に於ける相違に對して給與されし手當に就ては千八百九十年より千九百二十二年の間に實行されたる俸給の増加に就て知ることを得るも、斯の如く増加を來せし經費の其他の分は大部分政府がこれまで開拓せざる範圍に擴張せしことによることを認められる。

玆に斯の如き結論を引出すが爲に使用したる計數は一部は國勢調査報告であり一部は外部にて然も專門的研究者の作成したる統計である。これらの報告書は千八百九十年より千九百二十二年に至る間に於て人口は二倍以下になつた。然るに政費は聯邦州都市の分をも合して約九億弗より九十五億弗と云ふ十倍以上に増加したのである。

此増加に對する聯邦政府の分擔額は大部分戰爭による増加と認められる。然し州及都市の總費用に於ける増加は同一程度に戰爭による増加とは云ふことが出來ない。それでも聯邦政費の増加は實際に於て全政費即ち聯邦州都市の費用増加たる一〇對一と同一割合である。

千九百二十二年に聯邦政府は巨額なる國債費の支拂があつた。そして戰費に於ては同一割合の分擔を生ぜざりし國家の州及都市に依つて示さるゝよりも經費の増加割合が相當少くして當年の所要費を支辨したのである。聯邦政費節減は相當に成功しておることを計數は證明しておる。然るに他の一方に於て州地方及都市は全く反對の傾向に進んでおるのである。

（餘り多過ぎる法律）